

平成26年第1回（3月）定例会

# つがる市議会会議録

平成26年3月3日 開会

平成26年3月18日 閉会

つがる市議会

# 平成26年第1回つがる市議会 定例会会議録目次

## 第1号（3月3日）

|   |   |
|---|---|
| 議事日程.....   | 1 |
| 本日の会議に付した事件.....  | 2 |
| 出席議員.....   | 3 |
| 欠席議員.....   | 3 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....  | 4 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名.....  | 5 |
| 開会、開議宣告.....  | 6 |
| 会議録署名議員の指名.....   | 6 |
| 会期の決定.....  | 6 |
| 諸般の報告.....  | 6 |
| 報告第1号～議案第30号の上程、提案理由の説明.....  | 6 |
| ・報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件<br>（西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合規約<br>の変更について） |   |
| ・報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件<br>（平成25年度つがる市一般会計補正予算（第7号））                           |   |
| ・議案第1号 つがる市税条例の一部を改正する条例案   |   |
| ・議案第2号 つがる市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案  |   |
| ・議案第3号 つがる市行政財産使用料条例の一部を改正する条例案   |   |
| ・議案第4号 つがる市漁港管理条例の一部を改正する条例案  |   |
| ・議案第5号 つがる市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例案  |   |
| ・議案第6号 つがる市都市公園条例の一部を改正する条例案  |   |
| ・議案第7号 つがる市農業集落排水処理施設条例及びつがる市公共下水道条例の一<br>部を改正する条例案                                 |   |
| ・議案第8号 つがる市消防手数料条例の一部を改正する条例案   |   |
| ・議案第9号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案   |   |
| ・議案第10号 つがる市営住宅条例の一部を改正する条例案  |   |
| ・議案第11号 つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案   |   |
| ・議案第12号 つがる市社会教育委員条例の一部を改正する条例案   |   |

- ・ 議案第13号 つがる市消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例案
- ・ 議案第14号 つがる市新型インフルエンザ等行動計画策定委員会条例案
- ・ 議案第15号 つがる市新産業支援センター条例案
- ・ 議案第16号 平成25年度つがる市一般会計補正予算（第8号）案
- ・ 議案第17号 平成25年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案
- ・ 議案第18号 平成25年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）案
- ・ 議案第19号 平成25年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- ・ 議案第20号 平成25年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- ・ 議案第21号 平成25年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- ・ 議案第22号 平成26年度つがる市一般会計予算案
- ・ 議案第23号 平成26年度つがる市農業集落排水事業特別会計予算案
- ・ 議案第24号 平成26年度つがる市公共下水道事業特別会計予算案
- ・ 議案第25号 平成26年度つがる市国民健康保険特別会計予算案
- ・ 議案第26号 平成26年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案
- ・ 議案第27号 平成26年度つがる市介護保険特別会計予算案
- ・ 議案第28号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

（つがる市ふるさと創生物産広場、つがる市柏農産物加工技術開発センター）

- ・ 議案第29号 市有財産の無償譲渡の件

（車力診療所用地及び建物）

- ・ 議案第30号 西北五環境整備事務組合理約の変更の件

散会の宣告..... 14

## 第 2 号（3月6日）

議事日程..... 15

本日の会議に付した事件..... 15

出席議員..... 16

欠席議員..... 16

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名..... 17

職務のため議場に出席した者の職氏名..... 18

開議宣告..... 19

一般質問..... 19

12番 成田克子議員..... 19

4番 長谷川榮子議員..... 23

|                 |    |
|-----------------|----|
| 2番 佐々木敬藏議員..... | 33 |
| 7番 佐藤孝志議員.....  | 40 |
| 8番 長谷川 徹議員..... | 49 |
| 22番 松橋勝利議員..... | 53 |
| 散会の宣告.....      | 60 |

### 第 3 号 (3月7日)

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 議事日程.....                        | 61 |
| 本日の会議に付した事件.....                 | 62 |
| 出席議員.....                        | 63 |
| 欠席議員.....                        | 63 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名..... | 64 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名.....           | 65 |
| 開議宣告.....                        | 66 |
| 一般質問.....                        | 66 |
| 17番 平川 豊議員.....                  | 66 |
| 9番 三上 洋議員.....                   | 70 |
| 18番 齊藤 進議員.....                  | 75 |
| 21番 伊藤良二議員.....                  | 82 |
| 日程の追加.....                       | 92 |
| 総括質疑.....                        | 93 |
| 予算特別委員会の設置.....                  | 93 |
| 議案等委員会付託.....                    | 93 |
| 請願・陳情の件.....                     | 93 |
| 散会の宣告.....                       | 93 |

### 第 4 号 (3月18日)

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 議事日程.....                        | 95 |
| 本日の会議に付した事件.....                 | 95 |
| 出席議員.....                        | 96 |
| 欠席議員.....                        | 96 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名..... | 97 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名.....           | 98 |

|  |       |
|--|-------|
| 開議宣告.....                                  | 9 9   |
| 予算特別委員長審査報告、討論、採決.....                     | 9 9   |
| 教育民生常任委員長審査報告、討論、採決.....                   | 1 0 0 |
| 総務常任委員長審査報告、討論、採決.....                     | 1 0 1 |
| 経済常任委員長審査報告、討論、採決.....                     | 1 0 2 |
| 建設常任委員長審査報告、討論、採決.....                     | 1 0 3 |
| 発議第 1 号の上程、説明、採決.....                      | 1 0 4 |
| ・発議第 1 号 つがる市議会会議規則の一部を改正する規則案             |       |
| 発議第 2 号の上程、説明、採決.....                      | 1 0 6 |
| ・発議第 2 号 つがる市議会傍聴規則案                       |       |
| 委員会所管事務の閉会中の継続調査の件.....                    | 1 0 6 |
| 日程の追加.....                                 | 1 0 7 |
| 発議第 3 号の上程、採決.....                         | 1 0 7 |
| ・発議第 3 号 「手話言語法」制定を求める意見書案                 |       |
| 発議第 4 号の上程、採決.....                         | 1 0 7 |
| ・発議第 4 号 雇用の安定を求める意見書案                     |       |
| 議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決.....                 | 1 0 8 |
| ・議案第31号 財産の取得の件の一部変更の件<br>（つがる市桜木団地用地及び建物） |       |
| 議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決.....                 | 1 0 9 |
| ・議案第32号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件          |       |
| 議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決.....                 | 1 0 9 |
| ・議案第33号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件    |       |
| 閉会の宣告.....                                 | 1 1 1 |
| 署 名.....                                   | 1 1 3 |

# 第 1 号

平成 2 6 年 3 月 3 日 (月曜日)

## 平成26年第1回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成26年 3月 3日（月曜日）午前10時開会、開議

#### 1 開会、開議宣告

#### 1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合規約の変更について）

報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成25年度つがる市一般会計補正予算（第7号））

議案第1号 つがる市税条例の一部を改正する条例案

議案第2号 つがる市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案

議案第3号 つがる市行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

議案第4号 つがる市漁港管理条例の一部を改正する条例案

議案第5号 つがる市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例案

議案第6号 つがる市都市公園条例の一部を改正する条例案

議案第7号 つがる市農業集落排水処理施設条例及びつがる市公共下水道条例の一部を改正する条例案

議案第8号 つがる市消防手数料条例の一部を改正する条例案

議案第9号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第10号 つがる市営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第11号 つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案

議案第12号 つがる市社会教育委員条例の一部を改正する条例案

議案第13号 つがる市消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例案

議案第14号 つがる市新型インフルエンザ等行動計画策定委員会条例案

議案第15号 つがる市新産業支援センター条例案

議案第16号 平成25年度つがる市一般会計補正予算（第8号）案

議案第17号 平成25年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案

議案第18号 平成25年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）案

- 議案第19号 平成25年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第20号 平成25年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第21号 平成25年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第22号 平成26年度つがる市一般会計予算案
- 議案第23号 平成26年度つがる市農業集落排水事業特別会計予算案
- 議案第24号 平成26年度つがる市公共下水道事業特別会計予算案
- 議案第25号 平成26年度つがる市国民健康保険特別会計予算案
- 議案第26号 平成26年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第27号 平成26年度つがる市介護保険特別会計予算案
- 議案第28号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件  
（つがる市ふるさと創生物産広場、つがる市柏農産物加工技術開発センター）
- 議案第29号 市有財産の無償譲渡の件  
（車力診療所用地及び建物）
- 議案第30号 西北五環境整備事務組合理約の変更の件
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（24名）

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 成田昭司  | 2番  | 佐々木敬藏 | 3番  | 松橋博秋  |
| 4番  | 長谷川榮子 | 5番  | 成田博   | 6番  | 木村良博  |
| 7番  | 佐藤孝志  | 8番  | 長谷川徹  | 9番  | 三上洋   |
| 10番 | 野呂司   | 11番 | 天坂昭市  | 12番 | 成田克子  |
| 13番 | 小笠原忍  | 14番 | 村上秀徳  | 15番 | 佐々木直光 |
| 16番 | 佐々木慶和 | 17番 | 平川豊   | 18番 | 齊藤進   |
| 19番 | 齊藤幸洋  | 20番 | 山本清秋  | 21番 | 伊藤良二  |
| 22番 | 松橋勝利  | 23番 | 白戸勝茂  | 24番 | 高橋作藏  |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 市 長         | 福 島 弘 芳 |
| 副 市 長       | 佐 藤 昭 三 |
| 教 育 長       | 葛 西 岷 輔 |
| 総 務 部 長     | 山 口 修 一 |
| 財 政 部 長     | 倉 光 弘 昭 |
| 民 生 部 長     | 鎌 田 常 芳 |
| 福 祉 部 長     | 境 宏     |
| 経 済 部 長     | 成 田 一 司 |
| 建 設 部 長     | 相 馬 英 紀 |
| 会 計 管 理 者   | 川 嶋 久 利 |
| 総 務 部 次 長   | 柳 生 敏 雄 |
| 財 政 部 次 長   | 三 上 保 男 |
| 民 生 部 次 長   | 三 上 秀 敏 |
| 福 祉 部 次 長   | 葛 西 彰 憲 |
| 経 済 部 次 長   | 佐々木 錦 司 |
| 建 設 部 次 長   | 新 岡 秀 行 |
| 教育委員会委員長    | 成 田 悦 雄 |
| 選挙管理委員会委員長  | 成 田 照 男 |
| 農業委員会会長     | 山 本 康 樹 |
| 監 査 委 員     | 長谷川 勝 則 |
| 教育委員会部長     | 野 呂 金 弘 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 田 村 文 英 |
| 農業委員会事務局長   | 高 橋 寿   |
| 監査委員事務局長    | 三 上 修 司 |
| 消 防 長       | 小 野 裕   |
| 稲垣出張所長      | 成 田 柳 二 |
| 車力出張所長      | 工 藤 輝 美 |

職務のため議場に参加した者の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 事務局 長  | 小林 忠   |
| 事務局 次長 | 佐藤 廣文  |
| 総務係 長  | 三上 眞理子 |
| 議事係 長  | 葛西 隆志  |

---

#### 開会、開議宣告

- 議長（山本清秋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第1回つがる市議会定例会を開会いたします。
- 直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

---

#### 会議録署名議員の指名

- 議長（山本清秋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により15番、佐々木直光議員、16番、佐々木慶和議員を指名します。
- 

#### 会期の決定

- 議長（山本清秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期の予定表のとおり、本日から3月18日までの16日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から3月18日までの16日間とすることに決定いたしました。
- 

#### 諸般の報告

- 議長（山本清秋君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
- 本定例会の説明員は、市長、副市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員並びにその委任を受けた職員といたします。
- 監査委員から例月出納検査の平成25年度10月から12月分及び平成25年度財政援助団体等監査結果報告書が提出されましたので、その写しを配付しております。
- 以上で諸般の報告を終わります。
- 

#### 報告第1号～議案第30号の上程、提案理由の説明

- 議長（山本清秋君） 日程第4、報告第1号から議案第30号までの計32件を一括議題といたします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） おはようございます。本日ここに、平成26年第1回つがる市議会定例会の開会に当たり、市政運営について私の所信の一端を申し述べますとともに、提案いたしました議案の主なものについて、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

つがる市は、平成26年度に合併並びに市制施行10周年の節目を迎えることとなります。顧みますと、旧5町村それぞれの長く真摯でとうとい行政の積み重ねの中、合併協議会で築いていただいた新市建設計画の基盤の上に、新たに本市総合計画が策定され、合併のメリットを有効に活用しながら、基本理念である「新田の歴史が彩る日本のふるさと」の創造に向け、新市基盤づくりに懸命に努めてまいりました。

これまで施策の取り組み状況として、新市建設計画に掲載された主要事業の実施状況を申し上げますと、全32事業のうち、既に実施済み、もしくは実施中のものが24事業、実施に向け計画を策定中のものなど準備段階にあるものが5事業、未着手のものが3事業となっており、全体のおよそ9割の事業について、その進捗が図られているところです。

このように、合併時に掲げた政策を着実に実施し、市勢発展の礎を築き、合併のスケールメリットを生かした行政サービスを提供することができましたのも、市議会を初め関係機関の格別のご理解とご協力、そして市民の皆様のたゆまざる尽力のたまものであると、心から感謝申し上げます。

今後は、合併の効果や課題を検証し、次の10年を切り開いていくため、新たなグランドデザインを描いた上で、必要な施策をしっかりと実行し、幾多の歴史の変遷を経て着実に成長を遂げてきたここつがるを、真に自立した地域社会へとさらに高めていくことが私の使命であると、決意を新たにしているところであります。

次の10年を展望するに当たって、全体構想の視点として重要なことは、私たち自身の幸せや豊かさを求めながらも、次世代を担う子供たちがつがるの地に誇りを持ち、幸せや豊かさを実感し、安心して暮らすことができるようにするために、未来志向で、次世代を育む社会を構築することであります。

つがる市には、人、自然、文化など、素晴らしいものがたくさんあります。そして、私たちの祖先が、日々の生活の中で生み出し、築き上げてきた知恵や歴史があります。そうした先人の軌跡の上に現在のつがる市があるように、未来もまた歴史の延長線上にあります。こうした認識のもと、取り巻く環境が今後、絶え間なく変わっていく中であっても、今日の豊かさと繁栄をもたらしてくれた先人の教えを温め、未来へと受け継いでいかなければなりません。

このため、地域の連帯感や相互扶助の精神が希薄となってきている昨今、互いにしっかりとしたきずなの中で、「自助」、「共助」、「公助」のバランスがとれ、「人と人」、「人と自然」が共生する社会を創造していく所存であります。

議員各位並びに市民の皆様には、ともに、つがる市発展への道を力強く推進するため、これまで

同様、ご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、上程されました議案の主なるものにつきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、報告2件、条例案15件、予算案12件、その他の案件3件の、合わせて32件であります。

まず、報告につきましてご説明申し上げます。

報告第1号及び報告第2号は、「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件」であります。

報告第1号「西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合規約の変更について」は、当該組合が共同処理する事務に相談支援事業等を新たに追加するため規約を変更したものであります。

報告第2号「平成25年度つがる市一般会計補正予算（第7号）」は、除排雪対策経費の補正として1億5,000万円を追加計上したものであります。

なお、財政調整基金積立金の減額措置をもって歳出予算間で補正額を調整したため、歳入歳出予算総額は補正前の総額と変更ありません。

次に、条例案につきましてご説明申し上げます。

条例案につきましては、議案第1号から議案第15号までの15件を提案いたしております。

議案第1号「つがる市税条例の一部を改正する条例案」は、つがる市固定資産評価審査委員会委員の定数を5人から3人に改めるものであります。

議案第2号「つがる市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案」は、消防吏員の再任用に係る任期について所要の改正を行うとともに、当該条例案の附則において、「つがる市職員定数条例」を一部改正し、再任用職員に係る職員定数について追加規定するものであります。

議案第3号「つがる市行政財産使用料条例の一部を改正する条例案」から議案第9号「つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案」は、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号「つがる市営住宅条例の一部を改正する条例案」は、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、入居者の資格要件等について所要の改正を行うものであります。

議案第11号「つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案」は、平成25年度に施工したコミュニティ消防センターの名称、位置等について、所要の改正を行うとともに、当該条例案の附則において、「つがる市集会所条例」を一部改正し、コミュニティ消防センターの新設に伴い廃止になる集会所について規定するものであります。

議案第12号「つがる社会教育委員条例の一部を改正する条例案」及び議案第13号「つがる市消防

長及び消防署長の資格の基準を定める条例案」は、地方分権第3次一括法に基づき、これまで関係する省令及び政令で定められていた社会教育委員の委嘱基準、及び消防長及び消防署長の資格基準について、条例で規定するものとされたことから、それぞれこれを定めるものであります。

議案第14号「つがる市新型インフルエンザ等行動計画策定委員会条例案」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画を作成するため、学識経験者等から構成される委員会の設置、運営等について必要な事項を定めるとともに、当該条例案の附則において、「つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、新型インフルエンザ等行動計画策定委員会委員の報酬額を規定するものであります。

議案第15号「つがる市新産業支援センター条例案」は、地域の産業の発展及び雇用対策の強化を図るための施設の設置、運営等について定めるものであります。

次に、予算案につきましてご説明申し上げます。

予算案につきましては、議案第16号から議案第27号までの12件を提案いたしております。

その主なるものとして、議案第16号「平成25年度つがる市一般会計補正予算（第8号）案」及び議案第22号「平成26年度つがる市一般会計予算案」についてご説明申し上げます。

まず、議案第16号「平成25年度つがる市一般会計補正予算（第8号）案」について申し上げます。

本補正予算案は、平成26年2月6日成立した、経済対策に係る国の平成25年度補正予算（第1号）に対応した事業費、年度末を見据えその確定並びに進捗状況等に応じた各種事務・事業の精査、及び国の要請に基づき実施した職員の給与減額支給措置に伴う人件費の精査等について、所要の予算措置を講ずるものであります。

その結果、平成25年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算から3億7,953万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を240億4,921万4,000円としたものであります。

また、継続費補正として、集出荷氷温貯蔵施設整備事業費及び木造屏風山線ほか2整備事業費をそれぞれ減額補正するとともに、繰越明許費として、沼崎集会所解体事業、ぎんなん荘施設改修事業、公営住宅整備事業、及び出崎集会所・屯所等解体事業をそれぞれ計上したほか、債務負担行為として、地籍情報管理システム購入費及びふるさと創生物産広場・柏農産物加工技術開発センター指定管理料を追加計上し、斎場指定管理料及び車力農林水産物直売・食材供給施設むらおこし拠点館「フラット」指定管理料をそれぞれ変更いたしました。

以下、歳出における計上の主なるものにつきまして、本補正予算の編成趣旨に沿ってご説明申し上げます。

まず、国の補正予算に対応した事業につきましては、農林水産業費において県営岩木川左岸地区三期かんがい排水事業負担金として3,710万5,000円を追加計上するとともに、土木費において、桜木団地建設建てかえに係る地域住宅支援事業費として1億3,800万円を追加計上いたしました。

次に、各種事務・事業の精査につきましては、総務費において、自治組織活動助成事業補助金2,089万

円、つがる総合病院及び診療所等の建設事業費の精査に係るつがる西北五広域連合負担金8,159万3,000円減額いたしました。また、本補正予算全体の財源調整措置として財政調整基金積立金に1,177万7,000円追加計上いたしました。

民生費においては、国民健康保険特別会計繰出金を2,608万8,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金を2,835万8,000円、介護保険特別会計繰出金を405万5,000円、それぞれ減額したほか、医療扶助費及び介護扶助費の精査に係る生活保護費を7,200万円減額いたしました。また、平成24年度生活保護費国庫負担金の精算に係る返還金として9,146万5,000円を計上いたしました。

衛生費においては、平成24年度西北五環境整備事務組合負担金の決算剰余金の精算に伴い当該負担金を988万円減額したほか、乳がん検診及び子宮がん検診の受診機会を拡充するため、市民特別健診事業基金積立金に757万6,000円を追加計上いたしました。

労働費においては、緊急雇用創出対策事業委託料を雇用実績に基づき1,965万2,000円減額いたしました。

農林水産業費においては、つがるブランド推進会議補助金を750万円、戸別所得補償経営安定推進事業に係る農地集積協力交付金を800万円、新規就農総合支援事業補助金を5,700万円、経営体育成対策事業補助金を8,783万6,000円、それぞれ減額したほか、台風18号による被災農業者支援対策費について、交付実績に基づき、被災農業者支援交付金を630万1,000円減額いたしました。

また、農地費では、県営基幹水利施設管理事業負担金を447万7,000円、県営担い手支援型「畑総」屏風山二期事業負担金を780万円減額するとともに、農業集落排水事業特別会計繰出金を1,340万1,000円減額いたしました。

土木費においては、木造屏風山線ほか2に係る道路改良舗装工事費を4,564万8,000円、若宮吉岡線に係る社会資本整備総合交付金事業費を1,122万7,000円、除雪機械購入費を1,417万7,000円それぞれ減額いたしました。

次に、職員の減額支給措置に伴う人件費の精査につきましては、各款にわたり、給料、手当、及び関連する共済費を合わせた総額で5,569万1,000円減額いたしました。

以上が歳出の予算の概要であります。

次に、歳入予算につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国・県支出金、市債について、それぞれ所要額の補正を行うとともに、国の補正予算による普通交付税の調整額の復活措置として827万8,000円を追加計上したほか、財政調整基金繰入金を7,260万9,000円減額する措置等をもって、全体の補正額を調整したところであります。

次に、議案第22号「平成26年度つがる市一般会計予算案」につきまして申し上げます。

平成26年度当初予算の編成に当たっては、つがる市総合計画に基づく施策の重点化と財政規律の堅持を基本方針とし、「少子高齢化対策の推進」、「安全・安心なまちづくり対策の充実」、「社

会資本整備の推進」を本市の重要課題として捉え、「選択と集中」の手法により果敢に取り組むことといたしました。

以上の結果、年間総額予算として編成した平成26年度一般会計当初予算規模は、227億1,300万円となり、前年度比5億3,300万円、2.4%の増となりました。

性質別歳出の状況としましては、義務的経費が111億2,443万8,000円で、前年度比2.9%の減、投資的経費は、普通建設事業費が、主として国営岩木川左岸二期農業水利事業負担金の計上により43億2,753万2,000円で、前年度比90.2%の大幅増となりました。

財源確保対策では、事務・事業費の一般財源に前年度比マイナス5%のシーリングを設けたほか、財政調整基金繰入金の増額等により全体の調整を図ったところです。

以下、平成26年度の主要施策につきまして、つがる市総合計画後期基本計画における6つの基本目標に沿って、その概要を申し上げます。

第1は、「潤いと誇りに満ちた活力ある産業づくり（産業・経済）」についてであります。

基幹産業の振興、安定は、地域経済の活性化につながることから、生産基盤の整備による高生産性の確保とともに、生産品の高付加価値化や地産地消の推進等による消費・販売の拡大、複合経営による所得の向上及び安定化等により、職業として魅力ある農業経営を確立していかなければなりません。

このため、引き続き「つがる」のブランド化を図り、競争力の高い「売れる農産物」づくりに取り組むとともに、「地産地消」推進や契約販売の開拓等により販路拡大を図り、安定した農業経営の確立に努めます。

昨今、いわゆる六次産業化・地産地消法の成立後、6次産業化が第1次産業の振興や地域活性化を図る方策として進められてきています。

市といたしましても、市内で生産される農産物を活用し、付加価値の高い製品等を創出する「食産業ネットワーク未来プロジェクト事業」に取り組むこととし、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、地域雇用の確保につきましては、昨年のコンシェルジュ業の企業誘致に見られるように、次世代の成長産業に着目し、創業・起業支援やさらなる企業誘致の促進に努め、就労機会の確保と若者の定住化を図ってまいります。

商業の振興につきましては、既存商店街の活性化を支援し、商店街を単に消費の場としてのみならず、人と情報の交流の場、地域の魅力を感じる場としての機能の充実を図ってまいります。

第2は、「個性と郷土を大切に作る心豊かな人づくり（教育・文化）」についてであります。

変化の激しいこれからの社会の中で、次世代を担う子供たちが自立して豊かな人生を送るためには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育てることが重要であります。

自然環境や文化財等の地域資源を最大限に活用しながら、良好な教育・学習環境の整備を図り、充実した学習内容及び機会を提供しながら郷土を愛する人づくりを推し進めてまいります。特に学校教育では、適正な学区編成と教育指導体制の強化、教育施設の整備等により、安全で良質な教育環境の整備を図ります。

また、各地区の地域資源やコミュニティを活用しながら、スポーツや文化活動の振興と地域間交流の促進を図り、潤いのある生活と文化の薫り漂うまちづくりを目指します。

第3は、「快適とやすらぎのある暮らしづくり（生活環境）」についてであります。

本市は、美しく豊かな自然に恵まれており、自然環境と調和した良好な環境づくりは、重要な課題となっております。

かけがえのない財産である自然環境を保全し次世代に残すため、資源循環型社会の確立等、環境・エネルギー問題に配慮したまちづくりを推進していきます。

また、公園や緑地等の憩いの場など魅力のある公共空間の創出と住宅等の生活の場の整備、災害や事故等から市民を守る対策等、快適で安心して暮らすことのできる生活環境を整えていきます。

第4は、「活発な交流とふれあいの拠点づくり（都市基盤整備）」についてであります。

人口減少時代においては、定住人口の確保はもとより、地域の特性を生かした交流人口の増加を図ることが必要であります。道路ネットワークの整備や公共交通の機能充実など、地域間交通網の基盤整備により市民の利便性の向上を確保するとともに、人々の活発な交流が展開される新たな拠点の形成を目指します。

第5は、「お互いを認め合い支え合う共生のこころづくり（保健・医療・福祉）」についてであります。

少子高齢化が一層進展する中、高齢化社会を活力あるものとするためには、多様な支援体制やその環境づくりが必要であります。

全ての市民がこの地域で生き生きと充実した生活を送ることができるよう、医療体制の充実・強化、生きがいづくり、介護予防、子育て支援等を推進します。

また、地域資源を有効活用した地域福祉ネットワークの構築と市民がみんなで支え合うという地域の連帯感の醸成を図り、市民一人一人が地域社会のかかわりの中で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

また、消費税率引き上げに伴う市民生活への影響を考慮した対策として、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業につきましても、所要の措置を講じました。

最後に、第6の「みんなで考え実行するまちづくり（行財政運営）」についてであります。

社会情勢に対応した組織や機構の改革、効率のよい事務・事業を実施、迅速で的確な行政サービスの提供と財政基盤の強化に努め、質の高い行財政運営を推進してまいります。

特に、財政基盤につきましては、一般財源の大宗を占める普通交付税が、平成26年度で「合併算

定替」の特例措置が終了し、平成27年より段階的に縮減されていきます。このため、自主財源の安定的確保、経常経費の削減など財政健全化を早期に、強力に推進し、持続可能な行財政運営体制の確立に努めていきます。

また、市民主体による地域活動の促進、広報広聴活動や情報公開を展開し、市民と行政がそれぞれの責任と役割を果たしながら、地域力を最大限に発揮できるまちづくりを目指してまいります。

さらに、平成26年度は、これまでの10年間の歩みを踏まえ、市のさらなる発展・成長のための道筋をつける新たな出発となるよう、つがる市合併10周年記念式典を初め、さまざまな記念事業やイベントを市民の皆様とともに実施してまいります。

これらを契機として、市民の皆様一人一人が改めてふるさとつがる市を愛し誇りに思っただき、本市の基本理念である「新田の歴史が彩る日本のふるさと」の実現に向けた飛躍の年にしていきたいと思います。

以上が平成26年度の主要施策の大綱であります。

なお、具体的な事務・事業につきましては、お手元に配付いたしました「平成26年度当初予算概要書」をご参照願います。

次に、歳入予算の主なるものにつきましてご説明申し上げます。

市税については、地方税制改正の内容、本市を取り巻く経済の動向等を踏まえ、23億4,132万3,000円を計上いたしております。

地方交付税については、原資総額の伸び率及び算定方針を基礎に、過去の交付実績等を勘案して交付見込額を推計した上で、普通交付税については93億円、特別交付税については6億円を計上いたしております。

市債については、地方債計画、その運用方針等を最大限勘案して積算の上、37億5,170万円を計上いたしております。

繰入金については、財政健全化の見地に立ち、可能な限りの圧縮に努めたものの、地方交付税特例措置の削減等により、財政調整基金から2億7,194万6,000円の繰り入れを初め、各目的基金から8億378万5,000円を繰り入れることといたしております。

また、国、県支出金については、歳出の関連において計上いたしております。

以上が、「平成26年度つがる市一般会計予算案」の概要であります。

このほか、議案第17号から議案第21号までの平成25年度各特別会計補正予算案、及び議案第23号から議案第27号までの平成26年度各特別会計予算案、並びに議案第28号から議案第30号までのその他の案件につきましては、ご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職を初め関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ、慎重にご審議の上、原案どおり承認及び議決を賜りますようお願いを申し上げまして、

提案理由の説明といたします。

○議長（山本清秋君） 提案理由の説明が終わりました。

---

#### 散会の宣告

○議長（山本清秋君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

4日と5日は議案熟考のため休会であります。6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時43分）

# 第 2 号

平成 2 6 年 3 月 6 日 (木曜日)

平成26年第1回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成26年 3月 6日（木曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（24名）

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 成田昭司  | 2番  | 佐々木敬藏 | 3番  | 松橋博秋  |
| 4番  | 長谷川榮子 | 5番  | 成田博   | 6番  | 木村良博  |
| 7番  | 佐藤孝志  | 8番  | 長谷川徹  | 9番  | 三上洋   |
| 10番 | 野呂司   | 11番 | 天坂昭市  | 12番 | 成田克子  |
| 13番 | 小笠原忍  | 14番 | 村上秀徳  | 15番 | 佐々木直光 |
| 16番 | 佐々木慶和 | 17番 | 平川豊   | 18番 | 齊藤進   |
| 19番 | 齊藤幸洋  | 20番 | 山本清秋  | 21番 | 伊藤良二  |
| 22番 | 松橋勝利  | 23番 | 白戸勝茂  | 24番 | 高橋作藏  |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 市 長         | 福 島 弘 芳 |
| 副 市 長       | 佐 藤 昭 三 |
| 教 育 長       | 葛 西 岷 輔 |
| 総 務 部 長     | 山 口 修 一 |
| 財 政 部 長     | 倉 光 弘 昭 |
| 民 生 部 長     | 鎌 田 常 芳 |
| 福 祉 部 長     | 境 宏     |
| 経 済 部 長     | 成 田 一 司 |
| 建 設 部 長     | 相 馬 英 紀 |
| 会 計 管 理 者   | 川 嶋 久 利 |
| 総 務 部 次 長   | 柳 生 敏 雄 |
| 財 政 部 次 長   | 三 上 保 男 |
| 民 生 部 次 長   | 三 上 秀 敏 |
| 福 祉 部 次 長   | 葛 西 彰 憲 |
| 経 済 部 次 長   | 佐々木 錦 司 |
| 建 設 部 次 長   | 新 岡 秀 行 |
| 教育委員会委員長    | 成 田 悦 雄 |
| 選挙管理委員会委員長  | 成 田 照 男 |
| 農業委員会会長     | 山 本 康 樹 |
| 監 査 委 員     | 長谷川 勝 則 |
| 教育委員会部長     | 野 呂 金 弘 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 田 村 文 英 |
| 農業委員会事務局長   | 高 橋 寿   |
| 監査委員事務局長    | 三 上 修 司 |
| 消 防 長       | 小 野 裕   |
| 稲垣出張所長      | 成 田 柳 二 |
| 車力出張所長      | 工 藤 輝 美 |

職務のため議場に出席した者の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 事務局 長  | 小林 忠   |
| 事務局 次長 | 佐藤 廣文  |
| 総務係 長  | 三上 真理子 |
| 議事係 長  | 葛西 隆志  |

---

開議宣告

○議長（山本清秋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

一般質問

○議長（山本清秋君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。質問については、答弁を含めて1時間以内であります。また、会議規則第64条において準用する会議規則第56条の規定により、質問の回数は3回までとします。

---

成 田 克 子 君

○議長（山本清秋君） 通告順に質問を許します。

第1席、12番、成田克子議員の質問を許します。

成田議員。

〔12番 成田克子君登壇〕

○12番（成田克子君） 皆様、おはようございます。第1席を賜りました芳政会の成田克子でございます。

新農政改革の方針も決定し、政府は、2014年は攻めの農林水産業の実行元年と位置づけ、その上で、各自治体には農業者に対しては、不安や疑問、要望等もあるため、行政にも丁寧な説明と対応をするように求めています。昨年末、政府はこれまで半世紀近くにわたって続いてきたいわゆる減反制度、5年後をめどに廃止するとし、新たな政策に移行することを決定いたしました。

さかのぼること1964年ころから日本の食生活の欧米化により外食産業の影響を受け、米の消費は減少傾向にありましたが、農業技術の進歩から生産は増大し、食糧管理制度のもと在庫米が急増いたしました。その対策として打ち出されたのが1969年以降の作付制限と米の生産調整となり、1970年代から始まった米の強制的生産調整に至ったのであります。このたび、4本柱で成り立っている新農政改革は、意欲あふれる農業者であれば女性でも高齢者でも多様な担い手として、頑張れば頑張るほど報われる仕組みとなっているようでございますが、問題は交付金の対象者は認定農業者、集落営農、認定就農者となっているところであります。

これを本市に照らしますと、10アール以上の耕作農家数は4,810人おりますが、そのうち認定農業者はわずか1,067名であります。政府は、各自治体に認定農業者の申請には規模の大小を問わず配慮して、2014年度は認定農業者の確保に努めるよう呼びかけております。そこで、本市の農業者の方

々が漏れなく交付金の該当になるため、どのように取り組んでいかれるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、つがるちゃんキャラクターの活用でつがる市の知名度アップについて2点ほど提言させていただきます。初めに、つがる市民の名刺はつがるちゃんキャラクターで知名度アップにつなげてはどうかと考えております。今やゆるキャラブームは全国的であり、代表的なくまモンの活躍は飛ぶ鳥も落とすほどの人気であります。私も仕事柄、全国の女性議員との名刺交換の機会も多いのですが、熊本県の方はくまモンの名刺、栃木県の方はとちおとめのイチゴの形で、いずれもご当地キャラクターの名刺でありました。

ここで、議長のお許しを得ておりますので、こちらの名刺をごらんください。これがくまモンの名刺であります。次に、とちおとめの名刺です。これ国会議員の女性局、上野通子さんの名刺です。イチゴの形をしております。ちなみに、つがるちゃんが名刺になればこのようになります。かわいいでしょう。持って歩きたいと思いませんか。ということで、名刺は初対面同士の自己紹介も兼ねており、受け取る時は緊張もいたしますが、キャラクター名刺はインパクトもあり、初対面の気まずさも一気に親近感が湧いて、その場の雰囲気も和ませてくれる力を持っております。本市でも市長を筆頭に職員、私ども議員も、つがる市民の皆様もつがるちゃん名刺にしてはいかがでしょうか。

次に、つがるちゃんキャラクターの使用でございますが、つがる市のブランド向上につながるのであれば商店の包装資材等に印刷するとか、農産物の食材で新商品を考案された方々にはほとんどつがるちゃんキャラクターを使用していただき、応援する形で助成金制度を設けてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） おはようございます。第1席の成田議員の質問にお答えいたしたいと思いません。

認定農業者の質問でございますけれども、これは別といたしましても、今回のこの新農政の改革、非常に新しい文字とかそういう数字が出てきておりますので、私もそんなに、わからないこともあります。わかる範囲で答弁しますので、よろしくお願ひします。認定農業者の確保につきましては、平成27年、ですから来年度ですけれども、から畑作物の直接支払い交付金及び畑作物の収入減少影響緩和対策、これらが認定農業者、集落営農、認定就農者、これらを対象とするために非常に重要であるというふうに考えております。そのためには申請書を作成しなければいけませんけれども、市内の農協あるいはまた集出荷団体、これらと連携をとりまして農家の方への周知、申請の働きか

けを行い、確保に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

認定農業者になるためには、つがる市の農業経営基盤強化促進基本構想に照らし合わせて適切であるかなどの審査を行います。水準を5年以内に達成できない場合であっても、その後に到達できると見込まれる場合においては認定できるというふうになってございます。したがって、達成に向けて取り組む意欲のある農業者であれば、幅広く認定農業者になれるものというふうを考えます。また、県民局、地域農林水産部内におきましては相談窓口、これを設置して認定業者に関する相談にも応ずるということでございますので、そのことも周知したいというふうを考えております。

そのほかの2番目の質問に関しては担当部局より答弁させます。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、成田克子議員にお答えいたします。

ただいま名刺の、キャラクター名刺ですが、その使用でございませけれども、従来つがる市では普通の名刺で8品目を裏に掲載したものを使用しておりますけれども、今回非常に有効だと思しますので、今年度から実用したいと思っております。また、先ほど企業で取り組む、商店で取り組むキャラクターを押した包装紙、または商品の開発についてもブランドの関係で助成制度もありますので、問い合わせに対しては早急に対応して助成してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 成田克子議員。

○12番（成田克子君） ただいま大変前向きなご答弁、ありがとうございました。

認定農業者の拡充については、人数が多くて大変な作業になると思うのですけれども、そこで農業委員長、お尋ねいたします。こんなときこそ地区の農業委員の方々が頑張ってくればなと思っているのですけれども、どんなものでしょうか、一言お願いいたします。

○議長（山本清秋君） 山本農業委員会会長。

○農業委員会会長（山本康樹君） 4月から新制度が新たな制度として発足してスタートするわけがあります。その一番の目玉というのが、これからも議論になっていく農地中間管理機構、これが一番の目玉かと思っております。そのほかにも今までさまざま経営所得安定対策というものがずっとあったわけでありまして。これも大幅に見直されております。それをずっと見直されたその内容を見ていきますと、小規模農家の切り捨てということにつながるわけでありまして。今国のほうでは一定規模の要件を満たした農業者だけを対象にして制度をやっていくと。

議員おっしゃったその認定農業者でありますけれども、現在つがる市においては1,000名を若干超えている状況。この認定農業者制度、これがそもそもスタートしたのが、今は自公政権でありますけれども、その前の民主党政権、その前の自民政権において、一定規模の要件を満たした農家だけを育てていこうということで認定農業者制度が始まったわけでありまして。そのころつがる市でも

認定農業者にさせなければならないということで、取り組んで半年ぐらいいもう1,000名を超えました。ただ、その後総選挙において今度民主党政権が全ての農業者を対象にするということで新たな政策を打ち出したわけであります。それで、認定農業者のメリットというのがなくなった、ほとんど認定農業者だからどうのこうのという、それがなくなったわけであります。ですから、認定農業者に別にならなくてもというその意識が農家の方々にも大分広がったわけであります。ただ、ところが今度また自公政権になって、新農政改革ということで、その改革の内容を見てみれば、また旧自民党時代の一定要件の規模を満たしていなければならないということで、私ども農家としても農家経営の形態というものをもう一回見直す時期に来ているのではないかと考えております。もちろん管内今千六十何名ですか、認定農業者いるわけですがけれども、まだその要件を満たしていながら認定農業者になっていない方もかなりおります。これらの掘り起こしは当然やらなければいけない。そしてまた、恩恵を受けるためには共同経営も考えなくてははいけない。そして、最終的には集落営農までと、そういうふうにできるだけ多くの方が恩恵を受けられるように農家の方々を誘導していくのが行政の使命ではないかというふうに思っています。

もうちょっと若干お話しさせていただければ、私も鬱憤している部分が大分ございます。ただ、今国のほうでは各自治体の独立行政委員会、この見直しをしようとしてございます。教育委員会ももちろん、農業委員会もそのあり方ということで見直しの対象になってございます。そういうことで私も先月の28日、東京の農水省に呼ばれまして、これは全国から10ぐらいの農業委員会呼び出し食ったわけでありますけれども、その中で農水省の幹部方と意見交換をしたわけでありますけれども、国のほうでは農協ももちろんそうです。農業委員会もこの6月をめどに、ある程度あり方というものを見直ししたのだそうです。ですから、今さまざま各自治体に農水省から通達行きますとも、農業委員会という文言は余り出てこないはずなのです。それは、今から余り農業委員会の名前を出しますと改革そのものが進まなくなるということで、農業委員会をあえて外しているのではないかとこのふうには思っています。ですから、これから農地中間管理機構、これも創設されて4月から動き出すわけでありますけれども、私どもにしてみれば農地情報というのは農業委員会が一番多く情報を持っているわけでありますので、私どもなくしてこの事業がうまく進むのかなとは思ってはございます。自負はございますけれども、何分国のほうはどう考えているのかわかりませんので、しかしながらこの管内の農家の方々の収入を多くするためには、それはもちろん経済部と、それから関係団体とも一体となって、できるだけ多くの方が恩恵を受けられるように私どもも頑張っていく所存ではございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 成田克子議員。

○12番（成田克子君） ありがとうございます。ぜひとも委員長、陣頭指揮をおとりになって農家の方々の相談相手になっていただきたいということをお願いいたします。

最後になりますけれども、ことしもきっと農産物の売り込みに県外に行かれると思いますけれども、ぜひともかわいいつがーるちゃん名刺を持っていくことも戦略の一つかと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本清秋君） 以上で成田克子議員の質問を終わります。

---

長谷川 榮 子 君

○議長（山本清秋君） 第2席、4番、長谷川榮子議員の質問を許します。

長谷川議員。

〔4番 長谷川榮子君登壇〕

○4番（長谷川榮子君） 改めておはようございます。通告の第2席を賜りました長谷川榮子でございます。

東日本大震災から間もなく丸3年になろうとしております。いまだに避難生活を送りふるさとに帰れない人も大勢おります。ところで、平成26年度の予算書を見ると、昨年は7,800万余り、24年度は8,800万余り入っていた原子燃料サイクル特別対策事業助成金がかしはまだ予算書には入っておりません。原発の再稼働か、それとも原発ゼロなのか、私はいろいろな思いがありまして、まだどちらとも決めかねている昨今です。ところで、私たち24名の議員の任期も1年を切りました。皆様の意見や発言をお聞きし、物事のよしあしをしっかりと判断をし、緊張を持ってこの1年間頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告順に質問してまいります。1点目は、健康政策について通告しております。その1として、本市における過去3年間のがん検診、胃、大腸、肺、子宮、乳がんの受診率の推移はどうなっているのか、お知らせください。

2は、早期発見、早期治療の大原則に沿って啓発活動は十分していると思いますが、受診率向上の効果はどうか、お知らせください。

3点目に、予防こそ最大の治療と考えますが、がん検診の受診率向上に十分な効果がなかったとするなら、その問題点と改善策をどうお考えか。

また、効果があった部分について、その要因は何かもお聞かせいただきたいと思います。

4点として、子供の健康問題で懸念されていることはどんなことと認識しておられますでしょうか。

そして、子供の身体、特に心の健全な成長への取り組みはどうするかもお聞かせください。

次に、農業問題ですが、平成17年度から取り組んでいるブランド推進事業について伺います。この事業には今まで3億円余りかけているわけですが、ブランド確立の見通しはどのようにお考えでしょうか。市長のお考えを伺います。

また、本年度はこのブランド推進事業、どのように取り組んでいかれるおつもりでしょうか、あ

わせて伺います。

次に、環境問題です。私は、以前篠原霊園にペットの共同墓地をお願いいたしましたが、その後ペットの共同墓地建設については検討されたものかどうか伺います。

最後に、観光行政について伺います。新田木造郷土かるたの中に、そのかみの帝にちなむ天皇山つつ鳥鳴きて峰明けそめぬ。と新田木造郷土かるたの中にうたわれている天皇山という山があることはご承知かと思えます。全国でも天に王様の王と書く天王山は幾つかあるそうですが、文字どおり天皇、この天皇山と書く山は木造だけだそうです。市長、この山に登ったことおありですか、お尋ねします。

以上で1回目の質問です。よろしくお願ひします。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 第2席の長谷川議員にお答えしたいと思います。

ブランドについてでございますけれども、本年度の事業の展開と申しまししょうか、それは認定農産物の販売促進を図るために、引き続き県内外へのPR事業を行う予定であります。近年では売り上げアップにつながるために販売先から高い評価を受けておりまして、各出荷団体の取引市場及び取扱店舗を中心にトップセールスを実施する予定でございます。また、県内PR事業として今年度もメロン・スイカフェスティバル、これを開催します。昨年も多くの人でにぎわいましたが、午後になりますと人出も少なくなるため、プログラムの内容の充実を図りたいというふうに考えてございます。さらに、全国的なゆるキャラブームもありまして、ゆるキャラグランプリにもエントリーし、つがるちゃんを含めたつがる市を全国的に発信する予定でございます。これからの事業展開につきましては、現在つがるブランド基本戦略の見直しを進めている段階であり、農家や生産団体と協議を行い、高品質な農産物の栽培力を高めて市場での評価につなげる必要があるというふうに考えてございます。

次に、観光行政のこの天皇山でございますけれども、何十年も道路を走って隣ばかり、隣にすぐあるわけですがけれども、実はまだ登ったことございません。話に聞きますと、議員が言われるように天皇山って、天皇陛下の天皇って書くのはここだけのあれですけれども、一時大正前でしょうか、やはり軍か警察かわかりませんが、その天皇という字を使うにはちょっと問題があるみたいなことで、わざわざPRをしなかったというような話は聞いたことがありますけれども、確かに郷土かるたにもうたわれておりますように、この地もまた一つのつがる市の観光の名所にしてもいいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。あとは各担当部局のほうから答弁をさせます。

○議長（山本清秋君） 境福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 私のほうから長谷川榮子議員の健康政策について、この中の3点ほど答えさせていただきます。

まず、1点目、がん検診の受診率についてお尋ねでございます。5項目でございます。胃がんでございますが、胃がんの受診率、平成22年度が38.6%、23年度が41.5%、24年度が46.2%でございました。大腸がんは、22年度が40.9%、23年度が43.8%、24年度が46.9%でした。肺がんですが、これは22年度が42.4%、23年度が44.8%、24年度が41.3%でした。子宮がんは、22年度が23.8%、23年度が27.2%、24年度が25.2%でございました。乳がんですが、22年度が14.3%、23年度が32.7%、24年度が29.2%でした。ちなみに、受診率は以上なのですが、県内でどういう状況かということですが、23年度でこれ順位が出てございまして、胃がんにつきましては県内で第2位、大腸がんは第3位、肺がんは第5位、それから子宮がんは20位、乳がんは25位というところでございました。

2点目の早期発見、早期治療ということでございますが、これらの啓発活動につきましては、総合検診の申込書の配付を以前は世帯ごと一括して配付しておったのですが、これを改めまして個別に配付することによりまして、その検診の必要性の周知を図ってきたところでございます。また、個別検診もございます。これは個人が各医療機関に行って検診することなのですが、24年度まではつがる市内の医療機関に限定しておったのですが、25年度から五所川原市内の医療機関まで拡充いたしまして、合わせて27医療機関として受診を受けやすい体制づくりに努め、さらに平成26年度からは個別検診の受診期間を5月から翌年の3月までの11カ月間として、できるだけいつでも受診できる体制づくりに努めてまいりました。健康的な生活習慣づくりや疾病予防に取り組むための健康、教養の向上を図るための健康づくり講座を開催して、検診の必要性和結果を理解し自分の健康に生かし、生活習慣を見直す機会としております。なお、総合検診、個別検診につきましては、広報つがるあるいはホームページに掲載して啓発、啓蒙を図ってまいります。

3点目の予防こそ最大の治療ということで、どのように取り組んでいるかということでございますが、がん検診の受診率向上につきましては、早期発見、早期治療など啓発活動により各種がん検診の受診率の向上につながり成果があらわれてきているところではあります。働く世代の40代、50代のがん検診の受診率が低い傾向にあります。その年代の方々には忙しくて受ける機会がないということではございますが、その人たちが働く事業所に出向いて、その普及啓発あるいは受診勧奨に取り組んで受診率の向上を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（山本清秋君） 野呂教育部長。

○教育委員会部長（野呂金弘君） それでは、長谷川榮子議員の健康政策についての4点目、5点目のご質問についてお答えいたします。

まず、4点目の子供の健康問題で懸念されることは何かというご質問でございます。近年子供たちの偏った栄養摂取、朝食を食べないなど食生活の乱れ、肥満傾向の増大が問題化しております。

学校保健調査によりますと、体格面でのつがる市の平均でございますけれども、身長、体重、座高、こちらについては男女とも全ての年齢層で全国平均を上回っているという結果が出ております。一方、体力面におきましては少しずつ向上は見られておりますけれども、全国と比較するとまだ低い状態にあるというように言われております。50メートル走ですとか、ソフトボール投げなど体力、運動能力は昭和60年ころと比較しますと低い水準にとどまっているという状況でございます。

また、青森県の肥満傾向児の出現率でございますが、男女全ての年齢層で全国平均を上回っているという状況でございます。つがる市の児童生徒においては、14.4%が肥満傾向にあるという結果でございます。特に男子が女子よりも肥満傾向の割合が高いということでございます。この要因として考えられる点でございますけれども、他の地域と比べまして児童数の減少から学校が統合され、スクールバスの送迎等により徒歩通学が減少していると。また、徒歩で通える場所でも家族の人が車で送迎することも多いと、自分の足で歩く、そういうケースが少なくなったことが一つの要因と考えているところであります。また、放課後のクラブ活動、部活動でございますが、こちらについても興味、関心を持って積極的に取り組む子供とそうでない子供という二極化が進んでいるというふうにも言われております。加えまして、食を取り巻く環境が変化してございまして、加工技術の向上、あとは流通の多様化など家庭での食事の仕方、こちらについても変化が見られるようになっていて、これらの要因が子供の健康問題に影響を及ぼしていると懸念しているところでございます。

次に、5点目のご質問でございます。子供の体、特に心の健全な成長への取り組みはどうしているのかということでございます。教育委員会では、学校教育指導の3本柱の一つに、豊かな心と健やかな体という項目を掲げてございます。各校でも家庭や地域と連携しながら、豊かな心の育成に取り組んでいる状況でございます。豊かな心を育むために先人の生き方を学んだり、道徳性やさまざまな価値観を身につけたりすることができる読書というのは必要不可欠というふうに考えてございます。教育委員会では毎年計画的に予算措置を講じまして、学校図書の実充に努めているところであります。また、学校においても民間、保護者、PTAと、さまざまなサークルを活用して読書活動を推進しているという状況でございます。続いて、学校において心を育てる核となるものは道徳の時間でございます。その中で、命を大切に作る心、他人を思いやる心、それから善悪の判断、これらを養い、道徳的実践力を高めるように指導しているところでございます。また、自然体験や福祉、ボランティア活動、職業体験など豊かな心を育てるのに総合的な学習の時間などの経費を補助して体験活動が充実するように努めているところでございます。このほか児童生徒の悩みですとか不安を解消するための教育相談、保育所、幼稚園、小学校、中学校と連携しまして、児童生徒を多面的に理解して一貫した教育支援ができるように体制整備にも努めている状況でございます。今後もこれらの取り組みをさらに充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 鎌田民生部長。

○民生部長（鎌田常芳君） 私からは、（３）の環境政策についての篠原霊園ペットの共同墓地建設についてお答えいたします。

ペットの共同墓地の件については、一昨年長谷川議員から質問がありまして、市としましてその後数回にわたり動物愛護友の会の方々と協議を重ねてまいりました。実態としては、今ある共同墓地があと２年程度で満杯になるということや、友の会が新たに共同墓地を建設するにはその資金が全くないということ、また会員の高齢化や脱会などで維持管理も苦慮しているとのことでした。市としまして、公設による共同墓地の設置について関係方面に照会したところ、宗教といたしますか、信教の自由や政教分離等を明確にして、きちんとした管理条例等を制定すれば可能であるとの、そういうことですので、今後今ある共同墓地が満杯になる前に市として建設をしてまいりたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（山本清秋君） ４番、長谷川議員。

○４番（長谷川榮子君） まず、健康政策についてでございますけれども、現在は40歳以上の方が対象として検診を受けているわけですが、まだ50%に満たないわけですね。特に検診率の低いのが子宮がん、乳がんの検診です。子宮がんにおいては20歳以上の偶数年齢の女性、乳がんは30歳から39歳までと、40歳以上の偶数年齢が対象となっております。この１年置きに問題があるのではないかなと私は考えます。これを何とか改善するためには、予算書にもちょっと出てきているみたいですが、念のために伺います。これは毎年の検診になるというふうに考えてよろしいのでしょうか。検診率を見ると22年度から若干ずつ上がってきているのが何よりの救いだと思うのですが、私は、この間鰯ヶ沢の健康底上げという記事が東奥日報に載ってございましたけれども、ああ、鰯ヶ沢は20歳以上の人を対象としていたのだなと思ってびっくりしました。20歳までいなくても我が市でも30歳ぐらいまで、それからこのごろ多いのが前立腺がんというふうに聞いています。これは50歳以上の男性が対象となっているわけですが、食生活なども変わってきているわけで、これを何とか40歳代まで持っていったらもっと検診率が上がるのではないかなと、そういうふうに考えるわけです。財政も伴うことではしょうけれども、でも検診率を上げて早期発見ということは医療費を抑えることもできるわけです。市民の人たちがよく口にするのは、国民健康保険が高い、今の生活では払っていけない、これ以上国保が上がれば大変だということをよく耳にします。これらのことを考えたら、やっぱり検診率を上げて少しでも重病人というか、高額医療を抑えていくのが私は先行投資だと考えるわけです。ともかく医療費を抑えなかったら全てのものに影響があるわけですので、どうでしょう、前向きに、20歳までとは言いませんけれども、40歳のところを30歳まで、50歳の前立腺がんを40歳まで下げて、ぜひ市民の人に検診をしてくださるようにみんなで取り組むときが来たと思うのですが、いま一度その辺をお聞かせください。市長にお願いしま

す。それから、子宮がん、乳がん、これも担当課のほうからお聞かせください。

それから、ブランドですけれども、私もメロンをつくっています。10年前とメロンの値段は大して変わりません。だけれども、資材、ビニールとか肥料とかが上がって、10年前と比較したら農家の所得はむしろ下がっています。ブランドに取り組んで10年なるわけですけれども、私は夕張メロンのように1個何ぼ何ぼって高く売れなくても農家の所得向上につながっていけば、このブランド推進もある程度意味があるものだと思っています。ただ、農家の人と担任というか、当局との考えに差があるような気がしてなりません。ブランド、ブランドという声は聞こえてきますけれども、一向に真剣味がないような気がします。市長は先ほどメロン・スイカフェスティバル、これをまた形を変えてでもやっていくというふうにおっしゃいました。非常にいいことだと思います。ただ、去年ごしょつがる農協に導入したメロンの選果機、部長はごしょつがる農協に組合員以外の人8人が選果機を通したというふうにおっしゃいました。私は人数を言っているのではないのです。すばらしい機械なのだからみんながその機械に入れなかったら、昔の機械と今の機械では性能が違いますでしょう。性能がいいために規格外のものが多く出た。規格外のものが多く出たらそれだけ農家の人に影響を受けるわけなのです。でも、これが今辛抱のしどきだかもわかりません。我慢して、我慢して何とかブランド8品目に取り組むのは変わらないのでしょうか。私は口を酸っぱくして、早くブランドという名前をとるには近道はつがる市の場合はメロン、スイカが一番近いのではないかなと思っています。この考えには変わりありません。米だって今ようやく青森県が特Aですか、これに取り組もうとしているばかりです。これではもう時期遅いような気がするのですよ。これは県やほかの町村に任せて、うちのほうの一番の特徴はメロン、スイカだというふうに旗印を高く上げて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

何かちょっと当局と違うような気がするというのは、今前段の成田克子議員がこのキャラクターのことを通告しているわけですね。私は、これを見たので私もブランド、それから後の議員もブランドを取り上げているので、これほどブランド、ブランド、毎回議会で取り上げられているわけで、当局の皆さん方もネクタイがありますでしょう。誰ひとりそのネクタイを絞めてきている人はおりません。つがる市の市役所に入ってきたらスイカ、メロン、ブランドに取り組んでいるのだというのを見せしめるといふか、そういう気迫といふか、気構えといふか、それが何か足りない、そう思います。キャラクターも本当に今テレビの時代ですので、これに乗りおくれることがないようにぜひお願いしたいと思います。12月議会に平川議員が、あの高速道路をおりてきたところにこのつがるちゃんの看板を立ててはどうか、そういう提言をしています。大変いいことで、きっと検討していることでしょう。私は、ただ看板では物足りません。例えば秋田県の男鹿半島に行きますと、なまはげです。男鹿の玄関口、入り口のところに見上げるほどのなまはげの人形があります。誰が通っても、ああ、なまはげの男鹿に来たのだ。東北では、こけしの鳴子温泉、鳴子に行ったらどこに行ってもこけしなのです。橋桁にでも、公衆電話の屋根にでも、駅に行っても、こけし、こ

けし、こけし、あっ、こけしの鳴子に来たのだ、そういうインパクトを与えます。北海道に行ったら夕張メロン、メロン城、大きい建物でメロンを宣伝しています。登別に行くと鬼の地獄谷、それこそ見上げるほどの鬼の人形が飾っています。そういうインパクトを与えてもっともっとPRしないことには実現は遠いと思うのです。その辺のことをもう一回ご検討していただきたいと思います。

それから、子供の健康のことですけれども、朝食を食べていない子供が多い。これよく新聞などで見ます。お隣の鶴田では、朝ごはんを食べましょうという条例があるのだそうです。父兄の方々に、朝食を食べない子供は勉強に熱が入りませんよ。そういうことを積極的に話しさせてみてはどうでしょうかね。本当に今時代でしょうか、朝食を食べない家庭が多いような気がしますけれども、それでは育ち盛りの子供に悪影響ですよということを父兄さんに、お父さん、お母さん方に積極的に話しさせてみてはどうでしょうかね。

それから、子供たちの健全な成長、私はスポーツをぜひ頑張っていたきたいと思います。この間のソチオリンピックにたくさんの感動をいただきました。成功している人の話を聞きますと、3歳、4歳ぐらいからスポーツにいそしんでいる人が多いようです。ぜひ、ご活動頑張っていたきたいと思います。

それから、篠原霊園、部長、ありがとうございます。今度法律でペットであっても最後まで面倒見ないと罰金50万以下が科せられるというふうに決まったようです。ペットを飼われている皆さん方も最後までしっかりと責任を持って飼っていただきたいと思います。そういう意味では、この共同墓地つくってくださるようでございますので、きっと安心して多くの人が喜んでペットと過ごすことのできましょ。感謝申し上げます。

それから、観光行政でございますけれども、市長、登ったことがないそうですけれども、海拔わずか60メートル足らず、10分足らずで登れるのです。私は、その近くに畑があるものですから、農作業していると、よく遠方の方から天皇山ってどこの山ですかって聞かれるのです。去年は山口県の人から聞かれました。1年に何回か随分遠方の方がおいでになります。今カーナビがありますので訪ねていくみたいですがけれども、だけれども道中砂利道です。穴ぼこぼこで雨降った日には、帰りその車が泥んこで帰ります。環境を整えたら観光に、発展というところまではいかないと思いますがけれども、昔は地元の人が稲荷様を祭っていますもので、ご命日のときには結構それなりににぎわったみたいですがけれども、今それもだんだん廃れて寂れています。でも、遠方から来る方にはがっかりして帰る人が多いのです。せめて1年に1回か2回でもいいですから、でこぼこの道、グレーダーでもかけてもらって、そしてそこに、安徳天皇どうのこうのという伝説がありますけれども、ちょこっとした案内板みたいなそういうものを立てたら、その行く途中がブランドのメロン、スイカの畑でございますので、悪印象を持って帰られないように少し現地を見ていただきたいと思います。教育長、この郷土かるたは教育委員会が中心となってつくっていますよね。教育長、行ったことありますか。



メロンが主なのですけれども、そのほかに長芋、ゴボウあるいはまた季節によっては米なども持って行って結構喜ばれますので、ただ一概にメロン、スイカというふうには今のところはちょっといかないというふうに思っております。

それから、天皇山のことですけれども、確かに今調べさせてみたら、吉田さんという方が何か今引き継いでいてある程度の管理と申しましょうか、やっているような話も聞きましたし、やはりそんなに遠く広島、山口、向こうのほうからも来る人があるというようなことでもありますので、それはそれこそ少しでも道路の整備あるいはまたごみの関係も出てくると思いますので、その辺もあわせて当たりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本清秋君） 境福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 健康政策につきまして市長の答弁補足させていただきます。

長谷川議員、子宮がん検診、乳がん検診、何で1年置きなのかということですが、これには根拠ございまして、受診されて陰性だった場合、その後3年以内のがんを発症する確率というのはごくわずかだという、こういうことがわかってございますので、国の政策として1年置きというふうになってございます。ただ、該当する年にいろんな事情で受けられないという方も多々ございますので、議員もおっしゃってございましたけれども、新年度の予算で受診の機会を逃した方については、その翌年にも受けられるように予算措置してございますので、そういったものを活用して早期発見、早期治療につなげていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（山本清秋君） 長谷川議員。

○4番（長谷川榮子君） 3回目の最後の質問です。

まず、ブランドなのですけれども、長芋もゴボウも大変評判がいいから続けるのだということで、続けて売れるのだったらそれにこしたことはありません。今市長の答弁の中から私ふと頭に浮かんだのですけれども、車力のフラットさんありますよね。あそこ今、月曜日が休みですよ。長芋、ゴボウの時期になりますと木造のほうからも随分フラットに買いに行きます。私も行きましたけれども、3度ほど戻ってきました。月曜日が休みであることをわかりませんでした。あそこに行くには30分以上かかるのです。休みですから戻ってくるのもなんですから、通り越して今度十三の道の駅で何回か買って来たことがあります。本当にやる気があるのですか。道の駅ですから月曜日定休日というのは、いささか抵抗があります。みんなで本当に売らなければならない時期、その秋の最盛期ですよ。そのときに休みなので、私のような思いで帰っている人は相当いるはずですよ。もうちょっと真剣味が足りないというのは、その辺のことも含めて私言っているのです。ことしは柏の産直にスイカ、メロン置くみたいですので大いに期待をしております。ぜひ、たくさん売ってほしいと思います。それから、6次産業にも積極的に取り組むということですので、すそ物、はじき出しの加工の部分にもぜひ力を入れて、農家の人たちに少しでも所得がふえるように頑張っていた

だきたいと思います。

それから、天皇山ですけれども、以前越水の吉田竹美さんという方が一生懸命やっていたのですけれども、この方亡くなってもう10年ぐらいになります。個人的に手入れをしているのですけれども、でも個人的には限界があるみたいで。1回行ってみたら道路がどうなっているか、ごみが不法投棄されているかどうか、ちょっと大き目の車は木の枝が邪魔だなとか、いろんなことがわかります。ともかく足を運んでいただかないことには開発にも何にもつながらないと思いますので、よろしく願いいたします。副市長は体型が私とちょっと似てメタボ傾向のようですから、ついでに天皇山行ったことありますか。お聞かせください。経済部長にも、あなたもちょっと運動になると思いますので、行ったことありますか。

○議長（山本清秋君） 佐藤副市長。

○副市長（佐藤昭三君） 私に天皇山に登ったことあるか、行ったことあるのかというふうな質問がありますけれども、旧木造の町の方々でも行ってないのに私が行くというのはちょっと変な感じがなると思うのです。いや、私はあそこを通ってみて、確かに何かイメージが違う感じを持って車で走っています。前の木造町長の盛さんのほうに、あその場所、前に聞いたことあるのですよ。どういうふうな地域なのかと、そうしたら今長谷川議員がしゃべったような話をいただきましたので、それは聞いていましたけれども、まだ現地には直接行ったことはありません。確かにつがる市の観光あるいはまたいろんなものに活用するという点については、これはやっぱりある程度人の話をつなげるだけではなくて、確実に宣伝をして間違いないかどうかというものがはっきりしないと、やっぱり宣伝するについても責任が出てくるわけですから、そういうことをしっかり確認しながら、これからその関係についてやっぱり利用するか、しないか考えていかなければならないのではないかなと、そういうふうな感じを持っています。

以上です。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） 残念ながら私も登っておりませんので、今年度中に登りますので、よろしく願いします。

○議長（山本清秋君） フラット、ゴボウ。月曜日。

○経済部長（成田一司君） 済みません。フラットについては確かに月曜日休んでいますので、今議員おっしゃったとおりゴボウ、長芋、秋の季節については非常に買い物客でにぎわいますので、その辺は定休日ではなくて、指定管理にしていますのでそちらと協議して、その辺も長芋、ゴボウの季節のときについては店を開くように協議したいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（山本清秋君） 以上で長谷川榮子議員の質問を終わります。

ここで11時20分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

---

再開 午前11時20分

○議長（山本清秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

佐々木 敬 藏 君

○議長（山本清秋君） 第3席、2番、佐々木敬藏議員の質問を許します。

佐々木議員。

〔2番 佐々木敬藏君登壇〕

○2番（佐々木敬藏君） 改めておはようございます。通告の第3席を賜りました議席2番の佐々木敬藏です。ことしのつがる市は、昨年より雪が少ないように思います。しかし、首都圏では記録的な大雪により大混乱や被害が出ておりました。異常気象なのでしょうか。心配なところであります。それでは、早速ですが、私の質問に入らせていただきます。私の質問は3点であります。

まず、1点目は県道再賀木造線バイパスについてであります。これは以前にも質問させていただきましたが、いまだに完成の兆しが見えておりません。着工してから既に20年余りの歳月が流れております。一部供用開始は行われておりますが、完成に至っておらず地域住民の苦情を耳にしております。そこで、現在の進捗率及び完成時期についてご説明をお願いいたすところでございます。

次に、2点目は消費税についてであります。平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に増税されます。そこで、消費税率5%時には1%の地方税が交付金として歳入されておると思いますが、平成25年度の試算で交付されている金額は幾らなのか、お伺いいたします。

また、8%に増額されると地方税が1.7%になると伺っていますが、同じくこれを平成26年度試算をお願いいたします。これは概算になると思います。

また、0.7%増額分の消費税の予算配分についても、案がありましたらお伺いいたします。

次に、3点目ですが、農業政策についてであります。国は2018年には減反を廃止する方針を決定しました。これはTPPをにらんだ政策にほかないと思っております。そこで、つがる市の26年度減反割合は44.25%で昨年度より3.4%増加しております。減反に麦や大豆など作付している農家は、長年の作付により連作障害が発生し収穫量が激減しております。そういうときに、ことし国は飼料用米に対する補助金を13俵2斗、810キロですが、これを出荷で10万5,000円交付すると言っています。この金額を考えますと、麦や大豆、食用米の作付から飼料米へ切りかえる農家がふえてくるのが予想されます。そこで、26年度の飼料用米出荷量、残量、販売先や保管場所の受け入れ対応ができていますのか。

また、飼料用米専用の種子が不足していると聞いていますが、どのように対処していくのか、お伺いいたします。

以上、3点私の一般質問、1回目の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 3席、佐々木議員の質問にお答えいたします。

第3点目の農業政策についてでございますけれども、飼料用米について受け入れ先の確保及び全量出荷できるのかというようなご質問でございますけれども、飼料用米の取り組みは農家が出荷計画を作成して、農協などと出荷契約するものであります。農協は飼料用米を全量引き受ける予定でございます。現在受け付けを行っていますが、飼料用米の取り組み農家はそんなふえていないというふうに感じております。

それから、2番目の専用品種の件でございますけれども、飼料用米の専用品種は全国的に不足しているところでございます。県においては、平成26年度の産地交付金において飼料用米に交付することにしております。専用品種には10アール当たり1万2,000円、主食用米には1万円をそれぞれ上限として加算の設定をしております。しかし、飼料用米の交付金が単収により助成額が変動する数量払い方式になったことによりまして、多収性専用品種が必要不可欠と考えていることから、国、県に対して種子の確保対策の取り組みを要望してまいります。

以上でございます。ほかの質問は担当部局より答弁をさせます。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） 1点目の県道再賀木造線バイパスのご質問についてお答えいたします。

県道再賀木造線バイパスの工事の進捗率及び完成時期についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、平成5年度に事業に着手してから既に20年以上経過しております。途中用地買収が難航しまして6年ほど中断いたしました。それが解決し平成23年度から再開したところでございます。工事の前段としてボーリング調査を行ったところ、工事区間の一部に軟弱地盤があることから、今年度から軟弱地盤の地盤改良工事に着手しておるとのことでございます。進捗率は平成24年度末で約67%と伺っております。また、完成時期についてですが、現在県の単独事業で施工しておりまして、国の補助事業の採択がいまだ不透明な状況ということでございまして、完成時期の特定はまだできないとのことでございます。いずれにしましても、早期完成に向け今後も県に働きかけてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） おはようございます。佐々木議員の2点目の消費税についてお答え申し上げます。

現行5%のうち、その中に1%地方消費税入っているのですけれども、ご質問の25年度で試算は幾らかということですが、25年度分の交付がまだ完了してございませんので、当初予算ペー

スでは2億8,000万見込んでございます。25年度の当初予算。その次の仮に、4月1日から8%になるのですけれども、8%になると地方消費税率が1%から1.7%になると、そうなった場合に幾ら見込んでいるのかというご質問でございますけれども、単純計算すると1%から1.7%ですので1.7倍ということになるかと思えますけれども、ただこれは全国の消費活動あるいは都道府県の消費活動に対するその消費税ですので、差があるということで、国の推計では1.25倍しなさいと、25%分多く見なさいということで、7,000万のプラスを見て、今の平成26年度の当初予算には3億5,000万予算計上してございます。

次に、1%から1.7%に地方消費税は上がるのですけれども、その0.7%分消費税は多く入ることになるのですけれども、その使い道は決まっているのかと、結構あるのかということでございますけれども、従来その1%の地方消費税、今1%ですけれども、それについてはいわゆる一般財源で何に使ってもいいよというような一般財源の交付金でございます。ただ、その1.7%に上がった場合の0.7%相当分については、国では社会保障経費の4経費に使いなさいということは指導と申しますか、通達は来てございます。社会保障の4経費でございますけれども、年金、医療、介護、少子化、この4対策に充当しなさいという通達でございます。新たに事業は起こす必要はないですけれども、当市の4経費の予算に7,000万相当分をちゃんと充当しなさいよということでございます。ちなみに当市の26年度の当初予算では明記はしてございませんけれども、ちゃんと充当しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 佐々木敬藏議員。

○2番（佐々木敬藏君） 2回目の質問に入らせていただきます。

第1点目のバイパスの件なのですが、買収もできなかったということで、その延びた経緯だとか伺ったわけですが、それが買収が進んで23年度からまた再開したということですね。その間に買収の経緯、いろいろ買収する時間が非常に長かったと思うのですけれども、その辺の経緯をお知らせ願いたいと思います。それで、私と小笠原議員が県のほうへ出向いて陳情した経緯もございます。つがる市としても、いろいろその問題あるだろうけれども、早期に完成できるように前の質問にもあったのですが、それからかなり時間も経過しているということです。ですが、今答弁の中にもあったように地盤等の軟弱なところもあるということでございます。それでまた、地域の農業者にも大変ご不便をかけて、前面の地盤沈下があったと伺っております。それらの整備をされているようでありますけれども、道路としての進行が非常に長引いていると、陳情した経緯には国にも県で働きかけているようでございますけれども、何分にも予算がとれないという返答でございましたけれども、私どもだけでなく市からも強く要望していただければと、私どもそう思っておりました。その辺もあわせてお願いいたします。

それから、2点目ですけれども、以前にも消費税3%から5%に引き上げられた経緯もございま

す。そのとき、その後半年くらい消費が落ち込んだと、経済が低迷した経緯があったことから、消費税増税分3%がつがる市に与える経済的影響は非常に大きいものと思われます。その辺についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次に、2015年には国では、平成27年でございますが、10月には国は消費税を10%を考えているようであります。これは、GDP 2%以上になればという話だそうでございますが、これについて引き上げの可能性は高いのかどうか、その辺もできましたらお願いいたします。

それから、3点目の農業政策についてでありますけれども、減反が2018年に廃止になれば、これら食用米も飼料米もふえることは明らかであります。飼料米は先ほど市長も答弁されましたとおり、補助金が高いせいもありましてカバーできます。しかしながら、食用米は価格が大幅に落ち込むと、それらによって農業経営ができなくなるのではないかと、そういう危惧しておるところであります。そこでですが、農家が経営を続けられる、一定価格を保てるよう国に市からも働きかけをしてくださるよう、要望して下さるようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

この辺について2回目の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） 県道再賀木造線バイパスのご質問であります。

買収ができなかった経緯をお知らせ願いたいということでございます。はっきりした原因というのは、ちょっと私のほうでもなかなかつかみ切れておりませんが、数年中断したこの原因は、相続が何か1件あったと伺っております。相続関係でなかなか登記ができなかったということ伺っております。それから、工事が進まない背景であります。当初はこれは国の補助を受けて用地買収に入ったと聞いております。途中今言いましたように用地買収が難航したことによりまして、補助が一旦打ち切られたということでございます。現在それで県の単独事業で施工しているという状況です。県では再度国の補助を要望しておりますが、一旦中断したものが再度復活ということになりますと、なかなか不透明な状況であるということで工事がなかなか完成できないということでございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） 2件目のご質問でございます。

過去3%の消費税を採用したときに冷え込みがあったということで、経済の影響はどうかということでございます。影響をどう考えるかと、8%になった場合というご質問でございますけれども、まず1つ目ですけれども、今冒頭申し上げましたとおり予算上は1.25倍、本来であれば1.7倍で算定できるところを1.25倍と、この1.25倍と1.7倍のその差は、増税した場合のその揺り戻しで景気は一旦冷えるだろうということで、年間を通せば1.25倍になるのだろうという国の予測でもありますし、民間の予測でもありますところから、少なからず影響はあるということでございます。

影響はあるにしても、その上げ幅が1.7倍ですので、その上げ幅がマイナスの影響分をカバーするだろうということで7,000万円のプラスを見込んでございます。それが単純に予算計上での影響額ですけれども、そのほかの影響としては地方の都市が、つがる市でもいいですけれども、8%になったときに消費を控えるということになれば、全国ベースで見ると冷え込む分を税率のアップ分でカバーするとは言っていますけれども、地方の都市はそうならないケースもあるかもしれないというふうなおそれは持っている。では、どうなるのかということ、その消費活動を控えるとサービス業の営業の利益が落ちるということになるのかと思います。農業者にとってもその資材を使い回すというか、新規には購入しないケースもあるだろうということからすれば、一番大きく響くのが市税に響くのだろうというふうに考えてございます。

それから、2点目の、今の消費税法の附則ではGDP、国内総生産が2%以上にならないと10%にはしないというような附則でもって法律になっていますけれども、10%に上げると言っているが、そうなるのかというご質問ですけれども、その辺の判断については専門家ではないのでちょっと何とも言えませんけれども、ただ、今現在のその景気の動向を見ると、今自民党の政府ですけれども、大胆な金融緩和と、それから機動的な財政出動をするのだと。今3本目の矢がその成長戦略をどう立てるかということで、今躍起になって政府のほうでは2%を確保したいというふうな動きだと思います。株価の動きも連動しますけれども、今現時点の見込みでは多分このまま、一旦景気は冷え込むけれども、また復活してやっぱり10%の消費税は実現するのだろうというふうに考えてございます。

5%から8%になったときの影響額は申しあげましたけれども、それがマイナスの影響の考え方でありましてけれども、実は消費税の一部が地方交付税にも入ってきてございます。国税5税のうち1つの消費税から二十数%地方交付税の原資として入ってきていますので、消費税の全体の消費税額が上がれば地方交付税に入ってくる額も多くなるので、そこはプラスマイナスで地域の経済は冷えて市税は若干減るかもわからないけれども、当市の一般財源のほとんどを占めるその地方交付税がふえる可能性もあるというふうに考えてございますので、その辺はトータルで算定すると大体若干プラスに転じるのではないかと、それが考え方です。ただ、27年度からはその考え方は考え方として、交付税そのものの配分の仕方を一本算定で削りますよというような約束ですので、それとあわせてその算定をするというふうな考え方になってございますので、多分10%には上がるのだろうというふうに考えてございます。

答弁になったかわからないですけれども、以上です。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 米価の価格で農家の経営が成り立たないのではないかとというようなことで、国、県に対して要望というふうなお話でございますけれども、実は1月に直接農林省のほうへ行って事務次官とお会いしてきました。そのときはまだそんな詳しくは、12月に1回説明しただけであ

って詳しくはわからなかったというようなこともありますけれども、とにかくＴＰＰ、さまざまな関係で米価が下がるのではないかというような話があちこちでありますけれども、農家の人たちが経営できないような、そういうような制度でなくしてやってほしいというようなことを強く要望してきました。また、今後これからだんだんまた制度や何かのあれで固まっていくとは思いますが、その状況を見ながらまた陳情、要望に行きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本清秋君） 佐々木議員。

○２番（佐々木敬藏君） ３回目の質問に入させていただきます。

１点目の問題についてですが、国のほうに県でも働きかけていることは確かだと思いますけれども、この国のほうの補助金が将来つくのかどうか、その見通しはいかがなものでしょうか。その辺もお尋ねをいたします。

それと、２点目の消費税についてであります。10%になる可能性が高いような雰囲気がございますけれども、そうなればつがる市としても非常に税金の滞納などもふえると、そうなれば税収は著しく落ち込むものと思われませんが、どのようなそれについて対策の考えがあればお伺いしたいと、こう思います。

あわせて、指定管理の問題なのですが、指定管理費は今まで４月までの間に５%プラスして指定管理料に加えて出していると思うのですが、その４月１日以降８%になればこの管理費の問題がクローズアップされると思うので、これ増額される可能性があるのかどうか、その辺もあわせてお願いいたします。

以上、最後の質問です。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） お答えします。

国の補助金はつくのかと、見通しはどうかというご質問であります。この再賀木造線と似たようなケースがこの市役所の西側、南広森桑野木田線、これが通称柴田バイパスですけれども、この路線も何年か用地買収が難航しまして中断したことがあります。これと同じ状況ですので、補助金は国の補助に乘せることはできると思っておりますので、市のほうとしても県のほうに要望していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） ３回目のご質問でございますけれども、10%になったときに市税が落ち込んだらどうするのかと、対策は考えているのかということが１点。それから、指定管理の問題ですけれども、まず１点目の税収が10%になった場合に市税が落ち込むのかどうか、まずそこが大きなポイントだと思いますけれども、今の法律の附則で、まずGDP 2%以上にならないと上げない

よと言っていることからすれば、当然10%に上がるということは景気が非常によくなって好景気に沸いているというような想像をするのですけれども、中央と地方の景気のその実感するずれですけれども、バブルはじけたときは大体5年とかそういうスパンで中央と地方のその感じ方の差があったのですけれども、今ここに至って国の経済対策を見れば、多分5年とかそういうスパンでなくて、中央がその10%をしてもいいような景気に沸くのであれば、地方も2年か3年、遅くて3年、そういうスパンでこちらのほうにも流れてくるとすれば、景気がよくなるということは消費が上がるということで、企業も収益が上がるといって、そういうことを考えれば税収を落ち込むというような、そういうふうには考えてございません。仮に落ち込んだとしても、対策としては新たなその手だてはあるわけではなくて、今までどおりいただくものはいただく、義務として納税義務ありますので、そういう義務はちゃんと市民皆公平に果たしていただけるように徴収対策を今までどおり進めていきたいというふうに考えています。

それから、指定管理料毎年上がってございますけれども、今年度の、平成26年度の指定管理料の予算少々上がってございますけれども、依然5%のままの指定管理料で予算計上してございます。というのは、指定管理料は、どこかの施設が一番最初指定管理にするときには、その受けるほうの状態も見るために1回目は1年と、様子を見て、いいようであれば3年から5年、長ければ10年というケースもあるのでしょうかけれども、ほとんど3年から5年の期間の指定管理料を払ってございます。それは3年分を一括で協定を結んで、あと3年契約であればその各年度で協定を結んで年度協定で精算すると。普通その指定管理料は、収入と支出の差、収入で補い切れないものを指定管理料で補填して損をしないようにというか、赤字経営にならないように、そういう指定管理料の算定をするのですけれども、今動いているものについては、もう既に3年契約で幾らと、各年度で幾らとというような契約してもございますので、26年度当初では3%の追加分は見えていないと。ただ、その3%のその増税分が指定管理のその運営に非常に影響を及ぼすということであれば、当然年度協定ですので、各年度でこういう特殊事情があるということで担当課とよく協議していただいて、その中身を見て非常に影響が大きいようであれば協定の見直しをするというようなこともあろうかと思えます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 以上で佐々木敬藏議員の質問を終わります。

ここで午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前11時54分

---

再開 午後 1時00分

○議長（山本清秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

佐藤孝志君

○議長（山本清秋君） 第4席、7番、佐藤孝志議員の質問を許します。

佐藤議員。

〔7番 佐藤孝志君登壇〕

○7番（佐藤孝志君） 第4席を賜りました7番、芳政会の佐藤でございます。通告に従いましてお尋ねをいたします。

まず、介護保険事業についてお伺いをいたします。介護保険事業第6期にはあと1年余り期間があるわけでありますが、各報道、マスコミ等によりますと現役世代40歳から64歳の保険料見込みが5,000円を超えるのは初めてで、制度を開始した2000年の2,075円から高齢者の増加と現役世代の減少が本料の上昇につながり、約2.5倍に膨らみ、なお今後この傾向が続くとこの国の見方、発表でありました。また、第1号被保険者65歳以上の保険料は3年ごとに見直される今の仕組みであり、第5期、12年から14年、来年度が最終年でありますが、全国平均1人当たり4,972円、県の平均は5,491円、第6期、15年以降は6,015円との県の試算、発表でありました。当市の基準額は5,900円、この第5期の段階で国、県を超えております。高齢化の進展による要介護認定者の増加、さらには現役世代の減少などから第6期の保険料がどのように今後推移していくのか。そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

第1号、第2号被保険者並びに要介護認定者の人数が第5期に対し6期はそれぞれ何人で、その増減はどう推移するのか、お伺いをいたします。

次に、特別養護老人ホームの施設整備について、その後の状況について伺いたしたいと思います。この件につきましては、24年の第1回定例会、この3月議会の一般質問、介護保険料の改正の質問の中にお伺いをいたしました。そのときのお話では、待機者の調査、介護度の重くなった在宅介護高齢者の増加など、成人病センターの無床化に伴いその需要が高まることを考慮し、その時点での利用者に60床分をふやし介護保険料の改定に向け計画をしたとお話でありました。しかし、特別養護老人ホームは広域施設なので、板柳町を除く西北五圏域の各市町村の計画、申請により、その必要性について県が判断し決定される。なお、県が整備を決定したとしても、第5期介護保険事業の24年から26年中に整備されるとのお話でありましたので、今その老人ホームの関係のあれがどのように進んでいるのか、お伺いをいたします。

次に、市農業政策について、市の総括的な検証がされているのかどうか、二、三お伺いしたいと思います。新しい農業政策については、次の4つの改革の考え方からなるようでございます。まずは、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し並びに水田フル活用と米政策の見直し、さらには日本型直接支払い制度の創設、この4つの中身について簡単にご説明をお願いしたいと思います。

また、この新しい農業政策については、当市の米農家にとってプラス、マイナスどちら志向なの

か、市としてどう考えているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、主食用米の補助金についてであります。これまでの1万5,000円を14年度から半額の7,500円、5年後の18年からはゼロ円にするという国の発表であります。県内一の水田耕作面積を有する本市の場合、7,500円とゼロになったときどれくらいの補助金の減額になるのか。

また、本市の基幹産業である農業、米収入が減少するということは当市の景気、経済に大きな影響を与えるものと考えますので、これにかわる交付金というか、補助金はあるのか。そして、市としてこの見直しをどう捉えているのか、お伺いをします。

最後に、当市の減反面積について、12月であったか、ことしの1月に入ってであったかちょっと定かではないのですが、新聞報道で14年産米、目標、最大、つがる市2,057トンと報道されました。これは生産量を削減するという事なので、減反面積がさらにふえることと考えます。13年比14年度はどれくらいふえて、市全体として減反面積は、たしか前段のどなたかの議員も話ししていたようですけれども、どれくらいになるのかお伺いし、1回目の質問といたします。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

3番の新農業政策についてでありますけれども、新たな農業農村政策の4つの改革について若干説明いたしたいと思います。1つ目は、農地中間管理機構の創設であります。農地の集積を加速させる制度でありまして、県が制度により農地を担い手に対し集積することを目的として、県単位で農地中間管理機構を整備することでございます。

そして、2つ目は、経営所得安定対策の見直しであります。畑作物の直接支払い交付金と、米、畑作物の収入影響緩和対策を実施するもので、平成27年産から認定農業者、集落営農、認定就農者だけが対象となります。米の直接支払い交付金は、平成26年産からは単価を1反歩当たり7,500円、平成30年産から廃止となります。さらに、米価は変動補填交付金が平成26年産から廃止となります。

3つ目は、水田フル活用の見直しであります。飼料用米への上限単価が10万5,000円として数量払いになり、産地資金から産地交付金へ名称が変わります。

4つ目は、日本型直接支払い制度の創設であります。これまで実施した保全会への事業費の拡充であります。水田で1反歩当たり3,230円から4,500円と増額予定でございます。この改革の中で経営所得安定対策の見直しは、米農家にとっては米の直接支払い交付金が余りにも大きいことからマイナスとなると考えております。特に平成26年度に交付単価が7,500円となりますと約4億8,200万円減額され、平成30年度には交付金が廃止されることとなりますと9億5,800万円の減額となるわけです。この見直しについてつがる市としては、水田農家にとって非常に厳しい対策と捉えております。

減反面積の質問でございますが、米の生産量について県からの配分で2,057トンの減、面積としては381ヘクタールの減となり、現時点での転作面積で見ますと5,096ヘクタールとなる見込みでございます。

以上でございます。あとの質問は担当のほうから答弁をさせます。

○議長（山本清秋君） 境福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 佐藤議員の介護保険事業、それから特別養護老人ホームの関係の質問にお答えいたします。

まず、介護保険関係で第1号被保険者の数でございますが、平成26年1月末時点で1万1,334人、これは65歳以上の方の人数です。高齢化率は31.9%となっております。第5期介護保険事業計画の初年度、24年4月1日現在では1万1,161人でした。つがる市の住民基本台帳により今後65歳に到達し、第1号被保険者となる人口と、第5期中にこれまで資格喪失、死亡されたり転出された方を除いた方の推移によりますと、見込みでございますが、第5期末では、平成27年3月末では1万1,453人で、5期当初から比較して292人増加すると見込んでございます。そしてまた、第6期末の平成30年3月末では1万1,640人程度になると推計してございます。この数は第5期末と比較しますと187人増加するというふうに予想してございます。第5期当初の高齢化率は30.6%で、計画の中では第5期末で32.5%となる見込みを立ててございます。第6期では、総人口も減少していることから、さらに高齢化率が上昇すると見込んでおります。

次に、第2号被保険者、これは40歳から64歳の人口でございますが、住民基本台帳からのデータでございますが、平成26年1月末では1万2,268人となっております。第5期介護保険事業初年度の24年4月1日では1万2,773人でしたが、今後40歳に到達し第2号被保険者となる人口と第5期中に65歳になられて1号被保険者になる方を見込みますと、第5期末の平成27年3月末では1万2,300人、第5期の当初から比較しますと473人減少します。そしてまた、第6期末の平成30年3月末では1万1,650人程度と予想され、第5期末から比較しますと648人減少するというふうに予想してございます。

続きまして、要介護認定者の状況でございますが、平成26年1月末時点では2,099人となっております。認定率は18.5%でございます。第5期当初の24年4月末現在では2,102人で、認定率は18.8%となっております。若干認定者が少なくはなっていますが、横ばいと判断いたしまして第5期末の1号被保険者に18.5%乗じまして2,119人程度、第6期末では2,153人程度になるのではないかと考えられますが、詳しくは来年度から、新年度から行われます第6期介護保険事業計画においてこれらの状況を分析しながら、その数を見込むこととなります。

続きまして、特別養護老人ホームの整備についてのご質問でございますが、特養の整備につきましては第5期介護保険事業計画において、その必要性を既存の利用者数に60人を上乗せして計画をし、その数値が県の計画に反映されたところであります。平成25年3月28日付で青森県健康福祉部

長から、市内特別養護老人ホーム3カ所の増床を採択した通知があり、その後その3事業所により現在整備が進み、早い事業者では3月1日に、そのほかの事業所にあリましては4月上旬、もう一カ所は6月上旬と、それぞれ20床分のサービスが開始される予定であることを事業者から報告を得ております。これによりまして待機者が解消され、成人病センターが無床化になったことに伴う特別養護老人ホームのニーズに対応できることと期待しております。

なお、26年度の第6期事業計画策定に当たり、開設後の利用状況を確認する予定となっていることを申し添えます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 佐藤議員。

○7番（佐藤孝志君） 2回目の質問をさせていただきます。

ただいまの境部長の説明の中から、第1号被保険者は187名の増加、しかし現役時代と言われる第2号被保険者は逆に684名の減少という見込みで、要介護認定者はやや横ばいという状況でも、現役世代の減少が多いことから5期に対して6期の保険料は当市も例外ではなく上がるのではないかと、そのように思いますが、どれくらいの値上げが見込まれるのか、わかる範囲内でお知らせしていただきたい、そのように思います。

次に、特別養護老人ホームの施設設備についてであります。境部長の説明の中で第5期の介護保険事業の計画の中で待機者、さらには成人病センターの無床化に伴いその必要性、その数について計画申請され、首尾よく採択されたということですが、今現在整備が進み、早いところはこの3月から随時増床分のサービスが開始されるということで、待機者の解消など大変よかったとは思っていますが、そこで1つお聞きしたいのは、この60名の上乗せ分は初めから既存の施設への20名ずつの上昇ありきである申請されたものなのか。また、私考えるには別に新しい法人の設立、施設運営を市民に公募することを考えられなかったのか。また、新しい法人を立ち上げるということは、将来のつがる市の福祉行政事業の活性化を図る意味に大きな意味を持っていると私は考えています。その点いかがお考えか、お聞かせください。

なお、高齢化率については5期当初を30.6、また5期末の予想としては32.5、さらには6期は先ほど説明あったように、総人口の減少が予想されることから高齢化率の上昇が見込まれるとのことであります。その支出についてはどれくらいなのか、予想できる範囲内で結構ですのでお教えいただければなど、そのように思います。

それから、新しい農業政策についてありますが、4つの改革の中身について非常に複雑ではっきりしないことが多いなど。今聞く限りでは創造、見直しあるいは水田のフル活用並びに日本型の直接支払い制度という言葉というか、文言は大変よいかなと思うのですが、中身がないように私は感じました。市長の答弁の中で食用米の減額額が現1万5,000円から7,500円、これにかわる交付金、補助金はないということでもあります。また、13年度比14年度の減反面積については381ヘクタールふ

えるようですが、これは米農家の方々が努力をして収量を伸ばせば伸ばすほど減反面積がふえるという政策、どう捉えてもおかしいなと考えるわけであります。1回目のときも話ししましたが、県内一の水田耕作面積を有する当市の米農家の方々には、非常に厳しいこれまでの減反政策並びに新たな農政だと感じております。なお、この先、先ほどの答弁でこの改革は米農家にとって食用米直接払い交付金の減額が大きいことから市としてはマイナスと考えていると、また見直しについても非常に厳しい対策だと捉えているということの市長の答弁でありました。そこで、市長にお伺いしたいのは、もう一度お伺いしますけれども、市長はことしの1月年頭の会見の中で足腰の強い農家を育成するというコメントを出しています。米農家に特化して足腰の強い農業、具体的にどうしているのかお伺いをして2回目の質問とします。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 1月に足腰の強い農業というような言葉を、恐らく新年の挨拶の中でだと思いますけれども、農業従事者あるいはまた経営者の高齢化、そして農業の担い手不足、あるいはまた消費者ニーズの多様化、TPPによる農産物の輸入自由化や価格の低迷など、農業を取り巻く環境は大変厳しさを増していると思っております。特に本年度は国の農業施策が大きく変わっていく中におきまして、農業振興に携わる農業関係者、関係機関及び農家が一体となりまして転換期を迎えた農業政策、刻々と変わる社会情勢によりの確な対応をする必要があるというふうに思っております。

まず、集落営農の推進についてであります。担い手の育成確保の中で、兼業農家なども営農集団の一員となる集落営農の育成、支援が必要と考えます。担い手の育成につきましては、地域農業の核となる認定農業者の育成確保、これに努めているところであります。本年1月現在1,081名の認定しておりますが、引き続き農業に意欲のある担い手育成を図ってまいりたいと思っております。新たな改革の一つであります農地中間管理機構の制度を、これを利用して農地の流動化を推進、生産性の高い農業経営基盤、これを確立しまして足腰の強い農業の実現を目指して取り組むことが必要であるというふうに考えております。

さらには、生産された農産物の地元で消費する地産地消につきましても、生産者と消費者が直接交流するなど積極的に取り組んでまいります。今後のつがる市の農業につきましても、議員初め農業者のご意見を賜りながら、方向転換の時期とも考える農業施策に対応してまいりたいと思っております。一層のご理解をお願いいたします。

○議長（山本清秋君） 境福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 佐藤議員の2回目の質問にお答えいたします。

第6期の保険料はどうなるのかということですが、介護保険料につきましては当然介護給付費が一番影響することになってございます。要介護認定者は現在のところ横ばい状態ではありますが、第5期中においては特別養護老人ホームの増床に係る給付費については、26年度分のみ費用、グループホームの整備につきましては25年、26年度分の費用を見込み保険料を算定したとこ

ろでございます。第6期におきましては、それぞれが3年分の給付費が見込まれることから、保険料上昇の要因になると見込んでおります。ただ、今回の3月補正にも提案してございますけれども、介護給付費の減額補正を提案しているところでもあります。今年度当初の予算要求のときよりも少なく推移してございますので、減額しているところでございます。このほか保険料算定には、第1号被保険者数の増加による保険料の納付の増加、第5期中の借入金額による保険料に影響する場合があります。また、国では現在保険料の段階、負担割合の見直しや公費投入等も検討しておりますので、現段階ではいろいろな要素がございまして見込みが難しい時期でありますので、26年度に事業計画を策定しながら試算していく予定となっております。

続きまして、新規工事による設置は考えなかったのかということでございますが、特別養護老人ホームの施設整備は60人定員を第5期計画書に増床すると、必要があると判断しまして計画書に盛り込んだところではあります。しかし、この特別養護老人ホームは広域の施設でございます。入所者は市内に限らず県内どこでも入所できるといったものでございますので、その指定権限は県知事でございます。県の整備方針は、既存施設の増築のみ整備を検討する方針でありましたので、該当する社会福祉法人が市を経由して県へ整備計画を提出したところでございます。

なお、平成25年4月に開設しました3つのグループホームにつきましては、指定権限が市長にありますことからつがる市の広報やホームページで広く周知し、募集を図り、説明会を実施し、2回の選考会を経まして最終的に市長が3事業所を選定したところでございます。その結果についてはホームページ上にも公表してございますが、1事業者は議員がおっしゃるとおり将来の市の福祉行政、雇用の幅を広げる意味もありまして新規法人が選定されております。

高齢化率につきましては、出生、死亡、転出、転入等人口の増減など見込む必要がございまして、単独ではちょっと推計できませんので、今後事業計画の中で他部局からの協力を得ながら見込む予定でございます。

以上です。

○議長（山本清秋君） 佐藤議員。

○7番（佐藤孝志君） 最後の質問にさせていただきたいと思いますが、先に介護保険のほうからいきます。

ただいまの境部長の説明の中で、介護保険料についてであります。この4月から消費税8%に上がることから事業者の負担増を補填するために、サービスごとの単位が区分ごとによって4から5単位引き上げが決まっております。当然保険料にはね返ると思うが、その点についていかがお考えか伺います。

また、老人ホームについての整備については今ご説明ありました。県の方針がそういうことでその流れでいったと理解しました。

それから、高齢化率については総人口の減少の見込みがつかないので、その率についてはなかな

か出せない。部長先ほどの答弁では、5期では32.5%になるとの説明でありました。6期中には多分三十四、五%に伸びるのではないかと、そう私は予想しますが、いかがかお伺いします。

それから、介護保険の最後に、県の財政安定化基金について、第4期で1億1,000万円の借り入れがあり、今この5期で返済していると記憶していますが、5期での借り入れはあるのかないのか。あるとしたら幾らあるのか。なおまた、それぞれ各機関ごとに億単位の借り入れを必要とするのであれば、返済しながらも保険料の値上げあるいは借り入れ対策を含めてあらかじめ県の財政安定化基金に積み立てるとか、市の介護保険財政調整基金に積み上げることはできないのか。この4点についてお伺いしたいと思います。

それから最後に、足腰の強い農家の育成についてであります。ただいま市長の答弁をいただきましたが、変わっていく国の農政に農業振興に携わる関係機関と農家が一体となり、転換期に向けた農政、刻々と変化する社会情勢に的確に対応する必要があるとの答弁で、何となく抽象的で何も足腰の強い農家の育成にはつながらないのではないかなと、期待していたほどに少し残念に思います。

次に、集落営農の推進についても触れていましたので、成田部長にお伺いします。担い手の育成確保の中で兼業農家を云々ありましたが、4町歩以下の小作面積では認定農家、担い手にはたしかなれないと記憶していますが、新しい農政ではできるようになるのか。

また、地産地消についても触れていますので一言、この先どういう取り組みされるのかわかりませんが、これまでも学校給食への積極的な利用の促進等いろいろ議論されてきた経緯もあります。こういう厳しい農政対策でありますので、当市で生産されている農産物、加工品全てを学校給食等で使えるように、価格のギャップについてはこの際なので一般財源から補填するなり、それから集出荷、仕入れの流通課題、システムを構築し実現することこそが、このつがる市の農家のための足腰の強い農業の育成につながるものと考えますが、これについていかがお考えか。

それから最後に、農業委員会の山本会長に足腰の強い農家の育成について、先ほど市長の答弁もいただきましたが、米農家を代表してどうあってほしいか、市の農政に対する希望と要望について一言お話を頂戴したいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 境福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 佐藤議員の3回目の質問にお答えいたします。

まず、介護保険料の消費税増税に伴う影響についてということでございますが、消費税が上がりますと当然介護報酬も上がります。そしてまた、保険料への影響もあります。ただ、厚生労働省により第6期計画に向けての介護保険制度の改正等数多く提案されております。自己負担の見直しや低所得者に対する保険料の見直し、公費投入なども検討されております。保険料が上昇する要因、逆に下がる要因も数多くあることから現段階では推測ができない状態でございます。今後のそ

った推移や制度改正の内容を確認しながら、新年度で行われます介護計画において確定させていくということになるかと思えます。

2点目、高齢化率についてですが、第6期末については現在把握できる被保険者の減る数が年間約550人程度と、市のホームページも公表している年齢別人口を見ますと、ゼロ歳から5歳の人口はおおよそ年間200人程度となっていることだけを参考にして推定しますと、大体佐藤議員がおっしゃられるような数字、二十四、五%、25%近いほうになるのではないかなと、私個人としては推計してございます。

それから、借入額ですが、第5期の借り入れは今回の補正にも計上してございます。24年、25年の総額で2,730万円となっております。26年度の借り入れにつきましては、介護給付費総額が40億という大きな金額でございますので、若干の変動でもかなり高額な金額になりますし、報酬改定もあり借り入れる場合も想定はされます。

それから、基金への積み立てというご提案でございますが、市の基金につきましては積み立てる財源が介護給付費の財源の剰余金、黒字のみということに規定されてございます。ですので、あらかじめ積み立てるために保険料を値上げということは、現在の保険料基準額も高いことから今の段階では想定してございません。

以上です。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、認定農家の関係ですけれども、今水田の認定農家者が959名、全体で1,081名ですので、122人が水田農業以外の認定農家です。今のところで米の耕作農家で認定を受けていない件数が1,642件、これらについては先ほど市長が言いましたように、関係機関交えて今これから協議しまして、全ての人ができるだけ対象になるように、この今の国の制度に乗れるように今対応していこうということで関係機関と今協議していますので、よろしく願います。

あと、先ほどありましたが地産地消、学校給食への使用の関係でございますけれども、これまで議会で何回も質問いただいておりますけれども、今回地産地消と食育経過をトータルした計画書を作成しまして、その中で今議員おっしゃいました、つがる市の農産物の給食への提供できる仕組みとか、そういうものについて検討して進めていきたいと思っておりますので、その辺26年度中にはまとめたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（山本清秋君） 山本農業委員会会長。

○農業委員会会長（山本康樹君） 米農家を代表して足腰の強い農業とはということのお尋ねであります。

この足腰の強さと、これは農業形態によってもまた若干違って来るわけでありまして。本市のように水田面積が約1万1,500町歩と、広大な水田を有しているわけでありまして。それを限られた農業者

で耕作していると。ですから、1戸当たりにしてもかなりな面積になるわけでありまして。そういうことで、この広い農地をいかに有効活用するかと。これは別に今に始まった話ではないわけでありましてけれども、早い話がこの私どもつがる市においては土地利用型の農業なわけでありまして。広い農地を有効活用するということで土地利用型農業、この土地利用型農業を営む者にとって足腰を強くするという事は、かねてから規模拡大をし、コストを下げると、これに尽きるわけでありまして。ただ、これは農家個々の事情、努力なわけでありまして。農家経済というのは、ただこの自助努力だけでよくなるものではございません。つくった作物の価格、これによって左右されるわけでありまして。この土地利用型農業と、作物もどうしても限定されます。穀類が中心となります。米ですとか麦、大豆、1年一作しかとれない、限られた作物になるわけでありましてけれども、この価格によって農家経済が大きく作用してくるわけでありまして。ですから、幾ら規模拡大をし、コスト低減をしたと、他力本願的な価格の問題が当然生じてくるわけでありまして。しかしながら、この管内においてはかなりの規模拡大というものが進んできました。いわゆる10ヘクタール以上の大規模農家と言われる方、よほどおります。中には30ヘクタール以上耕作している農家も何人もございます。ただ、今のこの農地集積、今の現行制度でいけば、必ずしも自分で望んでいる場所に農地を求めることができない。出し手があれば規模拡大するためにはどこでも借りるということで大分分散化してございます。中には20カ所以上の農家の方もおります。そうなりますと、耕作するにしても管理するにしても当然労力もかかりますし経費も多くかかってきます。そういうことで、もう限界に達している農家も大分おります。

ただ、新年度から始まる農政改革において、先ほども言いましたけれども、目玉と言われる農地中間管理機構制度、これが4月から動き出すわけでありまして。そうなりますと、分散化していた農地が面的に集積される。何カ所にもあるのが1カ所あるいは2カ所、極端に言えば3カ所ぐらいでまとまる、これは多分に時間もかかることでもありますけれども、それが目的なわけでありまして。そうなりますと、管内のいわゆる大規模農家と言われる方々においてもまだまだ農地集約ができると、規模拡大ができるということになってくるわけでありまして。ただ、その際にはどうしても既存の農業機械、自分で使っている農業機械の限界も超える農家の方も大分出てこようかと思っております。そうなりますと、この機械更新に当たっては当然率の高い補助事業等利用したくなるわけでありまして。ですから、その高補助率の事業、これをぜひとも国あるいは県のほうに訴えていかなければならないと思っております。今までも経営体育成事業という、これは助成率3割の事業でありましたけれども、残念ながら本市においては25年、24年、これは2年続けて一部の方を除いて全員外されたという苦い経験がございます。そういうことのないように、できるだけ多くの方がその事業に該当できるように国のほうでも要件の緩和をしていただいたり、そういうことを当然運動していかねばならないのではないかと考えております。

それから、もう一つ、経営書とか安定対策、これも先ほども言いましたけれども、ずっと読んで

いけば本当に小規模農家の切り捨て、結果はそういう内容になっています。この中においては、収入減少緩和対策というものがあるわけなのですけれども、これはいわゆる昔からのならし対策ということでありまして、これは先ほども申しましたけれども、今の政権の前、民主党政権の前、その前から行われてきて、一定の収入以下になったらその減収分の9割まで補填するという保険制度があります。これは当然農家の方々が積み立てているわけでありまして、これも全ての農家が積み立てるということではありません。いわゆる認定農業者、その方々がずっと積み立ててきたわけでありまして。ところが、民主党政権下になってからは全ての農業者を対象に来たものですから、すぐ脱退した農家も大分おります。まだそのままになっている方、大分いるわけでありまして。ですから、今のこの現状の中においては米価が幾らになるかわからないその現状でもって、経営を守るためにはこれはぜひ加入しなければならぬ制度だと、そういうふうには私は考えてございます。そういうことから、この保険制度に加入できる資格を持っていながら加入していない、その方々はぜひともこの保険制度に参加していただかなければならないと、私はそういうふうには考えてございます。そして、今までの認定農業者と、このメリットは今までほとんど感じることはなかったわけでありまして、今の新制度、改革した新制度というのは認定農業者ありきの制度ということになってございます。ですから、先ほど経済部長のほうから話しましたけれども、1,600名ほどまだなっていない、なっていないというより要件に満たしていないわけでありまして、関係機関と一致団結して全ての農家、できるだけ多くの方が新しい制度に乗っていただけるように、これは先ほど申しましたそういうあらゆる関係機関も含め、農業委員会ももちろんそうです。経済部ももちろんそうです。あらゆる関係機関の積極的な関与がなければ成り立っていかないのではないかと、そういう考えではございます。そのためには私どももやれることは全てやりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 以上で佐藤孝志議員の質問を終わります。

---

長谷川 徹 君

○議長（山本清秋君） 第5席、8番、長谷川徹議員の質問を許します。

長谷川議員。

〔8番 長谷川 徹君登壇〕

○8番（長谷川 徹君） 通告の第5席を賜りました五和会の長谷川徹でございます。それでは、第1回目の質問に入りたいと思います。

まず、1点目は、12月議会において平川豊議員がつがる市広域の市民が集う場として、そしてまた体育、スポーツの振興、青少年の活動の拠点として市民のニーズに対応し、多様なスポーツ活動に対応できる施設を整備し、市民の健康増進や各種の大会などができ、そしてイベント並びにレクリエーションなどさまざまな用途に利活用できる中核総合体育館をできないかの質問に対して、計

画の内容についてはパブリックコメントを実施し、3月に最終答申が出され、内容を踏まえ推進計画が示す目標とし、スポーツに親しむ元気なまちづくりの実現に向けて総合体育館の整備についても検討を進めてまいりたいとの答弁でありましたが、その後どのようなようになったのかお伺いいたします。

2点目の質問です。買い物難民、買い物弱者と言うそうですけれども、近年大型店の進出、コンビニの普及により各地区の商店が激減しました。移動手段や経済面において、高齢者を中心とした大きな問題となっております。また、行政サービスの一つとしてジャスコや郵便局、コンビニなどで行政の手続サービスもかなり有効的ではありますが、高齢者に対してはいま一つとなっております。そこで、当市の買い物弱者の人数は何人が、またどのような対応や対策をとっておられるのかお聞きします。

これで1回目の質問です。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

野呂教育部長。

○教育委員会部長（野呂金弘君） ただいまの長谷川徹議員のご質問にお答えいたします。

つがる市総合体育館及び運動場の建設計画についてということで、スポーツ推進計画の最終答申はその後どうなったかというご質問でございます。先ほど議員の意見の中に、12月にも関連してこれ質問がございまして答弁したところでありますけれども、つがる市のスポーツ推進計画、こちらの策定に向けまして昨年の5月にスポーツ推進審議会に諮問し、ご検討をいただいたところであります。これまで5回にわたって内容を検討していただきまして、慎重な審議を経ましてまとまった案が2月の下旬に委員会のほうへ答申いただいたという状況でございます。

その答申の内容を一部ご紹介いたしますと、計画の期間は平成26年度から10年間となっております。誰もがいつまでもスポーツに親しむ元気なまちづくり、これが計画の基本理念として掲げられております。スポーツに親しむことによりまして健康保持や体力の向上、人々のつながりやネットワークの形成により地域コミュニティの活性化を図っていくという内容でございます。この実現を目指しまして、スポーツ振興を図る組織の育成、各競技での人材発掘、指導体制の確立、それから練習環境の整備が必要であるという内容になってございます。ご質問の市の総合体育館、それから運動場の建設計画については、審議会の意見としてはそのニーズは非常に高く、整備の必要性は高いというふうにされているところであります。教育委員会としましては、答申の内容を踏まえまして市のスポーツ振興のありようについて、3月の定例教育委員会が開催されるわけでありましてけれども、その中で協議し最終的な計画をまとめたいというふう考えているところであります。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、長谷川議員にお答えいたします。

つがる市の買い物難民につきましてですけれども、買い物難民につきましては数字的な人数については把握できておりません。集落においてでも車ある方、ない方、高齢者でも今車に乗れる方もありまして人数の把握はしてございませんけれども、ふだん高齢者で車が乗れなくて自転車で歩いている方については冬期間がほとんど買い物できないという内容の話は聞いてございます。また、買い物難民の、買い物に不自由している方の対応といたしまして、平成24年度よりNPO法人元気おたすけ隊のほうで、会員登録した高齢者などに対して無料の商品配達を行っているということで、よろしくをお願いします。

○議長（山本清秋君） 長谷川議員。

○8番（長谷川 徹君） 2回目の質問に入りたいと思います。

この体育館の建設について、市長サイドではどのように思っているのかお聞きしたいと思います。確かに市はこの間病院建てました。そして、予算書にも載っていましたけれども、土地改良区の一括返済あるいは住宅が25年に33戸、26年度は39戸建てるなどいろいろな、車力の中学校もそうです。いろいろなものをつくってお金がかかっていると思います。また、市の市債も四百六十何億と結構大きくあるわけですけれども、しかしつがる市とすれば何あるのかということになれば、確かに農業としか誰もと言わないわけです。農業としてもまだブランド化も、10年ぐらいいやっていますけれども、まだまだ進んでいない。観光地に関してもいま一つかなというような状況ではないかと思えます。これからのつがる市の展望というか、目標、またつがる市で何があるのかというのを考えてみた場合、そういう大きな運動場、市役所の横にでもでっかく建てて、オリンピックの選手でも出してみるかという気持ちになるぐらいのものを考えていくべきなのではないかと私は思っております。市長の議案の説明の中に、次世代を担う子供たちが自立して豊かな人生を送るためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体、そのバランスをよく育てることが重要と言っていました。ぜひ、そこら辺を考えてひとつここで、すぐにはできないかもしれませんが、そういう計画も立ててもいいのではないかなと私は思います。

2点目の買い物難民なのですけれども、これ非常に人数多いです。皆さんの地元に行けば皆さんも感じているはずだと思います。そこで、先月広報が来まして、その中に病院のバスの時間割りが目に入ったのですけれども、このバス、たしかひもつきでないバスで買ったと思いますけれども、こういうバスも使って買い物弱者の方々を市のほうで買い物に連れてくるなど、ジャスコに行きたい人もあるし、また行政の市役所に来たい人も、買い物にも行けない、市役所にも来れないわけです。その人たちも連れてジャスコ、市役所、木造の商店街など回るようなことはできないのかお聞きします。

2回目の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 市長部局のほうではどういうふうに見ているのかと、こういうような質問で

ございますけれども、前にも答えた記憶あるのですけれども、今少なくとも大きな運動場、それにあわせて体育館、それとは別にまたやらなければならないのは、今、議会でもよく話になっている公民館、それから今縄文が世界遺産になれば、それこそ縄文ミュージアムとかやらなければならないことはいっぱいあります。ですから、さっきも言いましたけれども、市役所の隣にどんと大きい体育館建ててというわけにはいかない。どうせやるのだったらやっぱり運動公園含めてそういうような計画を立てていかなければだめだというふうに思いますので、ある程度これ時間はかかるというふうには思いますけれども、できるだけそういうのも精査しながら進めていきたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（山本清秋君） 野呂教育部長。

○教育委員会部長（野呂金弘君） 長谷川議員の2回目のご質問についてお答えいたします。

市長のほうから今答弁がございましたけれども、教育委員会としましては答申を受けたその内容について、3月の教育委員会の定例会で審議してまとめると、その結果を市長部局のほうに説明して、今後の整備に生かしていただきたいという方向で考えているところであります。現在のところは、その具体的な詳細については、まだ市長サイドにはご報告申し上げておりませんので、先ほど市長のほうから答弁がありましたけれども、市としての整備事業が多数あると、教育委員会サイドにおきましても車力地区の学校統合、それから公民館の図書館の建設の要望もございます。それら多数計画があるわけでございますので、その辺の優先性も含めながら、できればつがる市の第2期の長期総合計画、そういう中に具体的に組み入れていただいて整備していければなというふうに考えているところでありますので、長谷川議員おっしゃる一つの案として市役所の隣接地に敷地を求めればどうかと、そういう部分についてはその中で具体的に検討していければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、今長谷川議員おっしゃいました買い物難民用の市内巡回バスと申しますか、そういうようなことでございますけれども、コース等はいろいろありまして、今現在マエダストアのほうでも運行してございまして、それらを含めて十分検討させていただきます。ジャスコ経由とかいろいろおっしゃいましたけれども、どのような方式、あと経費の関係もありますので検討させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本清秋君） 長谷川議員。

○8番（長谷川 徹君） 買い物難民のほうからいきますけれども、中学校や小学校にもスクールバスですか、朝送っていけばそこでバスがいつもとまっていて、これあと活用方法がないのかなとかいろいろ考えるわけです。宅配事業に関しても全部が全部にまだ行き渡っていないということです。これ知らない人も多いと思うのですよ。これもある意味市のほうでもちゃんと宣伝するとか、広報

に載せるとか、やる必要もあるのではないかなと私は思います。

それと、総合運動場なのですけれども、この間スポーツ賞受賞の方々大変多くありました。つがる市もいろんな方々が一生懸命頑張っているのだなと非常にたくましく思えたわけですが、設備も整えばまだまだ頑張れる人たちはいっぱいいると思うのですよ。昨年県民駅伝ですか、何番目だったか、目の前に体育協会の会長さんでちょっとしゃべりにくいのですけれども、そういう方々もいろいろ使ってやれるところは絶対必要だと思うのですよ。ですから、これも重要課題の一つとしてひとつ捉えていただきたいと思います。

○議長（山本清秋君） 答弁は。

○8番（長谷川 徹君） もう一回、そうすれば市長のほうから。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 体育館あるいはまたスポーツ関係におきましては、目の前にいる体育協会の会長あるいは体育に関係している方たち、あるいはまた議会にもさまざま相談して、できるだけ早くこれ実現したいというふうに思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

○議長（山本清秋君） 以上で長谷川徹議員の質問を終わります。

ここで2時20分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

---

再開 午後 2時20分

○議長（山本清秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

松 橋 勝 利 君

○議長（山本清秋君） 第6席、22番、松橋勝利議員の質問を許します。

松橋議員。

〔22番 松橋勝利君登壇〕

○22番（松橋勝利君） それでは、第6席を賜りました松橋勝利でございます。早速質問に入らせていただきます。

それではまず、第1点目、つがる診療所についてであります。これは、つがる診療所は皆さんご存じのとおり、つい先日3日から開院しておるわけでありまして、この診療所についてまず救急搬送するわけ、こういうことで新聞の記事にも大きく出しておるわけでありまして、この問題について住民が最も関心を持っておる。稲垣、車力、この住民が全て金木病院に救急の場合は運ばれるのか、こういう問い合わせが私のところにも来ている。これは新聞の記事の内容をよく見ればわかるわけですが、大方この新聞の記事を大きく見ると旧町村ごとに区分と、こういうぐあいになって振り分けられると、これが問題であります。そこで、この救急搬送されるこの振り分けについて、ま

ずここ、私もこの新聞の記事を見ておるわけだけれども、ここで問題になるのは、まず軽症者、病気の軽い人だね、それと重症患者、これの振り分けなわけでありませけれども、ただここで問題になるのは救急隊員がそれを判断する。こういうぐあいになっているわけだけれども、その前に早いところ救急車で搬送された医師とその救急隊員と協議の結果、十分可能だと、こういうことでの振り分けなわけでありませ。ただ、ここで私もちょっと問題があるのではないかなと思うのは、救急隊員はあくまでも救急隊員だ、医者ではないわけだ。そこで、私に言わせると後で大変な問題が起きなければいいけれども、一旦軽症だということで病院に運んだ、そうでなかった、大変だ、それからドクターヘリが来たとかなんとかといえば、1分争う患者に対してみればこれは大変な問題なの。そのこのところを私は一番懸念するし、住民も最も懸念している。そこで、広域連合のほうとのいろいろなこれは市としても話し合いはなされていると思いますけれども、その辺今もう一度きちっとした、住民に対してというか、その説明が必要なのではないかな、私はこう思っている。ほとんどの住民がさっき言ったように稲垣、車力は全て金木に行かなければならないではないか、こういう認識持っている。

それと、もう一つ懸念されるのは、私もいろんな人から要請がありまして、いろんなデータとかそういうものを調べながらここに立っているわけだけれども、まず見ますとこの広域連合で行っている今の病院事業、金木病院というのは私から言うまでもなくとてつもない債務がある。莫大な債務がある。それを補うためにわざとこういうような方法をとったのではないかと、こういう人もある。私正直に言いますけれども、いろんな人間おりますから、ちゃんと調べてそういうことまで言う人もある。私もそういう点で調べてみましたらやっぱり、これは2010年の決算の見込みで見ますと、この金木病院というのは不良債務が13億8,900万もある。我がつがる成人病センターは何もない。そういう状況のもとで、幾らかでもそれを回収するためにやるのではないかと、こういうような人まであらわれている。これ実情。そうではないとしても、その辺まずもって住民にこの誤解を解くのであれば、きっちりした対応をとらなければいけない。これはまず第1点目の質問であります。

それから、第2点目のこのマスタープランのとおり在宅療養患者に対する診療及び訪問看護ができるのか、こういうことであります。これはマスタープランにおいてはそのようにやる、やると決定ではないけれども、そういうぐあいに検討して行く、そういうぐあいにちゃんとうたってある。だから、そういうところも行うのかどうか。これは在宅介護というのは最も皆さんが望んでおるのです。これからはそういう方向が重点になっていくのではないかと、私はそう思っている。在宅であればどうしても金もかからない。そういう点からこれはぜひともマスタープランどおりというか、やっていただきたい。こういうことから今回の質問になっておるわけでありませ。

3番目といたしましては、これは平成25年5月に開院した鶴田診療所には小児科とか眼科もあったわけでありませますが、つがる診療所には内科と外科よりない。こういうことで住民からも、せめて鶴田の診療所並みに眼科、小児科、これを設けてもらえなかったのかなと、こういう住民の声であ

る。私は、こういう質問に立つときは、とにかく住民の声というものを第1に考えておりますので、こういう質問になる。それで、私も調べてみたら、鶴田の診療所は小児科、これは月曜日と水曜日と金曜日に行っている。これは弘大のほうから先生が来ている。眼科は火曜日1日だけありますけれども、こういうぐあいになって、この話を聞かされたとき私は、ああ、鶴田は町、つがる市は市、これでの同じサテライト診療所、これはちょっとうちのほうがおくれをとっているのではないかなと、こういう懸念でした。これからでもそこは、そういうところをまず検討していただきたいと私は思っております。

それから、次は人口減少対策であります。これは、つがる市の人口減少率について、ここで過去5年間年度ごとの減少推移及び今後の対策ということで書いてありますとおり、人口減少というのは、これはつがる市だけではない、日本全国、これは減っているわけでありまして、ここで青森県の人口でも、これは1月1日の現在のこれを見ますと、県の人口が133万3,729人というぐあいになっておるわけでありまして、これを見ますと1カ月前で1カ月の減少率が県全体で見ますと1,074人減少したと、こうなっておるわけでありまして、これは私も前からこの人口減少対策、これは何とかしなくてはいけないな、私も常にそう思っている。そこで、市当局としてこの問題について対応、対策、これを考えているのかということなのですが、幸い今回の市長の提案理由の中でもこの人口減少対策を文言にあったわけでありまして、ああ、これは我が市でもその計画、対策を考えてあるのだな、こう強く思ったところでもありますので、そのところをお答えいただきたい、こういうことであります。

これで第1回目を終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 松橋議員にお答えいたします。

つがる診療所について、鶴田診療所には小児科、眼科もあるがつがる診療所にはない、この違いはどのようになのかというご質問でございますけれども、鶴田診療所につきましては鶴田病院のときから小児科、眼科がりましたが、サテライト診療所化に際しまして自治体病院機能再編成マスタープランなどに基づく運営の方法の検討によりまして、診療科をそのまま引き継ぐ形で運営されております。つがる市民診療所につきましても、鶴田診療所と同様に診療科の設置やそれに伴う医師の配置についてなど、圏域医療全体を取り巻く情勢の変化を踏まえまして、中核病院及びサテライト病院との連携を図りながら運営方法を検討し、成人病センター時の診療科であった糖尿病の外来、これを含む内科と外科の2科を引き継ぐ形で運営してございます。

そして、マスタープランのとおり在宅療養患者に対する診療及び訪問看護ができるのかというような質問もありますけれども、西北五地域における自治体病院機能再編マスタープラン、これは平

成14年以降進めてきたこの討論、検討を踏まえまして、平成17年に広域連合において策定されたものでございます。そして、在宅療養患者に対する診療及び訪問看護につきましては、サテライト病院及びサテライト診療所の機能として広域連合のマスタープランに記載されてございます。広域連合に確認したところ、つがる市民診療所の医師の体制については、常勤医師2名のほか、非常勤医師5名程度を見込んでおりますが、非常勤医師につきましてはほとんど午前勤務となっております。日々の診療以外はできない状況や、それから3月からは電子カルテの導入と午後の診療などがありますので、現時点では訪問診療ができないという状況にあると。ちなみに、今開院して何日もたっておりませんが、大体患者さんは120から130人今現在、来ているというようなことで、非常に中、忙しいようでございます。これやっぱり電子カルテなんかで、これ落ちつくのには二、三カ月はかかるのではないかなというふうなことが診療所の先生が言っておりました。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 小野消防長。

○消防長（小野 裕君） 私からは松橋議員の の救急搬送の振り分けについてお答え申し上げます。

稲垣、車力地区全て金木病院に搬送されるのかというご心配もあるようでございますが、成人病センターが診療所化した後の救急搬送のエリア分けにつきましては、救急体制がしっかり確保できるように、西北五医師会やつがる西北五広域連合、構成自治体等で構成される西北五地域救急医療協議会において現在協議を重ねているところであります。

そしてまた、救急搬送のエリア分けでございますが、地理的要因からつがる市で発生した救急患者は近隣の病院へいち早く搬送できるよう担当病院をあらかじめ決めていたものであります。全てがエリアで示されている病院へ救急搬送されるわけではなく、随時状況に応じて、その病院で対応できる疾患や重症度等について搬送する病院を協議会で情報を共有し、最適な医療機関を救急隊が迅速に判断できるための救急のルールを検討しているものであります。成人病センターが診療所になったことにより、つがる市消防本部が平成24年中に成人病院センターへ搬送していた683件をどこかの病院に搬送する必要があることから、昨年7月ごろからつがる西北五広域連合と検討を重ね、10月と12月に開催した西北五救急医療対策協議会の中で具体的な救急対応について現在も議論されているところであり、つがる市消防本部としての意向ということではなく、西北五救急医療対策協議会の中で決定される内容でありますので、決定次第ご報告させていただきたいと思っております。

そしてまた、なお先ほど救急隊の傷病者の症状についての判断に懸念があるものと、そういうお尋ねでございましたが、広域連合で過去の救急事案、これらにつきまして精査しております。その結果、救急隊と初診医の症状識別の判断を分析したところ、ほぼ同じ結果だったことから、救急隊員による現場での識別は可能であるというふうなことでありますので、ひとつよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

なお、金木病院の債務に関してのこともお尋ねにございましたが、その件に関しましては私のほうから答弁は控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本清秋君） 三上民生部次長。

○民生部次長（三上秀敏君） 私のほうから議員お尋ねのつがる市の過去5年間の人口と減少数及び減少率についてお答え申し上げます。

各年度とも翌年の3月31日現在の住民基本台帳の数でございます。平成20年度3万8,121人、前年よりマイナス505人、1.3%の減少率です。21年度3万7,698人、前年よりマイナス423人、1.1%の減であります。22年度3万7,094人、マイナス604人で1.6%の減であります。23年度3万6,428人、マイナス666人で1.8%の減でございます。24年度3万5,893人、マイナス535人で1.5%の減となっております。25年度は先月2月末現在の人口でご説明申し上げます。3万5,451人、マイナス442人で1.2%の減少率というふうなくあいになってございます。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、私のほうからは先ほど質問のありました金木のサテライト病院、2010年の決算では大きな負債があるという質問でございましたけれども、負債に関しましては広域連合には持ち寄らないで、その市町村自治体で全て整理するのだというようなことで申し合わせしておりますので、その負債に関する心配はないものというふうに考えております。

それから、もう一点、人口減少についての今後の対策ということで回答させていただきます。人口減少が加速しますと交付税や自主財源の減少、そしてまた地元の産業や経済への影響も大きく、空き家や空き店舗の増加、さらには児童数の減少による学校教育や保育など市政のさまざまな局面において大きな影響があらわれてくるというふうに思います。ここでつがる市の人口減少を検証してみますと、最近の傾向として一番大きな要因は自然減であります。平成24年度のつがる市の出生者数、つまり生まれた子供の数でございますけれども、1年間に205人でありました。一方、お亡くなりになった方は550人でございます。単純に比較しますと1年間でこれだけで345人の減少になっているというような状況があります。この状況は、先般厚生労働省の発表した平成25年度の統計資料でも、我が国全体が人口の自然減を過去最高を記録しているというようなことでありまして、この減少はつがる市を問わず全国的に広がっているということで、高齢社会の現状を鑑みれば、この傾向は相当長い間続いていくものというふうに推察されるということでございます。このほかの人口減少といたしましては、就業などの理由で他地区へ転出するというような若年層も相当数あるものと思われまます。これまでつがる市では市内の就業機会を提供するため、緊急雇用事業や企業誘致に努めてまいりましたが、これからも若年層の雇用を中心に就労機会の確保と定住化を図ってまいりたいと思っております。また、市営住宅の建てかえや子ども医療費助成など定住促進に向けた取り組み、さらには農業を軸としたブランド化の推進などによる売れる農産物、農業者の所得向上を図ることで若い担い手の育成を図るなど政策が多岐にわたりますけれども、このような地域づくり

を進めることで人口の減少を少しでも緩やかにしてまいりたい。できれば減少に歯どめをかけていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 松橋議員。

○22番（松橋勝利君） 今1回目の答弁を聞いたわけでありますが、まずこの救急搬送振り分け、これは私どもは理解しているわけであります。先ほども言いましたけれども。ただ、一般住民、さっきも言ったけれども、ただそういう観念持ってしまうている、新聞の記事で。どうしても行かなければならないでないかと、そうではないことは私どもはわかっている。一括集中すれば今のつがる総合病院ではさばき切れなくなる、今までの救急搬送何百回とかを総合すると、それは我々はわかっている。さっきも言ったけれども、我々はこういう行政に携わっているからわかるのだけれども、一般住民に、さっきも言ったけれども、きちとしたそういう内容で理解できるようにまずしなければいけないのではないかなと、私こう思う。そういうところをまず考えてもらいたい。こういうことであります。

それから、この2番目のマスタープランのとおり在宅療養者に対する診療及び訪問看護が今の現状の医師ではできない。こういう答えだったと思うわけだけれども、これから、今ここで見ますとつがる西北五の広域連合の病院の事業管理者が弘大の棟方昭博氏が、弘大の医者であります、こういう方がなっておるのでありまして、これからでもそこなのです。医師の数をふやす努力をして、今まで在宅看護を受けた人たちも受けられるような努力をしなければいけない。こういうことを申し上げたい。こういう方がその病院の管理者になっているということは、これは私は非常に心強いものがあるなと、こう思っておりますので、その辺もこれから十分に検討して、申し上げるべきことはやっぱり申し上げていく。こう思います。この3番目の鶴田診療所では前からあった、これは今市長答弁された、それは私もわかっているのだけれども、多分そうだからそういう状況になっているのだなということは、これは全くわからないで質問しているわけでもない。ただ、ここは町ではない、市ということからいっただらば新たにそのぐらい設けてくれたら住民が助かる。こういうことなの。今開院したからこのままではない。これからも順次変えていける、住民にサービスできる状態に持っていく努力をしなければいけない。私はこう思う。

ここで、次は人口減少対策でありますけれども、細かく20年から25年度までのデータを示してもらったわけでありまして、ここで総務部長が対策というか、そういうことであるんことを話ししておったけれども、それも一つの方法だかもわからぬけれども、私はまた私としての考えここで述べてみたい、こう思う。今のつがる市の現状を見ますと、どこ見ても空き家、これが余ってしまう。皆さん、もう10年先見てみなさい。皆さん、どこの集落でも同じだと思う。大変な数の空き家が出てしまう、このままでいきますと、恐らくこのままでいくと思います。これを私は1つ提言だけれども、この空き家の対策を考えるべきだ。例えば空き家、立派な空き家いっぱいある。それを例えば都会の人なりなんなりに住んでもらうようにする。若い人はこれは最もいいことだけ

ども、このつがる市というのは自然もあるし、ほかの地域に比べれば絶対引けはとらない。海もあるし、山もある、川もある。そういうところから見れば住んで決して悪い土地ではない。私はこう思う。そこで、その空き家に住んでもらう人が来た場合には、例えば固定資産税を5年、10年とか免除するとか、例えばそういう恩典を与えてもいいのではないかな。こういう方法も、もちろん若い人であればそれにこしたことはないけれども、60歳定年迎えて年金暮らししている人でもいいです。これはやっぱり私はできるのではないかなと、こう思うのです。そういうところをやっぱり行政としても十分検討してもらいたい。今この人口減少対策については、総務部長の答弁にもいろいろあったけれども、私の考えとしてのことを述べたわけでございます。そういうことでもう一度。

○議長（山本清秋君） 小野消防長。

○消防長（小野 裕君） 松橋議員の2回目のご質問についてお答えさせていただきます。

救急搬送の振り分けでございますが、一般住民の心配をいわゆる払拭する対策を講じなければならぬのではないかとのお尋ねでございました。振り分けエリアの件につきましては、近々救急搬送ルールが決定次第広報紙等に掲載するという予定で、広域連合のほうで出すということでお話は伺ってございます。そしてまた、これまでのデータからいきますと、過去5年間のこれはデータですが、救急搬送に関しましてはつがる市におきましては年間大体1,200から1,300件ほど毎年あるわけですが、重症患者が約3割、中等症が4割、軽症が3割となっております。したがって、重症患者等につきましては主として総合病院、さらにまた脳疾患とかそういうようなものにつきましては高度医療機関への搬送ということとなっておりますので、金木病院の搬送はあくまで軽症、もしくは中等症ということでご理解いただければと思います。

そしてまた、今後の対策といたしましては救急車の適正利用について広報等で住民の理解を求めていくということも必要なというふうに感じております。先ほど申し上げましたとおり、軽症、いわゆる日帰りの方が3割程度おられるわけですので、その辺は住民の理解を求めていくような形で救急車の適正利用ということで、今後広報等で啓発していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 訪問看護あるいは診療所の診療科目でございますけれども、これは2つあわせてでも言えることは、やはり今現在ドクターが少ないというようなことに話しすれば尽きると思います。そういうことから、今県では地元枠と称して医者の増員を図っております。もうそろそろ卒業して出てくるとは思いますけれども、だんだん緩和していくというようなことになると思いますので、この先注視していきたいと、できればほかの科もやりたいのは当たり前なのですが、そういう事情もあるというようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、若干新聞、一般住民への周知ということで診療所の関係の補

足になりますけれども、先月号の広報つがるでも診療所について掲載したところでありますけれども、この3月の13日に発行されます3月号においても6ページほどを割いて、いろんな診療所についても時間とか、診療科目とか、それからまたバス、その他掲載させております。それで周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、一方では広域連合でも要請がありまして、つがる市の広報のときに連合側の病院のほう、要するにつがる総合病院の関係のほうのチラシも一緒にまいってくださいというような要請も来ておりますので、随時対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、人口減少の対策として非常にいい意見を伺わせていただきました。ありがとうございます。私どもいろいろ調査、研究しております。確かに全国の中では空き家バンクと称して空き家を登録して、こっちへ住みたい人があれば紹介してあっせんをしていくというような自治体も数の中にはございますので、それらもまた研究しながら、いかに人口減少に歯どめをかけていくかということについて頑張ってみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 松橋議員。

○22番（松橋勝利君） よくわかりましたけれども、ただこの最後の人口減少対策、これは何としても私は重要だと、こう考えておる。人口なくなれば全てだめになる。私から言うまでもなく。だから、そういうところをいろんな方の意見を聞きながら、私は検討会議というわけではないけれども、そういう対策を考えてもらいたい。私どものところにも、うちの空き家欲しい人あれば、くれるよという、こういう方もある。持っていたってどうもならない、固定資産税取られるだけだ、くれたほういい。長くなって人住んでいなければ、ますますこれは悪くなる。そういう点で、もう十分これについては行政として強く考えてもらいたい。

こうすることで私の質問を終わる。答弁はいいです。

○議長（山本清秋君） 以上で松橋勝利議員の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（山本清秋君） 以上で本日の会議を閉じます。

あしたは午前10時に会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時04分）

# 第 3 号

平成 2 6 年 3 月 7 日 (金曜日)

## 平成26年第1回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成26年 3月 7日（金曜日）午前10時開議

#### 1 開議宣告

#### 1 議事日程

##### 日程第1 一般質問

##### 日程第2 総括質疑

報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合規約の変更について）

報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成25年度つがる市一般会計補正予算（第7号））

議案第1号 つがる市税条例の一部を改正する条例案

議案第2号 つがる市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案

議案第3号 つがる市行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

議案第4号 つがる市漁港管理条例の一部を改正する条例案

議案第5号 つがる市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例案

議案第6号 つがる市都市公園条例の一部を改正する条例案

議案第7号 つがる市農業集落排水処理施設条例及びつがる市公共下水道条例の一部を改正する条例案

議案第8号 つがる市消防手数料条例の一部を改正する条例案

議案第9号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第10号 つがる市営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第11号 つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案

議案第12号 つがる市社会教育委員条例の一部を改正する条例案

議案第13号 つがる市消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例案

議案第14号 つがる市新型インフルエンザ等行動計画策定委員会条例案

議案第15号 つがる市新産業支援センター条例案

議案第16号 平成25年度つがる市一般会計補正予算（第8号）案

議案第17号 平成25年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案

議案第18号 平成25年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）案

議案第19号 平成25年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

- 議案第20号 平成25年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案  
議案第21号 平成25年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第4号）案  
議案第22号 平成26年度つがる市一般会計予算案  
議案第23号 平成26年度つがる市農業集落排水事業特別会計予算案  
議案第24号 平成26年度つがる市公共下水道事業特別会計予算案  
議案第25号 平成26年度つがる市国民健康保険特別会計予算案  
議案第26号 平成26年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案  
議案第27号 平成26年度つがる市介護保険特別会計予算案  
議案第28号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件  
（つがる市ふるさと創生物産広場、つがる市柏農産物加工技術開発センター）  
議案第29号 市有財産の無償譲渡の件  
（車力診療所用地及び建物）  
議案第30号 西北五環境整備事務組合規約の変更の件
- 日程第3 予算特別委員会の設置  
日程第4 議案等委員会付託  
日程第5 請願・陳情の件  
請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書  
請願第2号 雇用の安定を求める意見書の提出に関する請願書
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

追加日程第1 上程議案取り下げの件

議案第29号 市有財産の無償譲渡の件  
（車力診療所用地及び建物）

出席議員（24名）

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 成田昭司  | 2番  | 佐々木敬藏 | 3番  | 松橋博秋  |
| 4番  | 長谷川榮子 | 5番  | 成田博   | 6番  | 木村良博  |
| 7番  | 佐藤孝志  | 8番  | 長谷川徹  | 9番  | 三上洋   |
| 10番 | 野呂司   | 11番 | 天坂昭市  | 12番 | 成田克子  |
| 13番 | 小笠原忍  | 14番 | 村上秀徳  | 15番 | 佐々木直光 |
| 16番 | 佐々木慶和 | 17番 | 平川豊   | 18番 | 齊藤進   |
| 19番 | 齊藤幸洋  | 20番 | 山本清秋  | 21番 | 伊藤良二  |
| 22番 | 松橋勝利  | 23番 | 白戸勝茂  | 24番 | 高橋作藏  |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 市 長         | 福 島 弘 芳 |
| 副 市 長       | 佐 藤 昭 三 |
| 教 育 長       | 葛 西 岷 輔 |
| 総 務 部 長     | 山 口 修 一 |
| 財 政 部 長     | 倉 光 弘 昭 |
| 民 生 部 長     | 鎌 田 常 芳 |
| 福 祉 部 長     | 境 宏     |
| 経 済 部 長     | 成 田 一 司 |
| 建 設 部 長     | 相 馬 英 紀 |
| 会 計 管 理 者   | 川 嶋 久 利 |
| 総 務 部 次 長   | 柳 生 敏 雄 |
| 財 政 部 次 長   | 三 上 保 男 |
| 民 生 部 次 長   | 三 上 秀 敏 |
| 福 祉 部 次 長   | 葛 西 彰 憲 |
| 経 済 部 次 長   | 佐々木 錦 司 |
| 建 設 部 次 長   | 新 岡 秀 行 |
| 教育委員会委員長    | 成 田 悦 雄 |
| 選挙管理委員会委員長  | 成 田 照 男 |
| 農業委員会会長     | 山 本 康 樹 |
| 監 査 委 員     | 長谷川 勝 則 |
| 教育委員会部長     | 野 呂 金 弘 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 田 村 文 英 |
| 農業委員会事務局長   | 高 橋 寿   |
| 監査委員事務局長    | 三 上 修 司 |
| 消 防 長       | 小 野 裕   |
| 稲垣出張所長      | 成 田 柳 二 |
| 車力出張所長      | 工 藤 輝 美 |

職務のため議場に参加した者の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 事務局 長  | 小林 忠   |
| 事務局 次長 | 佐藤 廣文  |
| 総務係 長  | 三上 眞理子 |
| 議事係 長  | 葛西 隆志  |

---

開議宣告

○議長（山本清秋君） 皆さんどうも、おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

一般質問

○議長（山本清秋君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、きのうに引き続き一般質問を行います。

---

平 川 豊 君

○議長（山本清秋君） 通告順に質問を許します。

第7席、17番、平川豊議員の質問を許します。

平川議員。

〔17番 平川 豊君登壇〕

○17番（平川 豊君） おはようございます。通告の7席を賜りました五和会の平川豊でございます。合併特例債について質問させていただきます。

合併特例債は、合併時に策定された新市建設計画に基づき、市の建設計画において推進することとされる事業で、市の一体性を高めたり、均衡ある発展や住民福祉の向上を実現するために特に必要な事業に活用することとあります。つがる市において、平成17年2月に合併後こととして10年になります。合併当初つがる市においては、総合都市計画を作成され着々と進めてきているものと思いますが、そこで私は都市計画をもっと大胆に進めるために、合併特例債を利用してつがる市の将来の足腰の強い市として発展すべきと考えましたが、もう既に利用されていると聞いて一息ついておるところであります。

合併関係地方公共団体実施調査によると、合併の効果に総論が出され、予算規模確保を通じて財政基盤の充実、専門部署の新設、専門職員の配置、財政状況の一定の改善やまちづくりの進展が図られたとする意見が多かったということでもあります。そこで、つがる市としては、まず1点目として、今までに合併特例債を過去にどのような事業に利用したのかどうか。

そしてまた、2点目の合併特例債を市としての利用限度額はどのくらいになるのかをお聞きします。

合併特例債は地方自治体に有利な特例債とお聞きしますが、今後合併特例債の利用できる期限がいつまでであるのかも伺います。

また、3点目として、今までに過疎特例債が有利だと聞いており、過疎債を重点的に利用してい

るものと思っていました。そこで、合併特例債と過疎債がこれから併用できるのかどうかをお聞きいたします。

合併特例債が平成27年から31年までの5カ年の延長にあります。これはつがる市においても活用可能なのかどうか。もしも可能であれば今後利用する計画はあるのかも市長に伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） おはようございます。平川議員のご質問にお答え申し上げます。

1点目、合併特例債を過去に利用した事業はどのようなものがあるかということでございます。合併特例債を過去に利用した主な事業と起債額について申し上げます。まず、1つ目が合併振興基金の造成事業に起債額27億3,600万円、斎場の建設事業、この起債額に7億1,930万円、それから統合中学校の建設事業、木造中学校ですけれども、起債額で14億8,090万円、それから車力中学校の改築事業、これに起債額で7億2,200万円ちょうど、それから汚泥再生処理センター建設、これ負担金事業ですけれども、起債額としては6億3,250万円となっています。その他県営の農業施設整備に係る負担金事業として、あるいは市道の整備等、インフラ整備等、こういうものと、それから教育施設の耐震化事業などに幅広く合併特例債を活用しているところでございます。平成25年度までの合併特例債の起債額は、合計で75億910万円となる見込みでございます。

それから、合併特例債を起こすことができる起債の限度額、これは216億4,000万円ということになってございます。この中に基金の造成額、これが27億3,600万、これも含んでございますので、これはもう消化してございます。実質残っているのが189億400万、これを起こせるということでございます。今申し上げました既に使っている分が75億910万円ですので、その差額113億9,490万、この分がこれから起こせる額ということになるものでございます。

それから、合併特例債の利用できる期限はいつまでかというご質問でございます。合併特例債の利用できる期限についてのことですけれども、合併の特例に関する法律でつがる市では平成26年度までの期限となっておりました。新市建設計画も平成26年度までの計画で策定してございます。ただ、その後東日本の大震災の発生がございましたので、国のほうではこの合併市町村の地方債の特例に関する法律を一部改正してございます。その結果、被災市町村以外、当市も入りますけれども、それを5年間延長するというように決まっております。被災市町村は10年間ということで、直接被災を受けていない市町村については5年間の延長ということになったものでございます。そのため、これまでの新市建設計画は今現在平成26年度でとまっておりますので、これから新市建設計画の変更と、それから合併特例債の期限の延長もしてまいりたいと、そういうふうに考えてございます。

それから、3点目でございます。合併特例債は過疎債と併用できるのかというご質問でございま

す。合併特例債と過疎債とこれは基本的には併用することはできません。と申しますのは、1つの事業に特例債も過疎債もこれを両方充当することはできないということです。ただ、合併特例債は合併特例債の目的がございますし、過疎債は過疎債の目的があるということで、それぞれの事業に単独で起債を充てるのは構わないと。簡単に申しますと、つがる市では合併特例債でやる事業もあるし過疎債でやる事業もあると、それは混合してもいいということでございます。制約とすれば、合併特例債は新市建設計画に盛っている事業ということでございます。過疎債は、過疎地域自立促進計画において承認された事業でなければ起債は起こせないというものでございます。どちらも有利な起債でございますので、今後とも計画を充実、調査、発展させて合併特例債あるいは過疎債を活用することで、当市の発展に寄与すべきものと考えてございます。

それから、4点目でございます。最後ですけれども、合併特例債を今後利用する計画はあるのかということでございますけれども、現時点では26年度、来年度いっぱいの特例債の利用期限が終わるわけですけれども、今ある中では平成26年度の当初予算に県営屏風山地区畑地帯総合整備事業のこの1件にのみ充当してございます。今後の利用計画については、前段で申し上げましたとおり、建設計画の延長を計画して、その中でどういうものに合併特例債を使っていくのか、そういうことも検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 平川議員。

○17番（平川 豊君） それでは、2回目の質問をいたします。

今思うと私もこの合併特例債の質問をもうちょっと早くやればよかったなと、時期がおくれたなと正直言ってそう思っております。合併特例債の利用限度額が216億と決めたわけでございますけれども、その中で75億を活用されたと、こう言われておるわけでございます。これは利用してしかるべきだと思います。合併特例債も借金であります。市の負担が大幅に軽減される特別なもの等あるわけでございます。合併特例債は皆さんもご承知のとおり事業費の95%を充当できます。70%が交付税措置というような非常に有利な債権と聞いておるわけでございます。単純に言えば30%を返済しなければなりません。本市ではこの返済金を市の基金として特例債の中からも積み立てていると聞いておるわけでございます。今後将来の財政状況を十分見通した上で、事業計画の中で締めるところもなければなりませんけれども、出すところは出す、めり張りのつけた形での行政の次期計画を立てていただければと思います。合併特例債は普通交付税に補填されるので、まだまだつがる市においては運動施設の整備、分館施設の整備、インフラの整備、人口減少対策、それは宅地造成であります。まだまだもろもろありますが、合併特例債は時限的なものですから、将来の財政確保においても大事であり重要なものと思います。5年延長に伴いまだ使うお金が113億あるわけでございますけれども、市として全額利用すべきだと思いますが、市長の方針をお伺いします。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） 二百十何億あるこの合併特例債、現在75億使っているわけでございますけれども、よく議員は前々からこの合併特例債の話、使ったほうがいいのではないかというようなことでありますけれども、実は過疎債のほうが若干有利と申しましょうか、そういうようなこともありますので、それを主に使っていました。あともう113億あるからといって、それを使い切るまでにはちょっと財政がもたなくなるというような懸念もあります。そういうことから、財政の健全化、これもまた一つの柱でございますので、それとの相談をしながら、それこそ運動、文化、さまざまな事業ありますけれども、それに充ててやっていきたいというふうに思います。

足りない分は財政部長のほうから。

○議長（山本清秋君） 倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） 市長が今申し上げましたとおりのことでございますけれども、当市では過疎債と合併特例債両方使えるのですけれども、冒頭過疎債は過疎債なりの目的があるし、合併特例債は合併特例債の目的があって起債を起こせるのですけれども、いかんせん当市ではこの2つの起債をフルに起こしてしまうと、近い将来必ず債務超過に陥るといような結果になってございます。今までこの75億起債起こしてございますけれども、これについてはその時々で、過疎債でやれないものを合併特例債でやっている、そういうような感じで自主的としてございますので、これからも市長が申し上げましたとおり、その時々での将来の財政を見越したもののうちでその合併特例債でやれるものをやっていくと、過疎債でやるものは過疎債でやっていくと、そういうふうにして財政の運営に使っていかねばならないのだろうと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 平川議員。

○17番（平川 豊君） 3回目の質問に入ります。

いろいろと市としても、いろいろ事業に対しての余りお金を使うと市の財政が大変だということも考えておるのもわかります。合併特例債の対象事業については幾つかの条件はありますけれども、これから建設計画を定めて、その中に掲載された事業が合併特例債の事業になります。明らかに合併したことにあるメリットだと私は考えておるわけでございます。また、市長は議案説明の中で、市民と行政がそれぞれ責任と役割を果たしながら、地域力を最大限に発揮できるまちづくりを目指すとあります。大変すばらしく期待しておるところであります。

それから、総務部長に聞きますが、合併特例債のメリットの部分と、それからデメリットの部分をお聞きしたいと思っております。そして、メリットなのか、デメリットなのか、どちらをとるのか、部長の考えをお聞きかせください。

それから、今までの合併特例債で行われた事業の資料をいただければと思っておりますので、それをお伺いし、これで私の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） 平川議員のご質問にお答えをいたします。

物事にはデメリットもあれば、またメリットもあるというふうにと考えるとございませうけれども、この合併特例債について、まず私の思う範囲の中で答えさせていただきたいと思っております。デメリットと申しますか、注意すべきと申しますか、そういう事項でございませうけれども、これはあくまでも借金であるというふうにと考えます。交付税はあるものの、先ほど議員がおっしゃいましたように100のものに対して95の資金が調達できると、その逆を言えば5%は自前でまず用意しなければいけないというふうなものがあります。そしてまた、借りた額に対して70%の交付税措置はあるものの30%がまた自前で考えなければいけないということで、乱発すると財政計画に与える影響が非常に大きくなるのではないかと申すのがちょっと注意すべきところかなというふうにと考えます。その一方、メリットとしては、先ほども議員おっしゃいましたように、これは合併した市町村に与えられた大きな特権と申しますか、大きなメリットだというふうにと考えます。そして、ほかの起債と違って、先ほど言いましたように70%の措置があり、非常に有利なものであるというふうにと認識しております。

以上のことから、全体的に見ればデメリットよりもメリットのほうが大きいものかというふうにと考えます。ただ、この合併特例債につきましては、あくまでも1町4村が合併したという前提に立ちまして、この地域の均衡ある発展と申しますか、それに資するべきものだというふうにと考えております。次世代に大きな負担を残さないような形で、将来的な見地に立ってうまく活用していくべきだというふうにと考えております。

そして、先ほど議員のほうからインフラの整備や各施設の建設、または人口減少対策というふうなものに活用していかなければいけないというふうなお話もありました。ことし私たちは合併してちょうど10年の節目を迎える年になりました。新たにこの先10年を見据えた総合計画を策定していくこととなります。その中に将来志向で考えながら、地域の均衡ある発展に取り組んでまいりべきだというふうにと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上であります。

○議長（山本清秋君） 以上で平川豊議員の質問を終わります。

---

三 上 洋 君

○議長（山本清秋君） 第8席、9番、三上洋議員の質問を許します。

三上議員。

〔9番 三上 洋君登壇〕

○9番（三上 洋君） おはようございます。第8席を賜りました芳政会の三上洋でございます。よろしくお願ひいたします。3月、4月は別れと新しい出会いの時期でもあります。まだまだ仕事ができるのに定年という定めに従い、理事者側にも何人が退職なさる方がいると聞いております。長

い間、つがる市発展のため全力で立ち向かってくださったこと、心より感謝申し上げ敬意を表します。立つ鳥跡を濁さずという言葉があります。最後まで気を緩めず職務を全うしてほしいと思います。

それでは、PPPとPFIについてご質問申し上げます。PPPとは、パブリック・プライベート・パートナーシップの略称で、企画計画段階から民間の企業が加わり、民間独自のノウハウにより効率的な運営が目指せるとあります。PFIは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略称で、自治体の公共施設などの整備を官民役割分担のもと、民間の資金やノウハウを活用することで効率的に行おうとする考え方です。いずれも1990年代にイギリスで始まった民間資金を活用して社会資本整備を発展させた概念であります。我が国では、平成25年6月に民間資金等活用事業推進会議において、PPP、PFIの抜本改革に向けたアクションプランが決定され、各自治体に送付されているはずで、その中身は、公的負担の軽減を図りつつ民間投資を喚起し、官民連携によるシナジー効果を高め、経済再生や豊かな国民生活に資するインフラの整備、運営、更新を実現するとあり、このためアクションプランに示した方針に沿って今後10年間、平成25年から34年まで12兆円に上る事業を着実に推進するとあります。これら国の方針を踏まえて次の3点についてご質問申し上げます。

1点目、PPPとPFI事業について職員と意識統一はされているのか。

2点目、PPPとPFI事業について市民に対する周知はされているのか。

3点目、当該事業に対し、職員の認識度はどの程度なのか。

1回目の質問終わります。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、三上議員のPPP及びPFIについてご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。PPPとPFI事業について職員と意思統一はされているのかというご質問でございます。今議員が申したように、PPPとは行政と民間企業とかが連携して公共サービスの提供を行う手法であります。PPPの中にはPFI、そして指定管理者制度、市場化テストなどがございます。一方PFIとは、PPPの代表的な手法でありまして、先ほど議員がおっしゃられましたように公共施設等の設計、建設、改修、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用することで、効率的で質の高い公共サービスを提供する事業手法でございます。PPP、PFI、いずれの手法も公共サービスを提供するための財政負担を軽減する、そしてあわせて高いレベルのサービスを実現するというのが大きな目的ではないかということでありまして、その導入を図っていかうというふうにするものでございます。つがる市におきましては、PFIの実施事例はございません。ただ、PPPにつきましては指定管理者制度を推進しておりまして、現在61の施設に

において導入をいたしております。また、そのほかの事例といたしましては、保育所の民営化により保育時間の延長や休日保育の実施など、市民サービスの向上とあわせて財政負担の軽減が図られるなど、各部局の公民連携の取り組みに本市においても一定の実績と成果をおさめているものというふうに考えております。

2つ目の質問でございます。市民に対する周知はされているのかというご質問でございます。PFIにつきましては、これは公共事業のための資金調達手法でありますことから、この手法自体については市民へ特段の周知を図っておりませんが、金融機関においては制度として十分承知しているものというふうに思われます。PPPにつきましては、当市においては指定管理者を実施しており、指定管理者の公募に当たっては市の広報やホームページによる周知のほか、各担当課からも民間事業者へ情報提供を行うなど、市民及び事業者に対して十分な周知を行っているものというふうに考えております。

そして、3つ目の質問でございますけれども、職員の認知度はどの程度なのかというご質問でございます。これまでも大型の建設事業の計画案につきましては、地方債の活用と民間資金の活用と比較しまして、より有利な手法により事業資金の調達を図るなど適正な財政運営に努めているところでございます。また、青森県におきまして開催されるPPP、PFIセミナーなどの研修にはこれまでも職員を派遣することで、新たな制度やその手法や情報の収集に努めているところでございます。

以上であります。

○議長（山本清秋君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） ここに東奥日報の記事を持っています。PFI導入の先進事例を学ぶ、みち銀がセミナーとあります。地方公共団体が民間の資金や運営ノウハウを活用して事業を行うPFIに関するセミナーを開いたと、県や県内25市町村の担当者など80人が全国各地の先進事例を学んだと。そして、この中の事例で岩手県紫波町の事例がございます。図書館と飲食店などを備えた官民複合施設オガールプラザの事例を紹介してござっております。PFIは、少ない財政負担で質の高いサービスを提供する手段として全国の自治体で導入する動きが広がっていると。県内では14年、今年度です。利用開始予定の青森市小学校給食センター事業、これがPFIを取り入れているとあります。

そこで、ご質問いたします。このみち銀のセミナーに職員を研修のため派遣したのかどうか。

2点目、全国各地の自治体は導入する動きが広がっているが、つがる市はどうするつもりなのか。

3点目として、岩手県の紫波町、藤原町長は74歳ですが、非常に前向きな方で町の職員を公民連携専攻学部というのでしょうか、の学校に派遣している、そういうわけで、3点目としてつがる市でも職員を派遣し勉強させ、その道のプロを養成するべきと思いますが、どうでしょうか。

3点。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

ただいま議員が申しましたセミナーの件でございます。これは1月の22日に青森の市内で開催されたものでございまして、当市からは総務部の職員2名を派遣して研修を積ませたところでございます。セミナーでございますけれども、内閣府、そして日本政策投資銀行、それから岩手県紫波町、それからみちのく銀行の4者からPFI事業の仕組みについて講義がございました。厳しい財政の中、地方公共団体が公共施設の老朽化対策を講じていくために、PFIによる民間の活用は今後ますます重要になるだろうというような概要のものであったと報告を受けております。

また、岩手県の紫波町の事例でございます。今議員がおっしゃったように、紫波町ではいち早くPFI手法を取り入れて実施をしております。紫波町の中央駅前都市整備事業ということで、駅前のおよそ21町歩にわたる区画整備をすると、その中に情報交流館や役場庁舎、それから道路、公園、下水道などを整備するというような内容のものでございまして、官民複合施設を建設したという事例の報告がその研修でされたということでございます。参加した職員は大いに参考になったという話を伺っております。

それから、つがる市はPFI等の事業に対してどのようにするのかということでございますけれども、先ほど私1回目で申し上げましたように、今までの手法と、それから民間活用の手法、官民連携といえますか、それらの手法をやはりいろんな形で比較、検討するべきかというふうに考えます。その段階において活用できるものは活用していくべきだというふうに考えるところでございます。

それから、3つ目でございます。研修機関へ職員を派遣してはどうかというようなことで、日本では唯一東洋大学のPPP研究センターというものがございます。PPPによる官民連携は、地域の課題を官と民、そしてまた市民との協働で解決していく手法として今後ますます重要なものとなっていくと思われまます。市の職員数も今後ますます減少していく中で、あらゆる研修の機会を捉えて職員一人一人の資質の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。ただ、職員が減少する中において長い期間とかはなかなか研修も難しくなりますけれども、必要な場合には職員の派遣をして外部の研修機関とも連携できるよう柔軟な体制をとってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（山本清秋君） 三上議員。

○9番（三上 洋君） 3回目の質問いたします。

官民共同出資で運営主体をつくる第三セクター方式があるが、官民の責任分担がはっきりせず、かえって税金の無駄遣いになる例が多かったとあります。PPPやPFI方式は、事前にリスク分担も決めておくため、官民のもたれ合いが起きにくいとも言われております。前段の平川議員が質

問したように、合併特例債もあと5年ぐらいでなくなると、基幹産業である農業が低迷と、少子高齢化、仕事がないための生産年齢の人口の流出等、とにかく地域経済の活力の低下というもの、今叫ばれているときでございます。そうすると、これからは非常に厳しい財政状況になるのが見えております。どうしても民間の資金の活用が必要となってくるかと思えます。コマーシャルにあります。いつやるのか、その後わかっているでしょう。私が言わなくてもわかっているはずです。というわけで、とにかく勉強して、このPFI事業をなるたけやるようにしてほしいとお願いします。ただ、紫波町の事例を見ますと1つの敷地内に1つの建物があり、その建物の中に公の施設と飲食店がある、複合して入っている。これで成功しているわけなのです。ただ、つがる市にも私あるような気がします。公の施設、縄文資料館、同じ建物の中に華かるといふ飲食店があります。そういうわけで、これはまさかPFIを利用して建てたものなのか、そうでなければこれはどのような補助金で建てたものなのか、国の、県の許可はどのようにしてとったものなのか、もし知っていましたらお願いします。

答弁を聞いて私の質問終わります。

○議長（山本清秋君） 教育委員会部長。

○教育委員会部長（野呂金弘君） 三上議員の3回目のご質問にお答えいたします。

今お話が出ました縄文住居展示資料館カルコでございます。教育委員会の所管となっております。これは、皆様ご承知のとおり昭和60年につくば科学万博が開催されております。その際に松下電器グループで松下館の展示物としてホログラフィー、遮光器土偶の像、それから縄文住居、縄文人のロボットを公開したということでございます。万博終了後、木造町におきまして無償譲渡をお願いして、その譲渡を受けたと、それを展示する施設として資料館を建設したものでございます。関連して建物の一部、現在華かるとしてございますけれども、そちらのほうにつきましては当時の成田委員、成田秀秋氏、こちらが個人的にお金を出しまして工事費、完了したということで、完了後その財産は町に寄贈したという経緯はございます。ただ、ご質問の資料館建設に当たってどういう補助金を受けたかという部分については、教育委員会ではちょっと承知はしてございません。当時は、昭和60年でございますので、担当課としては地域振興関係、あるいはまた企画のほうでその実務を担当していたものというふうにとめております。

それから、お話がありました青森市におきましては学校給食センターの建設事業、こちらはやはりPFIという形で建設されております。つがる市においてそういう方式で実施が可能かどうか、これについては当然メリットもありますし、デメリットもあるかと思いますので、その辺については慎重に検討を進めながら考えていく必要があるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 会計管理者。

○会計管理者（川嶋久利君） 当事木造の財政にいましたので、どの補助金を使ったかということに

ついでご説明します。

資金は宝くじの資金を使って建設しております。

以上です。

○議長（山本清秋君） 以上で三上洋議員の質問を終わります。

---

齊 藤 進 君

○議長（山本清秋君） 第9席、18番、齊藤進議員の質問を許します。

齊藤議員。

〔18番 齊藤 進君登壇〕

○18番（齊藤 進君） おはようございます。齊藤進です。早速質問に入りたいと思います。

つがる市は農業のまちであると言われます。しかし、平成22年版の国調では当市の就業人口は第1次31%、第2次19%、第3次産業50.1%であります。また、それぞれの生産額も第1次205億円、第2次62億円、第3次477億円となり、経済の動きという視点からだけ見ると、つがる市は商業サービスを主体とした地域と言えるのでありますが、市の大部分が十分に手入れされた農地で占められ、多くの人が農業生産にかかわり季節、季節の農作業をする姿が目につく風景から農業のまちとされているところであります。平成23年の資料では、当市の市民1人当たりの平均所得は175万4,000円で、県下10市の最低であり、さらに農業就業者の平均年齢は高く、若年後継者による将来の見通しも非常に厳しいものがあります。しかし、農産物の売り上げにまさる経済活動は今すぐに見つかるわけでもなく、そういう面からも農産物の生産、販売は当市にとって最も重要な位置を占めるものであります。

そこで、平成17年の合併当初から市長が主唱してきたところの農産物のブランド化を中心に議論を進め、市の農業発展のためによりよい方向を探ることができないかという視点で質問をいたします。平成15年発行の小冊子、新市将来ビジョンの中に農業振興の方向として他地域との差別化と優位性を向上させるという説明で地域ブランドづくりという言葉が登場してきます。平成17年度、合併初の予算書に、これは6月11日に提出されていますが、初めてつがる市農産物ブランド化推進会議補助事業として800万何がしかの予算化がされました。次に、18年度発行のつがる市総合計画、この中では農林水産業の振興策として、1、新規就農を促進します。2、スイカ、メロン、長芋、花卉の複合経営を進める。3、農協と連携し販路拡大を図る。4、地産地消を進める。5、ロゴマークをつくり商標登録をする。6、高付加価値商品を開発する。7、土づくりで安全な農産物を生産するなどなど、総花的な目標が大変多く並んでいます。

また、5年後に発行された後期基本計画の中ではつがるブランドということ意識して、1つ、販売価格の向上を図る。1つ、消費者ニーズの把握をする。1つ、販路拡大を図る。1つ、最上位商品の開発をするというふうに幾分目標が絞られた感じはありますが、いま一つ焦点がはっきりし

ません。

そこで、最初に伺いますが、最初のころのブランド化戦略の目標を簡単に言えば、高価格商品の開発であったのか、あるいは販売市場の拡大に狙いがあったのか、またはそれ以外に大きな目的があったのか、究極の目標としたものは何であったのか教えていただきたいと思います。そして、その目標設定は9年目となった今も変わっていないのかどうかもあわせてお教えいただきたいと思います。

次に、この9年間の経過について伺います。当初8品目計画があるわけですが、その中でスイカ、メロン、長芋と作物名を具体的に挙げてこれを進めていきたいということがありましたので、この3品目について次の指標ごとにお答えをいただきたいと思います。

- 1、各作目ごとの参加農家の増減状況について。
- 2、3品目の作目ごとの売上高の年次推移について。
- 3、商品単価、平均値でいいわけですが、の年次推移について。

まず、このことについてお伺いをしてから次の議論に進みたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 第9席、齊藤進議員の質問にお答えいたします。

ブランドの最大の目標とはどのような質問でございますけれども、つがるブランドの最大の目標は農業振興であり、そしてまた地域の活性化であります。当初は農産物ブランド化でしたが、推進過程におきまして産地の認知が重要視されることから、平成21年度につがる市の歴史、伝統、文化を含め総合的な地域ブランドの推進に変更しております。その中で農産物のブランド化は大きな比重を占めるため、高価格商品や市場開拓などを取り組んでいるところでございます。そのため、認定農産物を取り扱う各出荷団体の販売戦略と連携をしながら、PRを初めとした各取り組みをしております。

ほかのもう一点については担当部のほうから答弁させます。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、3品目についてお答えいたします。

まず、スイカですけれども、19年から認定を行っていきまして、19年96名、20年70名、21年124名、22年77名、23年77名、24年75名でございます。金額ですけれども、19年が1億500万、20年が1億700万、21年が9,900万、22年が1億1,200万、23年が9,500万、24年が7,700万。あと、平均単価ですけれども、キロですけれども、19年が212円、20年が134円、21年が147円、22年が142円、23年が134円、24年が143円です。

続きましてメロンですけれども、これも19年から認定を行っていきまして、19年272名、20年202名、

21年215名、22年219名、23年219名、24年249名でございます。メロンの売り上げですけれども、19年2億8,900万、20年2億7,100万、21年3億800万、22年2億7,000万、23年2億7,900万、24年3億900万でございます。単価でございますけれども、19年278円、20年295円、21年284円、22年275円、23年256円、24年282円でございます。

続いて長芋ですけれども、長芋については認定基準をつくりましたが、取り組みがなかなかできませんで、平成21年から認定を行っています。21年が23名、22年が22名、23年も22名、24年が23名でございます。長芋の金額ですけれども、21年500万、22年8,300万、23年3,900万、24年990万、平均単価ですけれども、21年320円、22年320円、23年220円、24年249円ということです。

よろしく申し上げます。

○議長（山本清秋君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 進君） ありがとうございます。これで長い期間の大方の動向が少し把握できるかと思えます。

次に、旧稲垣村時代の話をしりたいと思います。旧稲垣村時代に有機むつほまれとか、それからクリーンライスとかいう試みがあったわけです。ブランドというほどのものではないわけですが、強いて言えば村の認定農産物と、そういう範疇の考えであったと思います。要するに堆肥を使って化学肥料を減らし、農薬を減らしていわゆるオーガニック風、有機栽培風につくって少しでも有利な契約販売をしようと、そういう試みを長い間やった経緯があります。ところが、化学肥料を減らすわけですからなかなか思うように収量が上がらないわけですよ。それで、中にはこっそりと暗くなってからほっかぶりして肥料をつけて、本来は認められていない追肥を少しやる人がたまにあるわけです。そういう例というのは秋になると、やはり追肥多いですから結構な毒々しい色になって、場合によっては倒伏すると、そういうケースが幾つかあったわけで、それを見た口の悪い人が、私でないですよ、稲垣にも口の悪い人はたくさんいますから、口の悪い人が、これだとクリーンライスでないと、これグリーンライスっていうものだ、倒れてしまって真っ黒でグリーンライスで、皮剥けば米まで青いやという、そう言って笑ったことがあるわけです。たくさんの方が集まって均一な商品をつくるということは、やっぱり結構大変難しい課題であるわけですね。これが生産者サイドから見た商品をつくるのに難しい点がある。

次に、消費者サイドの意見も1つ申し上げておきたいと思います。和歌山市の中心街に青森県人会という看板をかけた居酒屋さんがあります。そこの奥さんは弘前の出身だそうです。ですから、ある和歌山でやった試食会で大宣伝をしていたつがるロマン、それを食べてみたらとっても気に入ったと、ぜひこれは自分たちの店も看板商品にしようというつもりで、農協さんを通じて注文をした。ところが、送られてきたものを食べてみたら試食品とは全く違うまずい味だと、その人いわく、農協さんを信用して少しでも青森県のために役に立てばと思って一生懸命やったのに、これではだまされたような気分だと、二度とつがるロマンを買うことはないでしょうと私にきつく言うわけで

すよ。びっくりしたわけですが、このように消費サイドにとっても商品というのは、ある程度均質でないと消費者の理解をもらえないのだということになると思います。

それから、今さら私が言うまでもありませんが、ブランドという言葉は本来は牛や馬につけた焼き印のことから始まったというのはよく言われますね。もう一つ、悪い面では罪人の焼き印もやはりブランドと言うそうですね。ですから、いいほうのほうだけとって、たくさんの群れの中から自分の所有の牛や馬を見つけるために焼き印を押してある、これがブランドの当初の最初の語源だと言われています。そこから他人のものと差別する、区別するという意味で今は使われている。特に最近ではブランドというと高級品を指すというふうに、大体はそういう意味に使われているわけですが、本来は高い、安いとかという問題はブランドの本来の意味ではないということを一つ申し上げて次のお尋ねをしたいと思うわけですが、つがるブランドがほかのものと差別を明確にする、ほかのものとは違うのだという意味でブランドを使っているとすれば、そういうために行っている栽培上の条件がありますね。こういうふうにしてつくと、肥料はこうつくる、農薬はこのくらいと、そういう条件はどういうようなものなのかをひとつ教えていただきたい。

それから、それに付随して、それがそのとおり行われているのかどうか、確認する作業はうまくいっているのかどうかということもあわせて説明をいただきたいと思います。

さらに、先ほどの話のとおりブランドというものを掲げる以上、できるだけ均質でむらのない商品を提供することが当然必要です。つがる市にはブランドに協力している生産や集荷の団体が幾つかありますね。例えばJAごしょつがる、JAにしきた、この小さなまちに農協が合併して10年もたつに農協が2つもあって、偉い幹部がふんぞり返っているのもちょっと変な感じはしますが、これは話せば長くなるので次の機会にして、屏風山蔬菜組合、それから弘果あるいは各集落ごとの団体、たくさんの細かい団体で集出荷が行われていると聞いています。それらのたくさんの団体に栽培の条件あるいは選果基準、どういう形で選果して、どういう商品にして品ぞろえをするか。同じ基準が徹底されていて、つがるブランドという均質な商品をつくる上で今のところ問題は全くないのかどうかという点についてお伺いをします。

よろしく申し上げます。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） ブランドに取り組んでから、それこそ栽培方法に関しては、たしかブランドの協議会がございますけれども、ある程度の専門家の人たちがそれに沿った栽培方法を決めているというようなことであります。それから、農協さんあるいはまた屏風山の蔬菜組合さん、そういうようなところにおきましてはメロン、スイカあるいはまたリンゴでございますけれども、それぞれ市でご承知のとおり補助金を出して均一なものを選ぶというような手配もしてございます。ただ、まだこれ全般的に市でお願いは各農業関係団体にはお願いしてはおりますけれども、とにかく選果機のあるものに対しては、どこの農協あるいはまた出荷団体にかかわらず、そこでやってくればあり

がたいなというふうなこと、ぜひともそうしてほしいというようなことも伝えてあります。そのようなことから、栽培方法あるいはまた選果基準に関する基準と申しましょうか、そういうのも設けておりますので、特にこれからはメロン、スイカ、リンゴに関してはいいものが、均一なものが選べるというふうに思います。

質問の中で何か答弁なかったことに関しましては経済部のほうから答弁をさせます。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、つがるブランドについてはつがるブランドのほうでの認定のガイドブック作成して、栽培基準については使う肥料、農薬等について指定してございます。あと、出荷基準についても、極端に言えばメロンは何度以上というように基準を定めて出荷してしまして、米については2農協、そして一番品目多いのはメロンですけれども、今市長もおっしゃいましたとおり、にしきた農協、ごしょつがる農協と、屏風山蔬菜組合のほうで行ってございます。スイカについても同様でございます。そういうことで毎年農協、農家の方と、あと県の普及のほうの方と1回、ことはもう終わりましたので、栽培が終わった段階で1回集まって農薬の使用の仕方、あと栽培の仕方を検討して翌年のほうでまた変更する分には変更すると。つがるブランドの農産物の認定については、弘大の教授が代表になってしまして、そちらのほうであくまでも認定してございませぬので、それに栽培の肥料、農薬については全て使用したものについては提出させていますので、今のところで特別な問題になっている点はございません。

○議長（山本清秋君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 進君） 大変うまくいっているというお話ですので、ぜひ継続して頑張してほしいと思います。

ここで少し、昔勉強したことの一つに、農業にも社会的役割が、使命があるとすれば何か。これは良質で安全な食料を大量に安く社会に供給する。これが農業の社会的使命と言え言える。大きな課題であるということをお教わったことがあります。それまでは私もいいものをつくって高く売ればいいではないかと思っていたわけですが、農業はつくる側の反対側にいる消費や流通、小売といった反対側にいる人たちに理解をしてもらわなければ国民的な産業だということは言えないということはそのときに教わった経緯があるわけです。この間いろんなこの基礎資料を探していたら、ある組合のリーダーがこういう話をしていました。我々は農家の利益のために働いている。確かにそうでしょうね。我々が国土保全をし、食料生産をしているおかげで消費者は飯が食えるのだと、こういう話になったわけですよ。気持ちは大変よくわかるわけですが、私はちょっとがっかりしました。自分たちの利益だけを主張し、違う考え方あるいは異なる体質を排除していく、自分たちだけでまとまろうという、こういう考え方で国民的な理解を得るといのはやっぱり大変難しい話だろうと思うわけです。

次に、最近機会があって大都市のスーパーに行ってきました。隣のおやじにしゃべったらスーパー

ーコンパニオンなんていう、そのスーパーでなくスーパーマーケットの話だと、はっきり断らないとまずいことになりますけれども、その大都市のスーパーに米売り場がありまして、そこで売っていた米はやはり結構名前の通ったものばかりでした。コシヒカリだとか、あきたこまち、はえぬき、どまんなか、そういう名前の米がずらっと並んでいるわけですが、そしてつがるロマンは残念ながらありませんでした。そして、一般的に名の通ったものも大体10キロ当たり3,000円前後の値段ですね。随分安いなという感じはしました。あきたこまちは2,890円、ですからこの辺で売っている値段とほとんど違いはありませんでした。俗に言う魚沼産のコシヒカリが1俵3万円するのだと、あるいは松阪牛が1ブロック1キロ1万円する。大間のマグロは1本1億円もする。こういう話はよくあるわけですが、これは全く話の種であって一般的なものではないということは申し上げておきたいと思います。安全で安い農産物というのは、これはあくまでもこれ消費者ニーズそのものですよね。その一方でブランドと呼ばれるものが仮に限定的な商品で高価格を狙うものだというふうになれば、まさにその一般消費ニーズの対極にあるわけですよね。今経済部長の報告で、つがるブランドが幸か不幸か余り価格が高くないという話、もしそうであれば販路拡大だけを目的とした戦術に絞るのはどうだろう。高付加価値という考え方を捨てる。そして、常識的な栽培基準、常識的な価格帯で市場開拓だけを考える、そういう選択肢はとれないものかどうか、ひとつ伺いをしたいと思います。

次に、ちょっと話がくどくなりますが、数学の世界にベクトルという考え方ありますね。昔は我々のころは微分、積分と言ったわけですが、物事の方向とそれから質量、量の変化、これを計算する学問であります。大体三次関数が多いですから、多くなったり少なくなったり、こういう波、カーブを描くのを計算していく、そういう考え方があります。それで、今の日本人の少子高齢化、それから人口減少を計算した人がいる。そうしたら、400年後に日本人はたった2人になるのだと、今の減少、スピードでいくと400年後にたった2人しか残らなくなる。そういう笑い話があるわけです。日本人は今や絶滅危惧種なのかと、このままでいけば。アダムとイブは外国ですから、日本風に言えば、いざなぎといざなみのみことの古事記の時代までバックするのだと、こういう悲観的な話が出ています。そういう話をすると、イギリスの進化論とか種の起源とかを書いたダーウィンという人の話に少し触れたいと思うのですが、ガラパゴス諸島で生物が状況に合わせて進化して変わっていくということで進化論という論説を立てた人ですが、その人が言ったとされる言葉があります。この世に生き残る生き物は最も力の強いものか、そうではない。では、最も頭のよい生き物か、そうでもない。それは変化に対応できる生き物だ。こういう話が大変有名なフレーズとしてあちこちで引用されています。

もし、私流にこれを今の日本の農業に当てはめてみますと、日本人の食生活が大きく変わって米の消費量はとって減っています。日本食が世界遺産になったということは言っている、では3食皆さん日本人が日本食食べますか、そうはないですよね。日本食は世界遺産だと言いながらパン

食って、ラーメンすすっているわけですよ。それが一般的なわけです。ですから、米の消費量は多くなる、個人ごとの消費量はふえることはないと思います。それから、TPPに参加するということはもう現実の問題ですね。あすなのか、あさってなのかというその程度の問題です。多分そうすれば多少譲らなければならない部分が出てくる。そうすると、外国産米の市場開放が一層進むことになるわけです。避けられないと思います。それから、自民党政権が言っているように減反政策を見直す。そうすれば、今度は政策が米の生産を誘導してきた今と変わって市場動向のほうで農業を動かすという、そういう時代に入ってくるだろう。そういうふう環境が大きく変わる。そういう中では今、けさの新聞にも出ていましたが、大きい農家だから生き残るとか、小さい農家は淘汰されるのだとか、そういう次元の話ではなくなると私は考えているわけです。いかに環境の変化に対応していけるかということが、これからの日本の農業に求められているのではないかとこのように感じているわけです。

そこで、ここに私は構造改革特別区域法という、特区法という法律をちょっとかいつまんだ概略を持っているのですが、それによると、大ざっぱな説明として3つ挙げています。1つは、地方公共団体が地域活性化を図るために自発的に設定するものだ。それから、2つ目は、国からの財政支援はないと言われますけれども、そのかわり大幅に規制が緩和される。それから、3番目は、時の政府がその特区認定をする。この3点が大きい柱になると思います。あと、細かいことは法律ですからたくさんありますから、事務方のほうで調べておいていただければいいわけですが、ご存じのとおり我々の住んでいるつがる市は日本でも有数の水田稲作に恵まれた土地条件にある。しかも、長い間市長が口酸っぱくして言う新田の歴史がありますね。新田の歴史を長い間積み上げてきたその効率のよい栽培技術も当然あわせ持っているわけです。稲作環境が今大きく変わろうとしているときですから、特につがる市がこの稲作特区を申請して、稲作をいろんな面から全国に売り出す方法というのが考えられないものかどうかお伺いしたいと、そう思うわけです。

答弁を聞いて最後に一言あります。よろしく。

○議長（山本清秋君） 成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） 今のお尋ねにお答えさせていただきます。

議員今ブランド化の推進につきましては、販路拡大、販売のほうを優先して栽培基準とかそういうのは農協に任せたいほうがいいのではないかというようなお話でございました。販路拡大については、従来名古屋、大阪、東京のほうで行いまして進めてございますので、それらについては今までのつながりもありますので、今までの約束もありますので、商売については約束事、信頼関係が一番重要ですので、そのまま続けたいと思いますけれども、議員おっしゃったとおりその販路拡大についてはさらに進めて、今現在、これまでも議会で答弁しましたけれども、今見直しの結果が出ますので、それに基づいて今推進会議幹事会とかいう、そういう組織もありますけれども、それらを含めて見直しをかけたいと思います。

また、米の関係ですけれども、今議会でも転作の制度が変わりますので、稲作農家については先が見えないというような状況で今ありますけれども、米そのものにつきましたの農業特区という考え方がございまして、合併した当初、米についてはつがる市内で全て売りますので転作はやらなくてもいいのではないかとということで、国のほうへ問い合わせいたしましたら、そういう特区は絶対認めないと。今の政府が進めている政策に反するものについては、その時の政府は認めないというようなお話がありまして、ただこれからつがる市、農業で生きていくことになりますので、その今ある法令の中で農家が不便を感じずとか、商業者でも不便を感じずのものについては話し合いの中で検討して進めてまいりたいと思いますので、農業特区については今担当のほうに検討させて、どのようなものがつがる市の農業を進める上で法令で、邪魔ではないのですが、進めるに不利なものがありましたら、それらをまとめて農水事務所のほうへ問い合わせして進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 以上で……

〔「議長、ちょっと、質問でないの」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 4回目になるので、それは……

〔「質問でない」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 質問でなくても、やっぱりそれは、時間はありますけれども、この次もありますので。

以上で齊藤進議員の質問を終わります。

ここで午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

---

再開 午後1時00分

○議長（山本清秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

伊 藤 良 二 君

○議長（山本清秋君） 第10席、21番、伊藤良二議員の質問を許します。

伊藤議員。

〔21番 伊藤良二君登壇〕

○21番（伊藤良二君） 第10席の芳政会の伊藤良二でございます。10番目となりまして、ストレートに簡潔に聞いていきますので、答弁も簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、市の財政状況についてでございます。市の借金、市債の残高状況について、一般会計、特別会計合わせると平成26年度予算成立したとしまして470億ほどのことですが、市の財政、歳入に比べて少し大き過ぎてきたのではないかと、財政部の考えを

お聞きしたいと思います。このペースで市債が、借金が推移すると500億という数字も目に、射程距離に入ってくるように思われますけれども、大丈夫かどうか、財政部にお聞きしたいと思います。

次に、歳出を決めるに当たって歳入がはっきりしないと歳出も決められないわけでございますけれども、今後10年間の年度に入ってくる収入、歳入の見通しはどうか、歳入あって歳出が決まるわけですが、どういう流れになっているか、財政部の判断をお聞きしたいと思います。

財政の硬直化を考える目安の一つとして、経常収支の比率は現在どのぐらいか。家計で言うならば1年間の経費はどのぐらいなのかという数字でございますけれども、お持ちでしたらお知らせいただきたいと思います。

次に、健全財政を維持するために今年度はどういう方針で財政作成に臨んだのか、また今後どういう方針で取り組むのか伺いたいと思います。

あわせて、義務的経費の中の最大のもの、職員の人件費、定数の管理はどのような状況か、定数とラスパイレスで教えていただきたいと思います。

次に、つがる市の少子化対策についてでございます。つがる市の少子化の現状と対策を伺いたいと思います。近年、私の町内には200戸の戸数があるわけでございますけれども、空き家もふえて、1年生がことしは1人ということでございました。後から転入した子供が1人ありましたので後から2人になりましたけれども、実質は1人でございます。ちょっと寂しい限りでございます。そして、最近気がついたのでございますけれども、近所で赤ちゃんの泣き声が聞くことが本当に珍しくなりました。もうめったに赤ちゃんの泣き声を聞くことがない、そういう時代になりました。少子化対策は最大でかつ一番困難な問題につがる市ではなってきたと思います。これは確かに全国的な傾向ではございますけれども、つがる市としてでも一番最大で困難な問題だと思われま。それに対して市の当局としてどういうことを対策として考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

次に、空き家対策でございます。市内に空き家はつがる市全域ではどのくらいあるのか。よく市街から来られる方に言われるのは、木造駅において駅前の通りを警察のあたりまで歩いてみると、駅前にすぐ、昔歯医者であった誰も入っていない立派な建物、昔旅館であった建物、昔大きなリンゴ屋さんであった建物が2軒、警察に曲がるカーブのところでは空き家というよりももう廃屋、家が崩れて斜めになって、そういううちが3軒並んで建っています。本当にこのままでいくと将来どういう状況になるのかと暗い気持ちになりますけれども、いろいろ事情、理由はあると思いますけれども、市内の空き家の状況、報告いただきたいと思います。

そして、去年空き家条例つくれたわけでございますけれども、もう一度この空き家条例のつくれた意味と中身、空き家に対する対策を1回目聞きたいと思います。

4番目に、桜木団地建てかえについてでございます。去年から冬も通して大工事をしているわけでございますけれども、ことしは何戸建て、いつごろ、今年度33戸.....しゃべってしまいましたけ

れども、33戸建てるという予定でございますけれども、いつごろ募集を受け付けるのか、また募集の仕方はどういうふうな仕方をするのか。また、書き方ですね、あくまでもこの住宅はまず建てかえ住宅であるので、従来の皆さんが入っていただくと、その後残った枠は一般の方が申し込むわけでございますけれども、できれば前にも私何度も申し上げているように、いろんなご事情の方も入れるのも大事ですし、若い人の、申し込めば抽選みたいなもので入れる枠はないのか、再度伺いたいと思います。

入居の選考基準でございますけれども、これを含めて簡単に説明いただければと思います。

次に、津軽自動車道についてお伺いいたします。つがる市もとうとう俗に言うハイウエー時代が来まして、柏のジャスコのところにインターチェンジ乗り場ができてきたわけでございますけれども、いろいろ市民には話が飛び交っております。そこで、担当課にお伺いいたします。これは、柏インターチェンジはいつから使用できるようになるのか、料金は今のまま、まだ無料で使えるのか、お伺いしたいと思います。

工事中の鱒ヶ沢部分3.7キロを除くと、これからの工事はつがる市の部分になるわけです。13キロということですが、完成の見通しはいつごろなのか。

次に、2番目に、その建設ルートはどうなっているのか、略図を見ますと柏のインターチェンジの延長は五能線の北側に行くのか、ジャスコ側に行くのか、ちょうど間を通ったような枠で囲んでいるわけですが、そういうことに関して知っている範囲で答弁いただければと思います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本清秋君） 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。大きく5つの質問でございますけれども、私は津軽自動車道について答弁したいと思います。

柏インターはいつから使用できるようになるのかと、またその料金はという質問でございますけれども、あれは本線ではございません。五所川原西バイパスというふうに名前、それが正確な名前でございます。これは平成26年度で完成する予定で工事が進んでおりますけれども、恐らく開通は、まだはっきりしたあれはないのですけれども、ことしの秋ごろというふうにご理解いただければいいのではないかなというようなことでございます。それから、料金につきましては無料でございます。

もう一つ目の本線の建設ルートはと、どうなっているのかということでございますけれども、これこそ柏の今岩木川を越えて浮田、この延長13キロがまだ未着工でございます。これを基本計画にして初めて今度予算がつくわけでございますので、とりあえずは整備計画に格上げするよう努力をしなければならぬというようなことで、来年度もまた国のほうへお願いに、要望に参りたいとい

うふうに思っております。やはり岩木川を越え鯉ヶ沢までと、これは最低のルートでございますので、とにかくこれだけはやっていただきたいというようなことで要望にも参りますし、この道路が通ることによって日本海側のほうにもまた計画があるわけでございますので、いかにしてでもこのまだ未着工の区間を整備計画に繰り上げ、そして早い時期に工事をして完成していただきたいというふうに頑張ってもらいますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

ほかの質問に対しては各担当部長で答弁させます。

○議長（山本清秋君） 倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） 伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。市の財政状況でございますけれども、3点ご質問ありました。

まず、1点目、市債の残高状況でございます。議員がお見込みのとおり、平成26年度末の見込みで、一般会計で約365億、特別会計で約105億、合わせて合計約470億4,000万ほどになるという見込みになってございます。この質問の中で、このままの推移でいくと500億を超えるのではないかというご質問ありましたけれども、今中期計画のほうでは平成27年度からの5年間の地方債の現在高の見込みを立ててございます。それでいきますと、一般会計のほうで大体370億の近辺と、371億、372億、その辺で平成27年度から5年間の地方債の現在高は推移していくというふうに見込んでございます。とすれば、特別会計大体百四、五億で推移するとすれば、大体470億、その辺でとまると。この現在高もそうですけれども、現在高が多くなると連動して実質公債比率も多くなりますので、その辺は財政指標にのっとなって危険値を超えないような、そういう措置を講じていくという考えでございます。繰上償還なりさまざまな手だてで危険な数値に近づかないようにと、そういう手だてを講じていかなければならないと、そういうふう考えてございます。

2点目の今後10年間の歳入の見通し等はどうかということでございます。あわせて、経常収支比率と定員、あるいはラスパイレスどうなっているのかというご質問でございました。まず、10年間の今後の見通しでございますけれども、現在当市の歳入の大部分を占めているのは普通交付税でございます。この交付税が合併市町村の特例の廃止により平成27年度から段階的に減少、減らされていくということで、平成32年度においては平成26年度との比較でいくと約25億円、普通交付税単体で減らされると、減少する見込みだというふうに捉えています。また、道路であるとか、そういうインフラ整備などの投資的経費の財源として活用している再編交付金についても、平成28年度の1億8,900万円が最終交付年度で、今の状況ではそこで終了するという見込みです。市のもう一方の一般財源ですけれども、市税の自主財源でございますけれども、これが少子高齢化や人口の減少等の影響で現況より少しずつ落ちていこうと、落ち込んでいこうと、そういうことも想定してございます。一方、誘致企業対策であるとか、公営住宅の建てかえなど住民の定住関係のさまざまな施策を展開していく必要がございますので、そういうことも総合的に勘案すると、今後10年間の歳入の見通しといたしましては厳しいものになるだろうというふうに考えてございます。当然

市としてはこれらのことを踏まえて、いわゆるその交付税であるとか、そういう依存財源に頼らなければならぬつがる市の財政構造はいまだに脆弱であるということで、健全な財政運営を維持するに当たっては、将来の景気の低迷による税収やその地方交付税の減少に対処するためにも基金の確保、あるいは財政規律にのっとったその財政運営に努めていく必要があるのだろうというふうに考えてございます。この中で経常収支の比率でございませけれども、平成26年度当初予算、今この予算書の中で計算しますと収支比率は91.7%というふうになってございます。これはあくまでも当初予算ベースですので、91.7と。今の議会に補正の予算は第8号、3月の補正計上してございませけれども、その8号案の予算でいくと85.2%と、それが経常収支比率となってございます。

定員適正計画等ラスパイレスについては、後ほどお答え申し上げます。

それから、3点目でございませけれども、健全財政を維持するためには今後どういうことやっていくのかというご質問でございませけれども、今の政府が経済成長を柱とした景気回復を強力に進めてございませけれども、当市としては全国的な傾向からいくと、どこでも若年層の減少や高齢化人口がふえるということで、当然生産年齢人口が減っていきますので、税収が大きく回復することは期待していないというふうな状況が続くと見込まれています。また、一般財源の大宗を占めるその地方交付税の減少も控えてございませるので、当市の財政は非常に厳しい環境に置かれているというふうに考えてございませ。したがいまして、今後も健全財政を維持するためには一層のその歳入の確保に努めて、これまで以上の歳出の削減にも耐えることができる財政構造の確立が今求められているのだろうというふうに考えてございませ。今後当市では、歳入でいきますと市税であるとか、使用料であるとか、そういうことについては収納率の向上を図りたいと、そういうことでコンビニ収納の導入なども積極的に取り入れて徴収対策に取り組んでございませますが、引き続き歳入の確保へ向けて最大限の努力を行うこととしたいというふうに考えてございませ。また、将来の財政需要に応じた計画的な財源の活用に向けて、さらなる財政調整基金あるいは減債基金、この各種基金の積み立てに可能な限り努力してまいりたいというふうに考えてございませ。

一方、歳出でございませけれども、歳出においてもそういう厳しい財政構造を考えると、事業の実施に当たってはその内容であるとか、仕組みであるとか、あるいは費用対効果、こういうものを検証して、あるときは事業の撤退あるいは縮小なども見据えて抜本的な見直しを図って、整理合理化に努める必要があるだろうというふうにも考えてございませ。結果、重点的、効率的な財源配分に努めてまいりたいというふうに考えてございませ。ちなみに、平成26年度はつがる市合併10周年を迎える年度でございませけれども、23年度から市の総合計画の後期の基本計画が27年度でその計画期間を終えるということになってございませるので、その後の新たな総合計画を策定して、26年度からその準備段階に入りたいということにしてございませ。

以上のようなことを基本として、第2次行政改革の計画を積極的かつ計画的に進めて、スクラップ・アンド・ビルドも念頭に置きながら、財政規模に見合ったコンパクトな財政運営を目指してい

くことが大事なのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 総務部次長。

○総務部次長（柳生敏雄君） 私からは職員定数の状況とラスパイレス指数についてご説明させていただきます。

まず、職員の定数の考え方について若干触れさせていただきます。職員の定数のあり方につきましては、合併した際に当時の類似団体と称される団体と同じ水準に持っていきましようという考え方に立って定数を決めていくというふうにいたしております。具体的には、合併時当時類似団体と称されたところが県内では黒石市さんでありました。そして、黒石市さんの職員数と比較してつがる市は200人多いということから、その目標を200人削減していくという大きな目標を掲げてきました。そして、これに基づきまして市では第1次の定員適正化計画、そして現在は第2次の定員適正化計画を策定して定員の適正化に努めてきているという状況でございます。第1次の定員適正化につきましては、計画の中で5年間で75名を削減するという計画を掲げ、実績といたしましては110名の削減に努めたところでございます。そして、第2次の計画でいきますと、この間病院の職員が広域連合に移管したという特殊事情がありますけれども、これを除いた実質ベースでいきますと105名を削減するという予定で計画を立ててございます。そして、平成25年度の進捗状況といたしましては82名の削減に至ってございます。今後もこれは計画以上の結果が得られるのではないかとこのように見通しを持ってございます。

なお、参考までに職員の削減の方法といたしましては、新たに職員を採用する数を制限するという方法をもって職員数の削減に努めてきたというところでございます。

次に、ラスパイレス指数について申し上げます。ラスパイレスで公表されているのは平成24年の4月1日現在の数値でございます。これは国とつがる市を比較した場合にどのような状況であるかというものでございまして、24年4月1日現在で102.8というふうになってございます。これは一見するとつがる市の給与水準が高いのではないかとこのように思われますけれども、国ではご承知のとおり東日本大震災の復興の財源を確保するために、国家公務員の給与の削減を2年間にわたって行っております。そのため、この2年間につきましては国家公務員の給料がかなり低くなっているということから102.8というふうになりました。

参考までに、また国家公務員については26年からもとの水準に戻るというふうになってございますが、この特例措置の要因を除いた比較でいきますと94.9ポイントということになってございます。

私からは以上でございます。

○議長（山本清秋君） 境福祉部長。

○福祉部長（境 宏君） 伊藤良二議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは少子化対策についてお答えさせていただきます。まず、現状でございますけれど

も、少子化とは出生数が減少すること、子供の数の減少などとされてございますので、まず過去5年間の出生数についてお知らせいたします。平成20年度からでございます。20年度245人、21年度が218人、22年度が209人、そして23年度が201人、そして24年度が205人ございました。そして、今年度、25年度ですけれども、1月末現在で151人となっておりますので、このままでいきますと今年度200人を割るのではないかというふうに考えてございます。

また、出生率でありますけれども、これ合計特殊出生率、平たく言いますと1人の女性が一生に産む子供の平均数でございますけれども、これの平成15年から19年までの出生率が1.31で、県内で第27位ございました。そしてまた、平成20年から24年までの出生率ですが、これが1.27、0.04ポイント下がりました県内36位となっております。

次に、過去5年間の子供の数でございます。これはゼロ歳から18歳までの人数でございますけれども、平成20年度から申し上げますが、20年度が5,650人、21年度が5,549人、22年度が5,293人、23年度が5,128人、平成24年度が4,916人、そして25年度が4,779人ございまして、平成20年度と25年度比較したところ871人減少してございます。

次に、対策ということでございますが、ご承知のようにつがる市の少子化対策の一環としまして、中学生までの子ども医療費無料化、これを平成23年4月から実施してございます。ただ、これだけでは不十分であることは理解してございます。少子化対策に詳しい中京大の松田教授という方が東奥日報に載せた記事にございましたが、雇用創出が最も大事である。他管内から移住するにしろ、子供を産むにしろ仕事が必要である。企業や工場を誘致するか、地元企業を支援するしかないといった提言もございました。また、一方で内閣府の調査でございますが、7年前に実施した調査におきまして、子供をふやしたくない理由に、教育にお金がかかり過ぎる、これが56.3%、高年齢で産むのが嫌であるからというのが31.3%となっております。少子化対策はさまざまな分野にわたるものと認識してございます。市全体で取り組む必要があると思っておりますので、今後具体的な検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

私からは以上です。

○議長（山本清秋君） 山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、私から空き家対策について答弁させていただきます。議員の質問は、市内に空き家はどのくらいあるのかと、そして2つ目として条例の意義と中身について、そしてその対策はというご質問でございます。

まず、1つ目の空き家の状況でございますけれども、現在把握している空き家の数は293軒となっております。地区別の軒数で申し上げますと、木造地区が104軒、森田地区が59軒、柏地区が14軒、稲垣地区が44軒、車力地区が72軒となっております。以前議会で答弁しております平成21年度の調査の時点では339軒ございました。昨年になりますけれども、11月に職員が現地を実際に調査して市内全域を回りました。その結果293軒となったもので、結果的に46軒減少していたということでござ

います。主な減少の要因でございますけれども、再度入居しているものが29軒ございました。そして、解体されたものが28軒ございます。一方、不動産管理にされているものが5軒ございました。また、新たな空き家になっているというものが29軒新たに確認をされています。そういう状況でございます。

次に、条例についてでございますけれども、簡単に概要を説明させていただきます。つがる市空き家等の適正管理に関する条例でございます。この目的は、空き家等の管理の適正化を図ることで倒壊等の事故や犯罪、火災等を未然に防止し、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与するというようなことから制定したものでございます。そして、所有者の責務として所有者は所有等に係る空き家等が危険な状態にならないように、みずからの責任において当該空き家等を管理しなければならない。そして、空き家については実態調査、そしてまた立入調査、緊急安全措置などを盛り込んでおります。それから、助言または指導というようなことで、空き家等が現に危険な状態になったときは必要な処置について助言し、または指導することができるというふうに定めたものです。そのほかにそれに対して処置が講じられていなければ警告、命令、公表、さらにそれでも処置できないものは代執行まで行いますよというような内容で、昨年6月の定例会で議員の皆様方にご審議をいただきまして、6月18日から施行したものでございます。この1年間、1年にはならないですけれども、条例制定からの期間におきまして、私どもも25年8月号になりますけれども、広報つがるのほうに空き家問題を考えるというように題して特集を組んで、空き家の管理は所有者の責任でありますよというようなことを周知してきたところでございます。そして、先ほど調査しましたと申し上げましたけれども、昨年11月の中旬から私ども職員が市内全域を回って、従来の台帳を再確認して台帳の整備を図ったということで、それからもう一つは、その中で通学路等に面している最も危険だと思われるような4軒の空き家住宅に対しまして、所有者の調査を行い書面で指導、助言をしているというような状況でございます。

以上であります。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） 私のほうからは4番目の桜木団地建てかえについてのご質問にお答えいたします。

まず、ことしは何戸、いつごろ募集を受け付けるのかということでございますが、この桜木団地建てかえ事業につきましては、今年度は議員が言われましたように33戸を建設します。このうち23戸につきましては、現在団地に入居している方の分となります。そして、新規入居者の分としては10戸であります。ことしの1月24日に入札を行いまして、8棟を5工区で発注済みであります。敷地造成工事の後の発注のため、当初の予定より遅くなりました。このため、本年度の3月完成はできないということでございまして、今回の補正予算で明許繰り越しの手続きをお願いしております。完成時期につきましては、5月末を予定しておりますので、これと並行する形で5月中旬発行予定の

広報及びつがる市のホームページで入居の募集をする予定でございます。

次に、入居の選考基準はどのような内容かというご質問でございます。市営住宅の入居に当たっての選考基準については、入居者のこの選考基準でございますが、国の法律である公営住宅法あるいはそれに沿った市の条例であります市営住宅条例にも規定しております。住宅困窮度の高い順位の方を決定しなさいということでございまして、困窮度評定方式を採用しております。この困窮度評定基準は11項目があります。その内容ですが、1つ目は住宅の形態が持ち家か借家か、あるいはアパートか間借りか。それから、2つ目は住宅設備の状況でございます。玄関、台所、風呂、トイレが備わっているかどうか。3つ目は、世帯構成です。世帯の人数、一般世帯かあるいは父子世帯、母子世帯、また障害者世帯、高齢者世帯あるいは子育て世帯、生活保護世帯かどうかです。4つ目は、同居による困窮度です。親と同居、親族あるいは親族以外と同居しているとか、妻方に同居とかでございます。5つ目は、別居状況です。婚約者と結婚できない。扶養を要する者と別居している。夫婦、子供が別居状態かどうかであります。その他部屋の数及び部屋の大きさ、住環境の状況、立ち退き要求されているかどうか。遠距離通勤かどうか。家賃が所得に占める割合が幾らか。住居人とのトラブルがないかどうか。以上の11項目について評定しまして、困窮度の高い方から選考するというものでございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 伊藤良二議員。

○21番（伊藤良二君） 丁寧な答弁ありがとうございました。時間も押してきましたので、飛ばして質問いたします。

財政部長、これから次の10年の総合計画を立てるということになるとは思いますけれども、10年後は完全につがる市は、今人口3万5,000台ですけれども、完全に3万になるという想定で当然財政の長期計画を組むのかどうかお伺いしたいと思います。簡単でお願いいたします。

次に、境部長、1年間につがる市全域で合併した1町4カ村、200人ぐらいいしか子供が、新生児が生まれていないということですが、これはどういうことかという、私ども団塊の世代で、私向陽小学校に入ったとき4クラスで1クラス50人の大体200人生徒がいました。その上の先輩たちはもっと学年ごとに人数が多かったということですが、私に言わせればこのつがる市1つ、昔の学校1つあれば間に合うぐらいいしか子供がいなくなっているという状況でございます。1.3ということは大体全国平均、出生率1.3ということは1人の女性が1.3人しか子供を産まないという、略して言えばそういうことになるとは思いますけれども、これ何か生物学的に言うと絶滅危惧種に入るようで、東京は1。人間という種族が続けて同じ人口レベルでいくということになれば、1.1から2なければ存続できないということですが、私はこれは福祉課だけの問題ではなくて、市長が各課、雇用も必要だ、住居も必要だ、医療費もただにしている、いろんな施策を考えているわけですが、縦割りではなくて何かしら共同で各課が協力してできるような体制を市長が考えてい

ただかなければ、各課ではどうしようもできないのではないかなというふうに私は思います。ある程度そういうやり方をすれば少しは効果が出てくるような気がいたします。この間雇用創出でコールセンターできましたけれども、50人雇用ということでしたけれども、私見ていますと何か結構いろんな方が雇用されて、あっ、結構効果があるのだなというふうに、私の周り見ても結構そこに行っているという方何人もおられました。この小さな市だとそのぐらいの企業が来ていても大変な効果があるのだなというふうに私は、ですから経済部長も、答弁は要りませんけれども、誘致企業にももう少し力入れてもらいたいなと思います。これに関しては、市長のそういう姿勢の政治姿勢をちょっと聞いてみたいと思います。

最後に、住宅のことですけれども、従来ある方のほかに残りは困窮度で入れるのだということも私はもっともだと思うのですけれども、子供を抱えた若いご夫婦が申し込みに来ているのを見ると、あっ、その中の余ったやつ3割ぐらいはそういう方、人口減の歯どめにするためにもそういうのも入れるべきではないかなと思うのですけれども、その点部長にもう一度お伺いして2回目の質問を終わります。

○議長（山本清秋君） 福島市長。

○市長（福島弘芳君） この少子化の問題でございますけれども、先ほど部長が言いましたように、それこそ医療費の無料化あるいはまた雇用の場、そしてまたさまざま住みよい環境と申しましょうか、それを含めて、そうすればいい方向に行けばだんだんこう行きますけれども、1つだけではうまくいかなかったり歯車がかんでいけないというようなことでございますので、やはり全般的にどうしたらこのつがる市に住みたいのか、そういうのをもっと皆さんと一緒に考えて少子化に歯どめをかけていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本清秋君） 倉光財政部長。

○財政部長（倉光弘昭君） 伊藤議員の2回目のご質問でございますけれども、10年後の人口のその捉え方はどう考えているかということでございますけれども、今の長期計画が27年度で終了するというので、26年度から、来年度からその準備に入るわけでございますけれども、まだ準備段階でその推計はしてございません。ただ、推計方法がいろいろあるにしても、市の一番の上位計画が総合計画でございますので、人口の減少は避けられないとは言っても、そう急激な見込みは立てていけないのではないかと、実際のところのその算定方式に従うのでしょうけれども、3万人になるか、あるいは3万1,000人になるか、その辺のことについてはまだ推計段階で断言はできないというふうに考えてございます。ただ、財政の計画においてでも人口は非常に基本的な単位でございますので、財政計画でも10年後あるいは5年後、その計画を組む段階で全て人口が若干ではあるけれども、減っていく見込みで、それを前提にして財政計画は組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本清秋君） 相馬建設部長。

○建設部長（相馬英紀君） 桜木団地の建てかえに関する新規入居の条件とありますが、そのご質問にお答えしたいと思います。

議員が言われますように、若い人が市営住宅に入ってもらいたいということで、人口増にもつながる可能性もあるし、定住化につながる可能性もあるということは、これは私のほうとしても若い人に入ってもらいたいのはやまやまなのでありますが、やはり困窮度を評定しますといろいろなケースがありまして、先ほど申し上げました評定の11項目、これを点数つけていくわけですが、なかなか若い人だけを住宅に入居させるということも難しいところがあります。そういうことで、今回の桜木団地の建てかえについては現入居者が入る数、それ以上に現在では約100戸分ぐらいの新規の募集となると思われます。そういうことでどしどし新規の募集に対して若い人も申し込んでほしいと、このように思っております。

以上でございます。

○21番（伊藤良二君） 終わります。

○議長（山本清秋君） 以上で伊藤良二議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終結します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時53分

---

再開 午後 2時15分

○議長（山本清秋君） 休憩を取り消し会議を開きます。

---

#### 日程の追加

○議長（山本清秋君） ここで市長よりの発言の申し出がありましたので、これを許可します。  
福島市長。

○市長（福島弘芳君） 提案いたしましております議案第29号 市財産の無償譲渡につきまして、ご提案いたしましたが、内容について不十分な状態でしたので、取り下げたいと思います。  
よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（山本清秋君） お諮りします。

ただいまの市長より申し出がありました議案第29号 市有財産無償譲渡の件の取り下げの件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。議案第29号 市有財産無償譲渡の件の取り下げの件を承認することにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。  
よって、取り下げの件については承認されました。
- 

#### 総括質疑

- 議長（山本清秋君） 日程第2、報告第1号から議案第30号までの計32件を一括議題とします。  
提出議案に対する総括質疑は通告がございません。
- 

#### 予算特別委員会の設置

- 議長（山本清秋君） この際、お諮りいたします。  
ただいま議題となっております議案のうち、報告第2号及び議案第16号から議案第27号までの計13件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決定いたしました。  
なお、ただいま設置されました予算特別委員会の正副委員長互選のため、本日本会議終了後、この議場に予算特別委員会を招集いたします。
- 

#### 議案等委員会付託

- 議長（山本清秋君） 次に、ただいまの予算特別委員会へ付託した議案を除く各議案につきましては、お手元に配付のとおり各常任委員会に付託いたします。
- 

#### 請願・陳情の件

- 議長（山本清秋君） 日程第5、請願・陳情の件。  
請願第1号並びに請願第2号を上程し、お手元に配付の付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。
- 

#### 散会の宣告

- 議長（山本清秋君） 以上で本日の日程は全部終了しました。  
明日から17日までの間は、委員会開催のため、本会議は休会でございます。来る3月18日は午前10時に会議を開きます。

本日の本会議はこれにて散会いたします。

(午後 2時19分)

# 第 4 号

平成 2 6 年 3 月 1 8 日 (火曜日)

## 平成26年第1回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

平成26年 3月18日（火曜日）午前10時開議

#### 1 開議宣告

#### 1 議事日程

- 日程第1 予算特別委員長審査報告、討論、採決  
「報告第2号」  
「議案第16号」～「議案第27号」
- 日程第2 教育民生常任委員長審査報告、討論、採決  
「報告第1号」・「議案第8号」  
「議案第11号」～「議案第14号」  
「議案第30号」・「請願第1号」
- 日程第3 総務常任委員長審査報告、討論、採決  
「議案第1号」～「議案第3号」
- 日程第4 経済常任委員長審査報告、討論、採決  
「議案第4号」・「議案第15号」  
「議案第28号」・「請願第2号」
- 日程第5 建設常任委員長審査報告、討論、採決  
「議案第5号」～「議案第7号」  
「議案第9号」～「議案第10号」
- 日程第6 発議第1号 つがる市議会会議規則の一部を改正する規則案
- 日程第7 発議第2号 つがる市議会傍聴規則案
- 日程第8 委員会所管事務の閉会中の継続調査の件
- 

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1から日程第8

追加日程第1 発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書案

追加日程第2 発議第4号 雇用の安定を求める意見書案

追加日程第3 議案第31号 財産の取得の件の一部変更の件  
(つがる市桜木団地用地及び建物)

追加日程第4 議案第32号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件

追加日程第5 議案第33号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件

出席議員（24名）

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 成田昭司  | 2番  | 佐々木敬藏 | 3番  | 松橋博秋  |
| 4番  | 長谷川榮子 | 5番  | 成田博   | 6番  | 木村良博  |
| 7番  | 佐藤孝志  | 8番  | 長谷川徹  | 9番  | 三上洋   |
| 10番 | 野呂司   | 11番 | 天坂昭市  | 12番 | 成田克子  |
| 13番 | 小笠原忍  | 14番 | 村上秀徳  | 15番 | 佐々木直光 |
| 16番 | 佐々木慶和 | 17番 | 平川豊   | 18番 | 齊藤進   |
| 19番 | 齊藤幸洋  | 20番 | 山本清秋  | 21番 | 伊藤良二  |
| 22番 | 松橋勝利  | 23番 | 白戸勝茂  | 24番 | 高橋作藏  |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|              |         |
|--------------|---------|
| 市 長          | 福 島 弘 芳 |
| 副 市 長        | 佐 藤 昭 三 |
| 教 育 長        | 葛 西 岷 輔 |
| 総 務 部 長      | 山 口 修 一 |
| 財 政 部 長      | 倉 光 弘 昭 |
| 民 生 部 長      | 鎌 田 常 芳 |
| 福 祉 部 長      | 境 宏     |
| 経 済 部 長      | 成 田 一 司 |
| 建 設 部 長      | 相 馬 英 紀 |
| 会 計 管 理 者    | 川 嶋 久 利 |
| 総 務 部 次 長    | 柳 生 敏 雄 |
| 財 政 部 次 長    | 三 上 保 男 |
| 民 生 部 次 長    | 三 上 秀 敏 |
| 福 祉 部 次 長    | 葛 西 彰 憲 |
| 経 済 部 次 長    | 佐々木 錦 司 |
| 建 設 部 次 長    | 新 岡 秀 行 |
| 教育委員会委員長     | 成 田 悦 雄 |
| 選挙管理委員会委員長   | 成 田 照 男 |
| 監 査 委 員      | 長谷川 勝 則 |
| 農業委員会会長職務代理者 | 乳 井 春 光 |
| 教育委員会部長      | 野 呂 金 弘 |
| 選挙管理委員会事務局長  | 田 村 文 英 |
| 農業委員会事務局長    | 高 橋 寿   |
| 監査委員事務局長     | 三 上 修 司 |
| 消 防 長        | 小 野 裕   |
| 稲垣出張所長       | 成 田 柳 二 |
| 車力出張所長       | 工 藤 輝 美 |

職務のため議場に参加した者の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 事務局 長  | 小林 忠   |
| 事務局 次長 | 佐藤 廣文  |
| 総務係 長  | 三上 眞理子 |
| 議事係 長  | 葛西 隆志  |

---

開議宣告

○議長（山本清秋君） ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

予算特別委員長審査報告、討論、採決

○議長（山本清秋君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、報告第2号及び議案第16号から議案第27号までの計13件を一括議題といたします。

予算特別委員長の審査報告を求めます。

村上予算特別委員長。

〔予算特別委員長 村上秀徳君登壇〕

○予算特別委員長（村上秀徳君） おはようございます。今定例会において、予算特別委員会に付託された報告1件、平成25年度各会計補正予算案6件、平成26年度各会計当初予算案6件、計13件について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月10日、11日の2日間、予算案等の概要について担当部より説明を受け、細部の審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、全議員で構成された委員会でありま

すので、省略させていただきます。

付託された議案については、いずれも計数的に正確であり、内容も適正であると認め、報告1件、補正予算案6件、当初予算案6件、計13件について全会一致により承認及び原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が審査の結果であります。当局においては審査の過程で委員各位より出された質疑、意見等に十分意を用い、事務の執行に当たられますよう申し上げ、予算特別委員会の審査のご報告いたします。

○議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり承認及び原案のとおり可決

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

教育民生常任委員長審査報告、討論、採決

○議長（山本清秋君） 日程第2、報告第1号、議案第8号並びに議案第11号から議案第14号及び議案第30号、請願第1号の計8件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

村上教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 村上秀徳君登壇〕

○教育民生常任委員長（村上秀徳君） ただいまから教育民生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月13日に開催し、付託された報告1件及び議案6件並びに請願1件について、執行部より詳細な説明と聴取を行い、慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。専決第1号 西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合規約の変更について、西北五広域福祉事務組合、いわゆる森田学園の入所数が減っているとのことだが、職員も減るのかとの質疑に対し、職員は減らさず、新たな事業を展開し歳入をふやしていきたいとの答弁でした。

議案第14号 つがる市新型インフルエンザ等行動計画策定委員会条例案について、新型インフルエンザ等行動計画策定委員会の構成はとの質疑に対し、市内の開業医、養護教諭等学校保健関係、商工会、自治会長、保健所長などのメンバーを考えているとの答弁。

議案第13号 つがる市消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例案について、今までと何が変わったのか、また国の法令改正によるものなのかとの質疑に対し、消防署長の資格の基準を新たに設けたもの、また消防組織法が新たに制定されたことによるものであるとの答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、報告1件、議案6件、請願1件については全会一致により承認及び原案のとおり可決すべきもの並びに採択すべきものと決しました。

以上で本委員会の報告を終わります。

○議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり承認並びに原案のとおり可決及び採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### 総務常任委員長審査報告、討論、採決

○議長（山本清秋君） 日程第3、議案第1号から議案第3号までの計3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

野呂総務常任委員長。

〔総務常任委員長 野呂 司君登壇〕

○総務常任委員長（野呂 司君） おはようございます。ただいまから総務常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月13日に開催し、付託された議案3件について、執行部より詳細な説明と聴取を行い、慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。議案第1号 つがる市税条例の一部を改正する条例案について、固定資産評価審査委員を決めるに当たっては市長の任命かの質疑に、議会の承認が必要であるとの答弁。

議案第2号 つがる市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案では、つがる市で再任用されている職員はいるのかの質疑に、25年度まではいなかったが、今年度退職する36名のうち6名が再任用を希望しているとの答弁がありました。

議案第3号 つがる市行政財産使用料条例の一部を改正する条例案では、今回の行政財産使用料条例の一部改正に係る行政財産とはどのようなものがあるのかとの質疑に、土地については使用期間が1カ月に満たないものの使用料について課税されるが、つがる市では該当はない。建物については、公共施設にある自動販売機、本庁のATM及び通信用アンテナ、車力出張所の東北防衛局つがる連絡所について使用料を徴収しているとの答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、議案3件については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって本委員会の報告を終わります。

○議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### 経済常任委員長審査報告、討論、採決

○議長（山本清秋君） 日程第4、議案第4号及び議案第15号並びに議案第28号、請願第2号の計4件を一括議題といたします。

経済常任委員長の審査報告を求めます。

天坂経済常任委員長。

〔経済常任委員長 天坂昭市君登壇〕

○経済常任委員長（天坂昭市君） おはようございます。それでは、経済常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月14日に開催し、付託されました議案3件、請願1件について、執行部及び請願人より詳細な説明と聴取を行い、慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。議案第4号 つがる市漁港管理条例の一部を改正する条例案について、漁港施設の占用許可件数と金額の質疑に、23年度9件、24年度、25年度はいずれも3件ずつとなっており、占用料は漁港整備事業に係るものについては無料、24年度の1件は風力発電設置のための調査にかかわるもので3,523円、25年度も同じく7,065円を徴収しているとの答弁。

議案第15号 つがる市新産業支援センター条例案について、この新産業支援センターはもうできているのかの質疑に、3月14日に入札、工期は8月30日を予定しているとの答弁。また、つがるコンシェルジュセンターでの市の特産物をインターネットで販売したいとのことであるが、そういう情報はできるだけ早く発信してほしいとの意見が出されました。

議案第28号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件について、指定管理料以上に経費が

かかった場合はどうなるのかの質疑に、指定管理料が赤字となった場合は双方協議の上、やむを得ない状況であれば追加で支援する場合もあるとの答弁がありました。また、住民に不便のないよう指定管理先への指導をお願いしたいとの意見が出されました。

請願第2号 雇用の安定を求める意見書の提出に関する請願について、企業側が金銭によって従業員をいつでも解雇できるとの労働者にとって不利益になるような制度改正は行うべきではないとの意見が出されました。

以上のとおり慎重な審査の結果、議案3件、請願1件について、全員異議なく、原案のとおり可決及び採択すべきものと決しました。

以上をもって本委員会の報告を終わります。

○議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり原案のとおり可決並びに採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### 建設常任委員長審査報告、討論、採決

○議長（山本清秋君） 日程第5、議案第5号から議案第7号及び議案第9号、議案第10号までの計5件を一括議題といたします。

建設常任委員長の審査報告を求めます。

木村建設常任委員長。

〔建設常任委員長 木村良博君登壇〕

○建設常任委員長（木村良博君） 改めておはようございます。ただいまから建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月14日に開催し、本会議より付託されました議案5件について、執行部より詳細な説明の聴取を行い、慎重に審査しました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。議案第9号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について、今回の改正で占用料の単価が大幅に減額になっているが、試算した金額はとの質問に対し、25年度で試算すると改正前600万のところ、改正後は330万となり270万円、率にして45%の減となるとの答弁。また、占用料が下がった理由はとの質問に、現行では甲、乙、丙の3段階だったが、地価の適正化を図る目的で1から5級まで細分化され、当市は最低ランクの5級に該当となったためとの答弁。

以上のとおり慎重な審査の結果、議案5件については全会一致により原案どおり可決及び採択すべきものと決しました。

以上をもって本委員会の報告を終わります。

○議長（山本清秋君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### 発議第1号の上程、説明、採決

○議長（山本清秋君） 日程第6、発議第1号 つがる市議会会議規則の一部を改正する規則案を議題とします。

発議者の説明を求めます。

佐々木議会改革検討特別委員長。

〔議会改革検討特別委員長 佐々木慶和君登壇〕

○議会改革検討特別委員長（佐々木慶和君） 皆さん、おはようございます。ただいま上程されました発議第1号 市議会会議規則の一部改正について趣旨説明を申し上げます。

当委員会は、昨年9月の定例会で7人の委員でスタートいたしました。この間先進地視察などを行いながら、各検討項目について優先順位をつけて積極的な協議検討を進めてまいりました。

まず、優先課題として政治倫理条例の制定、議長交際費の公表、会議録のホームページ掲載を施行いたしました。

今回の改正内容は、これまで以上に開かれた議会、市民によりわかりやすい議会とするため、一般質問について、これまでの一括質問に加え、一問一答方式を導入した質問方式の選択制を規定する改革案であります。この方式は、1回目の質問をこれまで同様登壇して全ての質問項目について行い、2回目以降は自席にて質問項目ごとに質問、答弁を行うものであり、質問と答弁がセットになるため議論が明確になるほか、質問における回数制限を撤廃するものであります。

以上、当委員会において協議を得まして本日提案するものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 22番。

○22番（松橋勝利君） 今委員長から新しく一問一答方式ということで、この場に来て初めて聞いたわけでありませぬけれども、よくほかの議会でも一問一答方式、こういうものが行われていることは私も承知しているわけでありませぬが、ここでひとつ聞いておきたいのは、今までどおりやる、あと議席に戻ってから、この問題ならこの問題を集中して議論すると、こういうことのようにだけでも、ただよく言われておるように理事者側の反問権というか、よくそういうことも耳にするのだけでも、それも取り入れるのかどうか、そこまで議論になっているのかどうか。

それと、時間については恐らく今までどおり全て、全部をひっくるめて1時間と、こういうぐあいになるのか、その辺の詳細な説明をお願いします。

○議長（山本清秋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

---

再開 午前10時26分

○議長（山本清秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご異議なしと認め、発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は可決されました。

---

発議第 2 号の上程、説明、採決

○議長（山本清秋君） 日程第 7、発議第 2 号 つがる市議会傍聴規則案を議題といたします。

発議者の説明を求めます。

佐々木議会改革検討特別委員長。

〔議会改革検討特別委員長 佐々木慶和君登壇〕

○議会改革検討特別委員長（佐々木慶和君） ただいま上程されました発議第 2 号 つがる市議会傍聴規則の改正案について趣旨説明を申し上げます。

先ほど上程されました発議案と同様、市民に開かれた議会にするための一手段として、議会傍聴に関し、市民に不要な制限を加えるような規定を改めて、市民が気軽に傍聴できる議会にするため、これまでの傍聴規則を根本的に見直すものであります。現行の規定では、傍聴する際、傍聴券に住所、氏名、年齢を記入しなければならないと規定していますが、改革案では傍聴に関する一切の手続は必要としないと規定いたしました。また、傍聴席における写真、ビデオ撮影、録音についても自由に行える規定といたしました。

市民の議会への関心を一層高め、市民がより身近に感じる議会となるよう、今後も引き続き検討項目について協議検討を進めてまいります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして趣旨説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、発議第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号は可決されました。

---

委員会所管事務の閉会中の継続調査の件

○議長（山本清秋君） 日程第 8、委員会所管事務の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、常任委員会へ付託された意見書の請願が先ほど採択されましたが、それに伴う議員発議案及び各議案を配付しますので、暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

---

再開 午前10時32分

○議長（山本清秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程の追加

○議長（山本清秋君） ただいまお手元に配付のとおり、発議案2件及び議案3件が提出されました。これを日程に追加し、委員会付託を省略し、本会議で審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、発議案2件及び議案3件を日程に追加し、委員会付託を省略することに決定しました。

---

#### 発議第3号の上程、採決

○議長（山本清秋君） 追加日程第1、発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書案を議題とします。

お諮りします。本件については、先ほど教育民生常任委員長の報告で採択されました請願と同じ趣旨でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第3号については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 発議第4号の上程、採決

○議長（山本清秋君） 追加日程第2、発議第4号 雇用の安定を求める意見書案を議題とします。

お諮りします。本件については、先ほど経済常任委員長の報告で採択されました請願と同じ趣旨でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第4号については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本清秋君） 追加日程第3、議案第31号 財産の取得の件の一部変更の件を議題といたします。

説明を求めます。

成田経済部長。

○経済部長（成田一司君） それでは、議案第31号 財産の取得の件の一部変更の件でございます。

平成24年9月20日議決の財産の取得の件、これにつきましては桜木団地の用地及び建物の取得でございます。その一部を次のように変更するものとする。平成26年3月18日提出、つがる市長、福島弘芳。

取得価格が4,541万から5,013万5,000円、これにつきましてはコールセンターが入る建物の関係で、この差額分472万5,000円については県からの取得価格の変更で返還することになりました。

そして、提案理由につきましては下のほうに書いてございますけれども、つがる市桜木団地集会所の用に供するため取得した建物の一部を用途変更する、これはコールセンターということでございます。そのことにより取得価格を変更する必要が生じたことから提案するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第31号は可決されました。

---

議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本清秋君） 追加日程第4、議案第32号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めの件を議題といたします。

説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、議案第32号をご説明申し上げます。

つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めの件。つがる市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求め。平成26年3月18日提出、つがる市長。

記、氏名、神元勝、性別、男、生年月日、昭和20年10月1日、現住所、つがる市森田町床舞豊原29番地。

提案理由でございます。つがる市教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものでございます。

次のページをお開きください。参考といたしまして神元勝氏の略歴を記載しております。記載内容の一番下でございます。平成22年、つがる市教育委員会委員となり、現在に至っております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

---

議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本清秋君） 追加日程第5、議案第33号 つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件を議題とします。

説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口修一君） それでは、議案第33号をご説明申し上げます。

つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるの件。

つがる市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成26年3月18日提出、つがる市長。

記、氏名、半田修、性別、男、生年月日、昭和24年5月9日、現住所、つがる市木造曙28番地1。氏名、鶴賀谷孝一、性別、男、生年月日、昭和24年12月11日、現住所、つがる市森田町大館千歳114番地1。氏名、佐々木保、性別、男、生年月日、昭和32年5月23日、現住所、つがる市稲垣町千年上繁り8番地1。

提案理由でございます。つがる市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を得るため提案するものでございます。

次のページをお開きください。参考資料として略歴を記載しております。半田修氏でございます。略歴の一番下になります。昭和23年、つがる市固定資産評価審査委員会委員となり、現在に至っております。鶴賀谷孝一氏でございます。これも一番下の略歴でございます。昭和23年、つがる市固定資産評価審査委員会委員となり、現在に至っております。次に、佐々木保氏でございます。平成17年、つがる市固定資産評価審査委員会委員となり、現在に至っております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（山本清秋君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山本清秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（山本清秋君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第1回つがる市議会定例会を閉会いたします。

（午前10時41分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 山 本 清 秋

署名議員 佐々木 直 光

署名議員 佐々木 慶 和